

# 令和2年3月甲良町議会定例会会議録

令和2年3月5日（木曜日）

## ◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 認定第1号 平成30年度甲良町介護保険事業特別会計歳入歳出決算再認定について
- 第4 議案第1号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 第5 議案第2号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 第6 議案第3号 甲良町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第4号 甲良町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第5号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第6号 町長等および職員の給与の特例に関する条例
- 第10 議案第7号 甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第8号 甲良町特別会計条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第9号 甲良町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第10号 滋賀県市町村職員退職手当組合理約の変更につき、議決を求めることについて
- 第14 議案第11号 彦根市と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき、議決を求めることについて
- 第15 議案第12号 令和元年度甲良町一般会計補正予算（第6号）
- 第16 議案第13号 令和元年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第17 議案第14号 令和元年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第18 議案第15号 令和2年度甲良町一般会計予算
- 第19 議案第16号 令和2年度甲良町国民健康保険特別会計予算
- 第20 議案第17号 令和2年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算

- 第21 議案第18号 令和2年度甲良町介護保険事業特別会計予算  
 第22 議案第19号 令和2年度甲良町墓地公園事業特別会計予算  
 第23 議案第20号 令和2年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算  
 第24 議案第21号 令和2年度甲良町土地取得造成事業特別会計予算  
 第25 議案第22号 令和2年度甲良町下水道事業会計予算  
 第26 議案第23号 令和2年度甲良町水道事業会計予算  
 第27 請願第1号 介護保険に関する請願書  
 第28 一般質問

◎会議に出席した議員（12名）

1番	小森正彦	2番	岡田隆行
3番	山田充	4番	山田裕康
5番	野瀬欣廣	6番	宮寄光一
7番	丸山恵二	8番	木村修
9番	建部孝夫	10番	大町善士雄
11番	西澤伸明	12番	阪東佐智男

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長	野瀬喜久男	教育長	松田嘉一
総務課長	中川雅博	教育次長	福原猛
会計管理者	宮川哲郎	学校教育課長	上橋純子
税務課長	西村克英	社会教育課長	大野けい子
企画監理課長	村岸勉	建設水道課長	北坂仁
住民課長	小林千春	人権課長	丸澤俊之
保健福祉課長	米田志保子	総務課参事	上田真司
産業課長	中村康之	建設水道課参事	丸山正

◎議場に出席した事務局職員

事務局長	橋本浩美	書記	白波瀬愛
------	------	----	------

(午前 9時00分 開会)

○**阪東議長** ただいまの出席議員数は12名です。

議員定足数に達していますので、令和2年3月甲良町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3番 山田充議員、4番 山田裕康議員を指名します。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期を、本日から3月23日までの19日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**阪東議長** 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月23日までの19日間と決定しました。

これより、町長の挨拶、行政報告ならびに提案説明を求めます。

町長。

○**野瀬町長** 本日、令和2年甲良町議会3月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところ、ご出席をいただきましてまことにありがとうございます。平素は町政全般にわたりまして、格別のご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

ここで、提案説明に先立ち、議員の皆様におわびを申し上げます。

1つ目は、「カーボン・マネジメント強化2号事業」の役場庁舎と保健福祉センターの設備改修工事につきまして、実施年度の間違ひがあり、令和元年度「一般会計補正予算(第6号)」の工事費を減額いたし、令和2年度「一般会計(当初予算)」に工事費を計上させていただき修正をし、直前に予算書の差しかえをさせていただきました。

2つ目は、平成30年度介護保険事業特別会計決算につきまして、令和元年9月定例議会におきまして、決算認定をいただいているにもかかわらず、本定例議会で再認定をお願いするものであります。

公金着服事件以降、種々の再発防止、事務改善に取り組んできたところではありますが、申し開きのできないミスを起こしてしまいました。議会開会直前に議会運営委員会で認定案件として追加をお認めいただき、お礼を申し上げますとともに、事業会計システムと財務会計システムの突合を必須として再発防止

を徹底いたすものであります。

この2点につきまして、改めて深くおわびを申し上げます。

さらに、本日、4議案につきまして、差しかえの書類がございました。総務課参事が申し上げたとおりであります。改めて種々の不手際、大変申しわけなくおわびを申し上げる次第でございます。

次に、世界的規模で感染拡大をしている新型コロナウイルスについてであります。3月3日の議会全員協議会で本町の感染症対策本部が取り組んできた経過についてご報告をさせていただいたところであり、引き続き、最新の情報収集に努め、町民の安全を守るため、迅速な対応と的確な情報伝達をしてみたいと考えております。

それでは、本日提案をさせていただきます案件について、その概要を申し上げます。

認定第1号は、令和元年9月議会で認定いただきました平成30年度甲良町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を再認定いただくものであります。

議案第1号は、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例であり、甲良町監査委員条例、甲良町水道事業の設置等に関する条例、甲良町下水道事業の設置等に関する条文の一部修正であります。

議案第2号は、成年被後見人等の権利の制限に関する措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例であります。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、甲良町印鑑条例、甲良町消防隊員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正であります。

議案第3号は、甲良町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正であります。会計年度任用職員の服務の宣誓の方法を規定するものであります。

議案第4号は、甲良町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正であります。会計年度任用職員制度の導入に伴い、公務災害補償基礎額を常勤職員等の公務災害補償に係る平均給与額の例により、実施期間が町長と協議して定める額とするものであります。

議案第5号は、甲良町特別職の職員の給料に関する条例の一部改正であります。甲良町長の給与月額70%減額を令和2年3月までとし、令和2年4月から復元するものであります。

議案第6号は、町長等および職員の給与の特例に関する条例であります。元職員の公金着服事件について、2月に最終処理についてご報告をさせていただきました。今回、行政組織としてのけじめと管理責任として令和2年4月の給料月額を町長30%、教育長20%、管理職10%減額するものであります。

議案第7号は、甲良町職員の給与に関する条例の一部改正であります。行政

職給料表級別職務分類表を整理いたし、改正するものであります。

議案第8号は、甲良町特別会計条例の一部改正であります。下水道事業が公営企業会計となることから、甲良町特別会計条例に設置されている甲良町下水道事業特別会計を削除するものであります。

議案第9号は、甲良町道路占用料徴収条例の一部改正であります。固定資産評価額の評価替えによる工作物、施設の額の改定を行うものであります。

議案第10号は、滋賀県市町村職員退職手当組合理約の変更であり、滋賀県市町村交通災害共済組合の解散により、退職手当組合から脱退されるものであります。

議案第11号は、彦根市と締結をした定住自立圏形成協定について、彦根市新市民体育センターの整備、および彦根市新市民体育センターを活用した圏域経済の活性化のために連携して取り組む政策分野に「スポーツを通じた地域活性化」を追加する変更であります。

議案第12号は、令和元年度甲良町一般会計補正予算第6号について、4,058万8,000円を減額いたし、補正後の予算総額を42億6,099万9,000円とするものであります。主な補正項目は歳入では町民税及び町債の増額、また、国庫支出金、繰入金及び諸収入の減額。歳出では総務費、総務管理費の減額、民生費では社会福祉費及び児童福祉費の減額、衛生費では保健衛生費及び清掃費の減額、農林水産業費では農業費の増額、商工費の減額、教育費では教育施設整備費の増額が主なものであります。

議案第13号は、令和元年度甲良町国民保険特別会計補正予算（第2号）について、51万9,000円を追加いたし、補正後の予算総額を9億4,654万6,000円とするものであります。主な補正項目は、歳入では国庫支出金、繰入金の増額、歳出では総務管理費の増額が主なものであります。

続いて、議案第14号は、令和元年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算第4号について、1,617万5,000円を追加いたし、補正後の予算総額を9億5,833万円とするものであります。

議案第15号は、令和2年度甲良町一般会計予算、および議案第16号から23号は、令和2年度の6つの特別会計及び2つの企業会計の予算であります。一般会計につきましては、昨年度当初予算より2.8%増となる41億24万円となりました。特別会計及び企業会計による8会計の総予算額では、昨年度当初予算より12.3%増となる29億3,335万4,000円であります。

今回の予算編成につきましては、団体自治・住民自治を軸に、「みんなでまちづくり」という行政運営の基本を前提として、5つの重点事業を中心に予算編成を行いました。今後は今まで以上に、計画・実行・評価・改善を繰り返し

行い、大変厳しい財政環境を自覚いたし、効率的で正確な行政推進に職員が結束して事業を進めてまいります。

以上、本日提出いたしました案件につきまして、その概要の説明を申しあげました。何卒よろしくご審議をいただき、適切な認定、議決を賜りますよう、お願い申しあげまして、提案説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**阪東議長** 暫時休憩します。

(午前 9時15分 休憩)

(午前 9時23分 再開)

○**阪東議長** 休憩前に引き続き、開会します。

次に、日程第3 認定第1号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**橋本事務局長** 認定第1号 平成30年度甲良町介護保険事業特別会計歳入歳出決算再認定について。

上記の議案を提出する。

令和2年3月5日。

甲良町長。

○**阪東議長** 本案に対する提案説明を求めます。

会計管理者。

○**宮川会計管理者** 私の方から、認定第1号 平成30年度甲良町介護保険事業特別会計決算書につきましてご説明させていただきます。

今回につきましては、決算書において誤りがございました。このことにつきましては、「平成31年度滞納繰越」から「平成30年度滞納繰越」に誤って7,100円を収入金更正したことにより差異が生じたものでございます。

甲良町の今を考えますと、業務内の確認がしっかりとできていなかったことを猛省するとともに、深謝いたしたいと思っております。申しわけございませんでした。

なお、このことを教訓といたしまして、今後はこのようなことのないよう、仕事に従事してまいります。

それでは、お手元の議案書の方をご覧ください。この議案書につきましては、その7,100円の差異がございましたので、合計の数字が変更になっておるものほとんどでございます。

まず、表紙をご覧ください。歳入歳出予算額8億6,788万9,000円、歳入決算額8億7,664万4,499円、歳出決算額8億2,536万4,997円、歳入歳出差し引き残額5,127万9,502円、うち翌年度繰越

財源 0 円、実質収支 5, 1 2 7 万 9, 5 0 2 円でございます。

続きまして、表紙をおめくりください。

歳入でございます。1 款 保険料、収入済額 1 億 8, 0 1 7 万 9, 9 6 0 円、不納欠損額 7 5 万 9, 5 0 0 円、収入未済額 2 5 7 万 9, 7 9 0 円、2 款 使用料及び手数料 1 万 3, 0 0 0 円、マイナス 1 0 0 円、3 款 国庫支出金 2 億 9 6 6 万 9, 6 3 2 円、4 款 支払基金交付金 2 億 7 9 5 万 7, 8 5 2 円、5 款 県支出金 1 億 2, 7 2 1 万 4, 8 6 2 円、6 款 財産収入はございません。7 款 繰入金 1 億 8, 1 4 2 万 7, 8 3 1 円、8 款 繰越金 2, 0 1 4 万 5, 9 6 0 円、9 款 諸収入 3 万 5, 4 0 2 円。

3 ページをご覧ください。1 0 款 町債はございません。よって、歳入合計、収入済額 8 億 7, 6 6 4 万 4, 4 9 9 円、不納欠損額 7 5 万 9, 5 0 0 円、収入未済額 2 5 7 万 9, 6 9 0 円となります。

また、最初に説明をいたしましたように、歳出の方につきましては変更はございませんので割愛させていただきたいと思っております。

以上で、私の方からの説明を終わらせていただきます。

○**阪東議長** 質疑に先立ちまして、監査委員の木村議員から平成 3 0 年度甲良町介護保険事業特別会計歳入歳出決算審査の報告を求めます。

木村議員。

○**木村議員** それでは、朗読をもって報告にかえさせていただきたいと思っております。

甲良町長 野瀬喜久男様。

甲良町監査委員 上野安德 甲良町監査委員 木村修。

平成 3 0 年度甲良町介護保険事業特別会計歳入歳出決算審査意見書。

地方自治法第 2 3 3 条第 2 項の規定により、令和 2 年 3 月 2 日再審査された平成 3 0 年度甲良町介護保険事業特別会計歳入歳出決算ならびに関係帳簿証拠書類を審査した結果、その意見は次の下記のとおりである。

1、審査の概要 (1) 期日 令和 2 年 3 月 2 日 (2) 場所 甲良町役場 2 階議員控え室、(3) 審査の対象 甲良町介護保険事業特別会計、(4) 審査の方法 平成 3 0 年度甲良町介護保険事業特別会計の決算再審査にあたっては、審査に付された保険料に関する修正の歳入歳出決算書、同事項別明細書等の調書について、証拠書類を照合するとともに、資料等の提出を求め、重ねて説明を聴取し、審査を実施した。

2、審査結果 審査に付された平成 3 0 年度甲良町介護保険事業特別会計の決算書、同事項別明細書(別添)はいずれも正確であると認める。修正については、保険料 1 億 8, 0 1 8 万 7, 0 6 0 円に対し、7, 1 0 0 円減の 1 億 8, 0 1 7 万 9, 9 6 0 円である。

本会計決算額は、歳入が 8 億 7, 6 6 5 万 2, 0 0 0 円、歳出が 8 億 2, 5

36万5,000円で、差し引き5,128万7,000円の残額は翌年度に繰り越した。滞納額は不納欠損額76万円を除くと、282万2,000円と、前年度に比べて2,000円増加した。

また、現年度普通徴収の収納率は90.7%と前年より4.9ポイント増加、過年度徴収の収納率は14.1%と、前年度より2.2ポイント減少した。を、本会計決算額は歳入が8億7,664万4,000円、歳出が8億2,536万5,000円で、差し引き5,128万円の残額は翌年度に繰り越した。滞納額は不納欠損額76万円を除くと、282万9,000円と、前年度に比べて9,000円増加した。また、現年度普通徴収の収納率は90.7%と、前年度より4.9ポイント増加、過年度徴収の収納率は13.8%と、前年度より2.5ポイント減少した。に修正する。

3、結論 平成30年度甲良町介護保険事業特別会計の再審査を終え、決算内容に誤りがあった原因として、被保険者1人の方の介護保険料の収納事務において、平成30年度現年度分普通徴収保険料であったものを平成31年度分滞納繰越分普通徴収保険料として間違っして収納したことから、同様に収納した4人分と合わせて、平成31年度滞納繰越分普通徴収保険料から平成30年度現年度分普通徴収保険料に正しく入金更正処理を行った。

正しく入金更正処理をしたにもかかわらず、担当者が前述の入金更正の処理を行ったことを忘れ、かつ当該被保険者の介護保険料の収入7,100円を平成30年度分滞納繰越分普通徴収保険料と思い込み、平成31年度滞納繰越分保険料から、平成30年度滞納繰越分保険料に誤って、入金更正処理を行ったことによる差異が生じた事務的な処理の間違いであった。

地方自治法第233条第1項の規定による決算の調製にあたり、その差異に気づかず、適正な処理ができていなかったため、今日に至ったものであります。

今後、同様の会計処理が発生することがないように、強く要望いたします。

以上でございます。

これは予算決算常任委員会の付託であります。その付託の、予算決算常任委員会で議論をお願いしておきたいと思っております。

以上です。

○**阪東議長** 決算審査の報告が終わりましたので、ただいま議題となっております認定第1号について質疑はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 予算決算常任委員会に付託をされるということですので、この全協で示されました経過報告書の裏表を見ますと、昨年10月に業者に財務システムの依頼をする。そして、2月14日に財務システムの間違いを確認する。そして、今回の定例監査で監査委員に報告をし、その前に25日町長および総

務課長に報告をされていますが、その経過について、表面の方に年度間更正をしたことを忘れていたわけです。書類にあたって忘れていたということは、普通あり得ない。書類に基づきながら会計処理をしていきますので、そして、その①②についても思い込んでいたというふうにあります。

それで、詳しくわかるために、経過書ないしは担当者から顛末書が出ていると思います。顛末書が出ていないのならば、なぜそういうようになったのかという点で、自己総括をやはりしてもらって、つまり、決算書というのは膨大な金額です。総額で言えば、40億近くになります。それを覚えてたり、それから誤っていたり、思い込んでいたりして処理をするものではありません。

もともと書類に基づいて決算、予算をしていくものです。政策はもちろんいろんなやりとりがありますけども、決算にあたってはそういう処理をしていくわけで、それがなぜそういう忘れていたとか、思い込んでいたというのが発生するのかという点では、自己総括がいると思いますし、予算決算委員会で、金額は軽微ですけども、7,100円という軽微な金額ですけども、決算処理の実務にあたっての基本姿勢がどうなのかという点では大変問題があるように思います。

そういう点ではしっかりと二度と誤りを繰り返さないために、正確な資料に基づいて決算をする、予算を組んでいく、こういう点でお願いをするために顛末書ないしは経過書が当人から、担当者からされていると思いますし、また、されてなかったとしたら書いてもらって、どういう状況であったのか、会計室長のコメントもそういうようにして、なぜその思い込みや、それから、忘れていたということが発生したのか、その分も出してもらえば審議に役立つと思いますので、よろしく願いいたします。

○**阪東議長** 会計管理者。

○**宮川会計管理者** 今、議員の方から要望がありました件につきましては、委員会の方に提出させていただきたいと思いますので、皆様、よろしく願いいたします。

○**阪東議長** ほかにありませんか。

10番 大町議員。

○**大町議員** ただいまの議会選出の監査委員の木村修議員からの監査報告を疑うわけです。当然、民間の方との同意の上の監査ですね。両者とも同意したわけですね。滞納という問題はどの項目にも出てくるんやけど、これ、承認するんですか、監査委員として。介護、介護でも滞納出てますよ。どういう方なん、滞納されたのは。それ、監査は認めるということですか。

○**木村議員** 議長、これ、質問ですか。

○**大町議員** 質問ですよ。あんたが立派に監査、オーケー出したんでしょ。内

容、これ、把握してのオーケーですか。全てに滞納あるやないけ。僕、16年目に帰ってきたけど。前、介護の方なかったよ。介護制度は。これも滞納を認めるわけやね。両監査の、民間とあなたと。こういう形になりますよ。何かあったら言うてください。あんだ。滞納を許すわけやね。

○**阪東議長** 木村議員。

○**木村議員** 今の町議員の質問に対してお答えさせていただきます。今、私が読み上げた意見書に関して、滞納がどうのこうの、認めるとかどうのこうのはありませんので、単なる再審査を受けた報告をさせていただいただけでございます。別に滞納を認めるとかそんなこと全然思っていませんし、滞納は認めることにはないです。それは識見監査委員も私も同じだと思います。

以上です。

○**大町議員** それじゃ、この監査報告書においてよ、依然として介護保険で滞納があるから、今後、町政全般として議員一丸となって滞納整理、指摘するぞ。滞納が当たり前のようになってるからね、これ。両監査委員のちょっとコメントが欲しかったね、この文書の中に。議長。

○**阪東議長** ただいまの発言については、決算審査を一応報告してもらっているので、中身については論議はしていませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

○**大町議員** 議長、何言うてんねんや。監査の報告が……。

○**阪東議長** 静粛に。

○**大町議員** 監査の報告があるから、質問するのが当たり前でしょう。

○**阪東議長** 監査の報告の中で、これは決算審査について報告を願っているので、中身についてはまた別の論議のところがあると思います。

これは審査についての間違いに対して報告があったということなので、中身については全く関係ありませんので申し添えます。

○**大町議員** 議長、それじゃ、ただいまの監査の報告に不服だから、特別の委員会を持ったらいんですよ。何で持たない。予算決算だけじゃ、わからん。ごまかすから。

○**阪東議長** お座りください。

○**大町議員** 監査委員の責任をどう感じているかということを僕は聞いているんですよ。

○**阪東議長** お座りください。着席願います。

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっている認定第1号については、会議規則

第39条1項の規定により、お手元に配布している議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**阪東議長** 異議なしと認めます。そのように決定しました。

次に、日程第4 議案第1号を議題とします。

議題を朗読させます。

局長。

○**橋本事務局長** 議案第1号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

上記の議案を提出する。

令和2年3月5日。

甲良町長。

○**阪東議長** 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○**上田総務課参事** それでは、議案第1号をご説明申し上げます。

こちらにつきましては、地方自治法243条の2、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責が新たに追加されることに伴いまして、それまで地方自治法243条の2が条ずれにより243条の2の2になることから、243条の2を引用している3条例を一括改正するものでございます。

それでは、議案書の方をご覧ください。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

甲良町監査委員条例の一部改正。第1条 甲良町監査委員条例の一部を次のように改正する。

第6条中、「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項」に改める。

甲良町水道事業の設置等に関する条例の一部改正。第2条 甲良町水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中、「第243条の2第4項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

甲良町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正。第3条 甲良町下水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条中、「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

付則 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○**阪東議長** 説明は終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**阪東議長** ご着席願います。

起立多数。

よって、議案第1号は可決されました。

次に、日程第5 議案第2号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**橋本事務局長** 議案第2号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について。

上記の議案を提出する。

令和2年3月5日。

甲良町長。

○**阪東議長** 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○**上田総務課参事** 議案第2号をご説明申し上げます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴い、2条例を一括改定行うものでございます。

それでは、議案書の方をご覧ください。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

甲良町印鑑条例の一部改正。第1条 甲良町印鑑条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中、「成年被後見人」を「意思能力を有しない者((1)に掲げる者を除く)」に改める。

甲良町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正。

第2条 甲良町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を

次のように改正する。

第4条第1号を削り、同条第2号中、「禁固」を「禁錮」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中、「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

付則 この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○**阪東議長** 説明は終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**阪東議長** ご着席願います。

起立全員。

よって、議案第2号は可決されました。

次に、日程第6 議案第3号および日程第7 議案第4号を一括議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**橋本事務局長** 議案第3号 甲良町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例。

議案第4号 甲良町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和2年3月5日。

甲良町長。

○**阪東議長** 本件に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○**上田総務課参事** それでは、議案第3号をご説明申し上げます。

議案書の方をご覧ください。

甲良町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例。

甲良町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。第2項 地方公務員法第22条の2第1項に規

定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は別段の定めをすることができる。

付則 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

続きまして、議案第4号をご説明申し上げます。

議案書の方をご覧ください。

甲良町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例。

甲良町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

第4号 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が町長と協議して定める額。

付則 施行期日 第1項 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

経過措置 第2項 この条例による改正後の甲良町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害または通勤による災害に係る補償について適用する。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○**阪東議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 議案の第3号で確認の意味もありまして、質問させていただきます。

1つは、会計年度任用職員の身分が法律的に保障されるという制度に変わったことから、この文言が入ってきたんだというように思います。それで、2つ目の質問は、特段の定めをすることができるかとあります。国家公務員や地方公務員はそれぞれ国家公務員法、地方公務員の宣誓があります。そういう内容を周到するというようには書いていないわけですが、それに見合った宣誓をさせるというように特段の定めは、何か基準が、規定の文章ですね、そういうのをもう既に準備をしているのか。それとも、国の方で基準表を示されているのか、その点をお伺いします。説明よろしく。

○**阪東議長** 総務課参事。

○**上田総務課参事** 1つ目の質問につきましては、そのとおりでございますし、あと、2つ目の質問につきましては、まだ準備ということは、宣誓の内容についての方法については準備はまだできておりませんが、一般職の方の宣誓に見合った形で宣誓をそれぞれいただくということになります。

以上です。

○**阪東議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようでしたら、これで質疑を終わります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで討論を終わります。  
これより議案第3号を採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。  
(賛成者起立)

○**阪東議長** ご着席願います。  
起立全員です。  
よって、議案第3号は可決されました。  
これより、議案第4号を採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。  
(賛成者起立)

○**阪東議長** ご着席願います。  
起立全員です。  
よって、議案第4号は可決されました。  
次に、日程第8 議案第5号を議題とします。  
議案を朗読させます。  
局長。

○**橋本事務局長** 議案第5号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部  
を改正する条例。  
上記の議案を提出する。  
令和2年3月5日。  
甲良町長。

○**阪東議長** 本案に対する提案説明を求めます。  
総務課参事。

○**上田総務課参事** それでは、議案第5号をご説明申し上げます。  
議案書の方をご覧ください。  
甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。  
甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。  
付則第12項中、「当分の」を「令和2年3月31日までの」に改める。  
付則 この条例は、令和2年4月1日から施行する。  
以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○**阪東議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。  
西澤議員。

○西澤議員 改正前の7割減額、これはいろいろな不祥事が重なっての7割というようになってまいりました。そこで、今回の改定の理由は、選挙で改めてみそぎを受けたと、信任を受けたということで、もとに戻していくという考えのもとに出されたのかどうか、これが1点です。

それから、議案の6号とあわせますと、特別職の報酬審議会があります。それで、町長の姿勢ですので、この点ではなかなか政治姿勢を、減額ないしは自分みずからに処分を科すという点では審議会にかけるのかどうかというのは難しい問題ですけれども、その町長選挙が済んだ後、そういう点でもとに戻すという点では、そういう選択肢もあり得るかというように私は思っています。それで、審議会の諮問をしたのかどうか、これが2点目です。

3点目は、町長自身の不祥事の疑惑が晴れたと考えているのかということなんでしょうね。刑事事件は確かにハードルは高く、責任が問われます。けれども、それは問われなかったわけですけれども、東びわこの推薦の疑惑や、それから虚偽ですね。それから、政治的道義的な責任はやはり残ってまいります。そういう点では、今後の姿勢や、それから、その犯した過ち、疑惑について、どのような反省点に立っているかというのが大事なところですよ。

ですから、根本姿勢が改められるということが大事だと思いましたが、その点を考えてのことなのか、つまり、これらの疑惑や不祥事が全て晴れて解決をしたというように考えておられるかどうか、併せてお聞きしておきたいと思えます。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 3点ご質問をいただきました。1つは、おっしゃいましたように、昨年12月の私に対する不信任決議案可決をし、失職をし、選挙を経て、再当選をさせていただきましたので、一応、前年度までのこと、それから、私の新たなスタートということで、そういう経過を持って、今回、町長給与をもとに戻していただきたいという提案をさせていただきます。

2つ目の提案は、まだ提案説明ができておりませんので、次の項で答弁させていただきます。

それから、私の選挙資金等も不信任決議案の中に、その理由、それが私の素養等々が書かれております。それについては今日まで深く反省をして、新たな気持ちで次を迎えようという気持ちでいっぱいでございます。

○阪東議長 ほかにありませんか。

大町議員。

○大町議員 ただいま西澤議員からの指摘にありましてとおり、現職対新人の闘いでした。厳しい、どっちに転ぶかわからん選挙戦を野瀬喜久男先生は打ったわけですね。これをみそぎと言うのか。たしか僅差ではありました。勝ったこ

とは勝った。写真判定や。競輪好きやけど、わからん、どっち転ぶか。写真判定で勝ったんや。現職が大差で開くんが普通なんや。新人対現職で、過去の不祥事があったけども、みそぎを受けた、確かにみそぎを受けたでしょう。町長選挙、35票では勝ったうちに入らんのですよ。半分の方があんたを不信任にしてるわけやから。認めてへんいうことやから。そうでしょう。それで、また給料をもとに戻す。欲が深い、今、甲良町の財政どういふ財政かわかってるんかいな。

僕はそのために定員削減、議員報酬のカットと言うとるんや。みずから議員カットせなならんのに、みずからトップが上げる、もとに戻す。その姿勢で町民は納得すると思いますか。町長。あなたの行政手腕、確かに認める。西川候補よりかは上でしょう、行政手腕は。総務課主監までされた方やから。

しかし、何というか、金銭欲が強いというのか、不祥事だらけやないかいな。僕は彦根よく行くけど、甲良て言わん、言えへん。甲良か。もう名前を変えたらどうや。犬上郡滞納町に。これがまかり通っているんや、笑われてんで。町長、あんた、みずから姿勢を見せなさいよ。僕は議員カット、定員削減とうとうてるんや。一視同仁、全ての人は平等に。一視同仁という意味は知っていますか。僕の座右の銘。一視同仁とは全ての人を平等に、同じように相手を思っ

て対応することや。あなた、一部の者の奉仕者か。

○阪東議長 大町議員、質疑に変えてください。

○大町議員 質疑ですよ。

○阪東議長 質疑に。

○大町議員 そのことを十分考えて、この本会議上、あと、読売新聞とか聞屋を呼ぶで、もとに戻す、全く反省の色がないやないか。この緊縮財政で。議員も減らさなあかんと、僕は訴えているんや。議員の報酬も。

それじゃ、トップはどう考えるんや。トップだけ裕福な、あったかいご飯を食うんか。そのことを十分考えて、もう一度返答ください。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 大町議員のご指摘、ご意見、そのとおりでございますし、それから、選挙戦においても、2度出直し選挙をさせていただいて、いつまでやっているんやという厳しいご批判の声もいっぱい聞かせていただきました。したがって、選挙の結果をふまえて、そのことも十分私も心にとめさせていただいて、新たな気持ちで新たなスタートをさせていただきたいという気持ちを込めての提案でございますので、どうぞよろしくご審査をお願いいたします。

○阪東議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

建部議員。

○建部議員 反対の討論であります。私は過去4回に分けて、町長の給料の減額処分の提案をしてきました。最後に70%カットの提案をしたその理由があります。

出直し選挙1年前にやられましたけれども、そのもう一つ前の、要するに2年前の選挙において選挙資金を借りました。ある人から200万円、100万円、計300万円の資金を借りて選挙に打って出た。選挙資金の調査特別委員会の中で明らかになってきたことが3点あります。

その選挙資金が何に使われたのか。落選したときの生活費に充てるためにその300万円を借りたという弁明をしている。選挙告示前の1カ月前に200万借り、告示前10日に100万円借りたその金が選挙に使わずに、生活費に使うために貸してくれと言って借りたという大うそをついた。

そして、野瀬喜久男後援会の中に129万円という預金がありながら、後援会に金が一銭もないと、後援会にと言って、2人の方から120万円の寄付をいただいた。本人もその寄付はいただきましたと、この議場で認めている。そのお金が通帳に入っていない。120万円が隠匿されている。

結局、私は横領の疑いがあるということをはっきりこの議場で申し上げた。それに対する弁明もないです。その後の処置で、その120万円の処理、寄付を受けた方にお返しした、そういう経過もない。

結局、選挙資金の問題、そして120万円の寄付金、そういったもろもろのことで、70%の減額処分が私の提案によって可決された。

それが今現在、町長選挙にみそぎを受けた、勝利したからもとに戻せと。私はこの2年間に町長は少なくとも3つ、4つの不祥事を起こしてきた。その都度、処分がされて、最終70%減額になったんだけど、その処理、町民に対する説明責任、そしてから、借りたお金や寄付を受けたお金の最後の処理、そういったことがなされていない。責任が果たされていない。選挙に勝ったからといって、それをもとに戻せというのはこれは違う。

別の方が選挙に受かっているんじゃないよ。その2年前から不祥事を起こしている町長が当選をされている。その前の方は全くゼロになって、消えてなくなっているわけではない。その方が続いて町長をやっている。だから、その人の過去の処理はきっちり果たさないといけない。それが説明責任を果たす、それが迷惑をかけた方にそのお返しをする、おわびをする、そういう処理が一切なされていない状態でゼロに戻すと。反対です。

以上です。

○阪東議長 ほかにありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 私は反対討論をさせていただきます。1つは、審議会に付託をして、そして特別職の報酬の審議会に付託をして、客観的な議論を経るとというのが大事だというように思います。

2つ目は、私自身は当分の間であれば、これは3カ月分の減額、それから1年間とするならば30%の減額と、逆です、ごめんなさい。5割減額とするならば、当分の間ではなくて1年間。それから、3カ月減給とするならば当分の間、つまり、町長が就任をしている間ですね。そして、信任が得られたわけですけども、その分、町長の政治姿勢、これをこの3割減額から始まって、5割、そして最後7割になったわけですけども、不祥事、つまり行政の不祥事ではありません。町長そのものの不祥事であります。それについて、町長の方から減額の提案、つまり、みずから政治責任をかぶると、負うという潔い姿勢が示されなかったため、議員が提案をしたものであります。そういう点でも、その方向が正しい、ふさわしいというように思っています。

もう一つは、町長が不祥事を起こすたびに、今後の仕事で返します、いい町をつくるために頑張りますと、これは町長としては当たり前のことです。しかし、東びわこの問題、選挙資金の問題でも説明をして、真実を語るということはずっとされてきませんでした。

それから、私が最後に不信任決議に賛成をした理由の1つ、最大の理由は個人情報流出に関して特別委員会が開かれて、最後に町長はその職員への聞き取り、課長や課長補佐に任していたことが明らかになって、私の質問に対して、職員への調査、聞き取り、これは関与していませんという回答でした。これは議事録にも載りますし、調査報告書にも載りました。

これは、庁舎内でのいろんな不祥事、小さな事務的ミスがあります。しかし、513人分の個人情報流出した問題で、重大だから職員の皆さんに状況を聞く、掌握していく。そこで問題点が明らかになれば、町長としての政治的な指摘、判断をきっちりと職員に向けてメッセージを発声していかなあかんと思っています。それをするのがやっぱし町長ですし、管理職を統括するのが町長の仕事です。

これを、重大な不祥事が起きたときに、町長のその権限といいますか、職務を発揮しなかったという点では、私は決定的だったというように思っています。だからこそ賛成をしたわけです。

そういうことについて、それぞれの不祥事で起きた原因や、それから、町長としての対応がどうだったのかという自己反省、つまり、そのものに対する自己反省がないまま、今後の仕事で返します、頑張りますというようにして乗り超えてこられました。

確かに野瀬町長の実務経験は、管理職長い経験ですし、職員としての経験も豊富です。ですから、町長選挙ではそのことを信頼して信任をしたんだというように思いますが、結果は新人の西川議員の候補の票の差でいえば35票。つまり、同僚議員が言いましたように、半分は批判票があるんだということをふまえた上でも、この条例の提案をすべきだったというように思っています。

ですから、私は最初に言いました2つの方向をとっていただくために、反対の討論とさせていただきます。

○阪東議長 大町議員

○大町議員 私も反対の討論といたします。野瀬町長、確かに総務課長、総務主監、僕も弱冠31歳から議席持ちましたけども、当時の課員から総務課長、行政手腕はたけているでしょう。行政手腕をいい方に力を発揮していただきたい。

今の甲良町、おそらく読売新聞の社説だったけど、今、人口6,000台です。4,000人になるだろうという社説がありました。第2の夕張、北海道の。再建団体に陥る可能性が強いのは滋賀県下で甲良町トップです。再建団体ってどういうことかわかっていますよ、町長。

人口4,000人に可能性が十分ある。おそらく第2の夕張になる可能性の強いのは、滋賀県の中で甲良町、トップ。大変なことですよ、再建団体に陥ったら。甲良町からみんな逃げていきますよ。現に逃げてますけどね。

僕自体も、この任期を終えたら、甲良町逃げますよ。任期中は選挙で選ばれたから、議席は守りますけど、議席が終わった後は僕も甲良を去る。だって、この甲良におっても、もうみじめな生活になるもの。人に非難されるもの、近隣市町村に。

財政規模を考え、もうちょっと財政が豊富になってから、このことを認めよう。あんた、甲良町のトップや。実財源乏しい、この脆弱な財政でよ、給料をもとに戻す、厚かましいぞ。厚かましい。

職員は一生懸命やっているんや。優秀な人材は去っていく。この甲良町をどうしていくの。僕も未練ない、もう。議席だけは守らなあかん、この4年間。4年もつかもたないかわからんね、解散されたら。解散打つか。

○阪東議長 大町議員、討論なので、手短に。

○大町議員 討論よ。だから、反対の討論よ。この討論やないか、議長。

○阪東議長 手短にお願いします。

○大町議員 手短。討論に時間制限ないわ。聞いとるのか、議長、おまえ。

○阪東議長 手短にお願いします。

○大町議員 討論に時間制限ない。一般質問にあっても。そういった意味で、あんた、野瀬喜久男いう名前や。人の話を聞かなあかん。喜久男やろう。人の話を聞く。全く聞いてへんがな。そのこと先祖と相談せえ。その結論はな、ちょ

っと考え、減額50%にしてください。以上。

○**阪東議長** ほかにありませんか。

野瀬議員。

○**野瀬議員** 5番野瀬でございます。私は賛成討論をさせていただきます。

まず、この7割削減の当分の間という、この異常とも思える条例、全国いろいろ探してみてください。まず、どこの市町村を見てもこんな異常な制定をされたことはないと思われま。この7割削減という根拠は、2割、3割ということじゃなしに、7割という根拠、どこにあったのか。また、ほかの市町村、どこか事例があったのか、疑問に思わざるを得ません。

各議員の感情の赴くままに制定された条例であり、早急にもとに戻す必要があると思ひます。

先ほどから話がありますように、今年の町長選挙、これは議会の不信任に対する選挙に打って出たものであり、町民より選ばれた、35票差であるとしても、町民より選ばれています。

このことから、ここでいったんリセットするというところで考えていただきますよう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、この条例には賛成いたします。

○**阪東議長** ほかにありませんか。

丸山議員。

○**丸山議員** 私も反対討論をさせていただきます。最初、町長は所信の挨拶にもありましたように、議会と相談をしながら、これからは新たな議会運営をやっていきたいという話を聞きました。そういった中で、このような議案を出されてきたことに関して、何のことも聞いたことないんですが、正副議長が町長のところに行って、この議案は否決されるんじゃないかと言われたそうですが、町長はこの件に関しては撤回しないと云はったと、議長からそれは聞いております。だから、それは皆さんの個々の思いで判断をしていただきたいということも聞いております。

ただ正直、この3月議会、最初からこのように蹴つまずくというか、ちょっと非常に残念だと思ひます。こういう議案を上げるまでに少しでも議員にも相談をしていただきたかったなと思ひ中でありま。

以上です。

○**阪東議長** ほかにありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 終わりましたけども、追加で、私、漏れたことを討論でさせてもろうてもよろしいですか。

○**阪東議長** はい。

○西澤議員　それでは、先ほど言いました２点にプラスをして、町長が今後頑張るということを町民にメッセージを送る上でも、減額をされても頑張るんだというメッセージが伝わらないといけないと思うんです。財政上も大変です。

町長の給料を削減して財政が豊かになる、それから楽になるとは考えません。しかし、町民の信頼を得、それから、協力を得る上では町長はそういう削減もして、身を律して頑張るんですというメッセージは具体的に伝わっていきます。そういうメッセージの伝え方をさせていただくために、この議案には反対するというのをつけさせていただきます。

○阪東議長　これで討論を終わります。

これより議案第５号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○阪東議長　ご着席願います。

起立少数です。

よって、議案第５号は否決されました。

次に、日程第９　議案第６号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長　議案第６号　町長等および職員の給与の特例に関する条例。

上記の議案を提出する。

令和２年３月５日。

甲良町長。

○阪東議長　本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○上田総務課参事　それでは、議案第６号をご説明申し上げます。

平成２８年１月に発覚しました公金着服事件に関しまして、行政組織として不祥事の責任をとる上で、特別職と管理職の令和２年４月分の給料月額を減額するものでございます。

それでは、議案書をご覧ください。

町長等および職員の給与の特例に関する条例。

第１条は、町長の４月分の給料月額を３０％減額、教育長の４月分の給料月額を２０％減額する規定でございます。

第２条は、課長および課長相当職と課長補佐および課長補佐相当職の４月分の給料月額を１０％減額することを規定しております。

また、第３条では、令和２年４月１日付で新たに課長補佐、および課長補佐相当職に該当するに至った職員、および学校教育課長、専門員は適用除外とす

るものでございます。

付則 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○**阪東議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 2点質問させていただきます。1つは、着服事件について全体責任をとるということについては否定はいたしません。しかし、ずさん極まりない、真の原因の中心部、ないしは職員といってもいいと思いますが、それが何だったのか、誰だったのかという全容解明がされたとは私は言いがたいと思います。第三者委員会の答申が出されました。かなり突っ込んで分析を、検証をされています。そこが全体責任をとることによって、平準化することによってその真の原因のところ、それから町政の本当の意味での膿のところをぼかしてしまう役割をつくってしまう、こういうおそれがあると思うんです。この点についてどのような論議がされ、どのような考えがあったのかお聞きします。

2つ目は、着服事件以降も大小の不祥事が続いています。そのうちのプレミアム商品券の誤発送、それから、税務資料の個人情報の流出の責任、これをどんな形でけじめをつけるのかという点は、全体をこういうようにして町長、特別職、および課長、課長補佐の処分を減額というようにされていますが、その懲戒にあたる処分をどう考えているのかという点で不明ですので、ご説明をお願いします。

○**阪東議長** 町長。

○**野瀬町長** 幾つかご質問をいただきました。まず、公金着服事件については元職員がやったことは明らかでありまして、直ちに第三者特別委員会で調査がされまして、報告もされました。着服した職員の刑事罰については執行猶予がつけました。そのことは報告書にもありますように、職員の風土、いわゆる組織で防衛できなかった、平成24年度から27年度という期間にわたっての防護策が組織としてできていなかった。それは風土という言い方もされておりますし、職員のダブルチェックも含めて報告いただき、これまでそれぞれ事務改善等々やってきたこととでございます。

この件につきましては、一連のそういう職員組織ということでもありますので、およそ2月5日の最終の着服事件に対する報告を議会にさせていただいて、ここにおいて組織としてのけじめをつけたいということから、特例条例で減額をするということとでございます。

それから、プレミアム商品券の件、税情報の流出等々、ほかにも職員の業務上、推進上、始末書等々がありまして、これについては前から申し上げておりましたように、分限懲戒審査委員会に既に資料を全部提出いたしておりました。

て、ちょっと私の選挙等々で審議会の開催日程調整が遅れておりますが、それぞれの不祥事等については審議会の答申をいただいて、それをもとに処分を検討するという中身でございます。

以上、よろしく申し上げます。

○**阪東議長** ほかに。

西澤委員。

○**西澤議員** 回答のあった2点目のところですけども、分限懲戒審査委員会に諮問をする、これは客観的に議論をしていただいて報告をもらう、結論を受け取るという内容でベターだというように思いますが、町長としてはこの以後の不祥事、つまり税金着服事件以降の不祥事、とりわけ町長が就任して以降の不祥事、顛末書が出ていると、始末書が出ているという部分について、処分をすべきと、重い処分を、大小、軽い重いがあると思っておりますけども、その処分をすべきと考えているのか、それとも丸投げで白紙でどうでっかというように出すのかどうか、その辺だけ聞かせていただきますか。

○**阪東議長** 町長。

○**野瀬町長** まずは審議会の専門的な見地からのご意見を聞く。その背景にあるのは私の処分案は出しません。ただ、以前、職員で構成をした処分の委員会については、内部のこういう場合にはこういう処分というルールがありますので、それは承知をしておりますが、克明に始末書内容の中身についてを審査員の皆さんによく熟知していただくというのが一番だというふうに思っております。

○**阪東議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 全ての不祥事ではありませんけども、この点については町長としては、つまり処分の中身、等級は別としても何らかの処分はすべきと考えているという答申は、やっぱり出して、町長としての姿勢を審査委員会に示す、諮問をするからにはこう考えている、つまり丸投げで資料を渡すだけではなくて、町長としては、例えば30あるうちの5件については、やはり何らかの処分が必要と考えている、こういう諮問をすべきだと思いますが、最後によろしく、そういうようにぜひしてもらいたいと思います。

○**阪東議長** 町長。

○**野瀬町長** 多分、ルールに基づいて、もう一度、人事担当課長とも相談をして、必要な資料は全部出していくということで臨みたいというふうに思っています。

○**阪東議長** ほかにありませんか。

大町議員。

○**大町議員** 僕もこれ、長いこと、議席から外れてますから、この〇〇という職員は知らないですね。この、尼子ですね、甲良町尼子の方ですわ。お父さんは

選抜高校、能登川高校で甲子園出場した子どもさんやと思う。僕、寄付した覚えあるで。あのね、昭和47年に高橋収入役が7期連続収入役もって、1億4,500万の横領、当時。うちの親父が議員の時や。昭和47年、1億4,500万の横領、収入役7期、天皇陛下の叙勲をもらって、帰ってきたら、金屋の藤一さんにかわったら、引き継ぎで発覚した、1億4,500万。昭和47年の1億4,500万横領やぞ。これも尼子の方や。こんなこと言うたら失礼やけど。また、尼子の方や、これ、〇〇も。草津のコンビニで横領して、その後、誰が紹介でこの役場に入ったんや。草津のコンビニで事件を起こしたんやで、横領で。この方がなぜ甲良町役場に就職できるの。その辺、町長、あなた、入れたんか。草津のコンビニで悪いことして、横領して捕まっているのに、その方を甲良町役場に採用するということはどういうことか。その辺、説明してください。甲良町役場の前に草津のコンビニで事件を起こしているんですよ。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 集落名はたまたまでありまして、個人の横領着服責任でありますので、それはそれなりに今まで懲戒免職であったり、あるいは前収入役の件はそれなりなのことがなされてきたというふうに思っています。

今後はこれを組織としては教訓にして活かした事務運営ということに心がけていきたいと思っています。

○阪東議長 大町議員。

○大町議員 僕が言っているのはね、草津のコンビニで横領したものを誰が採用したんですかと、僕聞いているんですよ。甲良町役場に再就職したの、誰の紹介で入ったのか。あなたが採用したんですか。当時の町長は誰ですか。〇〇の採用、人事権、誰が持ってたんですか。草津のコンビニで横領したのはわかってんやで、事件を起こして。この方を採用したら、こんなことあるん、できんことは、前もってわかるやないかいな、おまえ。町長。誰が採用したんやな。いわゆる前のある人を採用したわけや。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 前任の町長のと看ございまして、それが採用試験のときにどうだということは定かではございせん。

○阪東議長 大町議員。これ、3回目です。

○大町議員 そんな決まりはない、どこに書いてあるんや、おまえ。

○阪東議長 会議規則に書いています。

○大町議員 議員必携に書いてあるのか、議員必携に。

○阪東議長 会議規則に書いていますので、これ、3回目で質疑は終わりです。

○大町議員 議長、不信任案出すぞ。おい、そんなことしてたら。

○阪東議長 規則なので。

- 大町議員 どこに書いてあるんや。
- 阪東議長 会議規則です。
- 大町議員 最近、16年間きてないで、わからん。あんじょう、説明してくれ。
- 阪東議長 質疑は同一議員につき、同一議題について3回超えることはできない。
- 大町議員 議題、変えましょう。
- 阪東議長 今の議題……。
- 大町議員 議題変えて、最終的な横領金額幾らですか。小島君の最終的な横領金額四千何とか出てましたけど、一体幾らですか。
- 西澤議員 議長、議事進行。
- 阪東議長 西澤議員。
- 西澤議員 全く議案と関係のない質問が出ている点については、議長采配をよろしくお願ひしたいと思います。
- 阪東議長 これで質疑を終わります。  
お諮りします。ただいまの議題となっております議案第6号については、会議規則第39条1項の規定により、お手元に配布している議案付託表のとおり、総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 阪東議長 異議がないということで、異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。  
次に、日程第10 議案第7号を議題とします。  
議案を朗読させます。  
局長。
- 橋本事務局長 議案第7号 甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。  
上記の議案を提出する。  
令和2年3月5日。  
甲良町長。
- 阪東議長 本案に対する提案説明を求めます。  
総務課参事。
- 上田総務課参事 それでは、議案第7号をご説明申し上げます。  
議案書の方をご覧ください。  
甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。  
甲良町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。別表第2中、「3級主任、主任保育士、主任教諭、主任主事、主任技師、副主任保育士、副主任教諭、主任保健師」を「3級主査、主任保育士、主任教諭、主任、主任技

師、副主任保育士、副主任教諭、主任保健師」に、「主査」を「主幹」に改める。

付則 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**阪東議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**阪東議長** ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第7号は可決されました。

次に、日程第11 議案第8号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**橋本事務局長** 議案第8号 甲良町特別会計条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和2年3月5日。

甲良町長。

○**阪東議長** 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道参事。

○**丸山建設水道課参事** それでは、議案第8号について説明させていただきます。

改正の目的は、甲良町下水道事業が令和2年度から公営企業会計に移行するため、特別会計から削除するものです。

議案書をご覧ください。

甲良町特別会計条例の一部を改正する条例。

甲良町特別会計条例の一部を次のように改正する。

第1条4号を次のように改める。(4)削除。1条中の5号を4号とし、6号を5号と、7号を6号とする。

付則 施行期日 1、この条例は令和2年4月1日から施行する。経過措置

2、この条例による改正前の甲良町下水道事業特別会計公共下水道に係る

令和元年度の収入、支出および決算については、従前の例による。

3、この条例により廃止する甲良町下水道事業特別会計公共下水道事業に係る剰余金、債権および債務は甲良町下水道事業公営企業会計が継承する。  
以上でございます。よろしくお願いいたします。

(発言する者あり)

○**阪東議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**阪東議長** ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第8号は可決されました。

次に、日程第12 議案第9号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**橋本事務局長** 議案第9号 甲良町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和2年3月5日。

甲良町長。

○**阪東議長** 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課長。

○**北坂建設水道課長** それでは、議案書をお願いいたします。

甲良町道路占用料徴収条例の一部を次のように改正するということでございます。別表中、1ページから2ページまでの表につきましての金額が3ページから4ページまでにかかり、改正するものでございます。また、4ページの下から5ページ、6ページの表につきましての表を7ページ、8ページ、9ページまでの表に改正するものでございます。

付則といたしまして、1、この条例は令和2年4月1日から施行するものです。2、この条例の施行の日前に許可に係る占用料、占用許可の期間が令和2年度以降にわたる場合の占用料で、毎年度、当該年度分の納付することとされ

ているものにあつては、令和2年度以降の占用料を除く、の額については、なお、従前の例によるというものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○**阪東議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 2点お伺いします。1点目は、改定することで増収になる額、これが総額で幾らになるのかということが1点目です。

2つ目は、設置者、N T Tや関西電力だと思いますけども、そのほかもあるかと思えますけども、その設置者と協定を結ぶ、つまり金額についても改定をする場合、こういうように改定する、ないしはベースになる金額はどういうようにするのかという点で、標準になるもの、つまり占有する面積の割合で掛けていくのか。それぞれ利益を十分に生んでいる企業の設置者ですので、そういう点ではその枠を超えるというか、応分の負担をしていただくという協定を結んでいくことが大事だと思いますけども、その協定を交わしながら、その占有料を決めていくのか、これが2点目です。

どうぞよろしく申し上げます。

○**阪東議長** 建設水道課長。

○**北坂建設水道課長** 1つ目のご質問でございます。金額といたしましては23万5,000円の追加となります。また、2点目ではございますが、一応、全体として道路占用料につきましては、国の方で決められたものがございます。それに基づきまして計算をして、占用の金額を決めております。全国一律ではございませんが、先ほど申しました、昨日も申しました、決めるのに不動産の評価額などの評価がえを検討しての金額となっておりますので、まず滋賀県は大体これぐらいというぐらいになっているということでございます。

○**阪東議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 私が質問している協定書のことに答えていただいているんです。つまり、一方通告で値上げしますよ、つまり3倍いただきますと言うたら、それが通用するのか、それとも、協定で合意を交わしてするのかというのを聞いていますので、その点は今ですと、この改定が許可されれば一方通告でオーケーとなる、ないしはそのことに基づいて協定書を結ぶのか、明らかにしていただきたいと思えます。

○**阪東議長** 建設水道課長。

○**北坂建設水道課長** この占用料ということで、占用の申請をいただいております。申請をいただいている許可というふうな形になっておりますので、協定というものではございません。

以上です。

- 阪東議長** 西澤議員。
- 西澤議員** 値上げについては、その一方通告でその申請をいただいていますので、それで通用するというのか。それとも、相手さんの合意が要る、つまり協定を交わすことが必要なのかと聞いているんです。
- 阪東議長** 建設水道課長。
- 北坂建設水道課長** 前者の方で合意はございません。一方通告でございます。
- 阪東議長** ほかにありませんか。  
(「なし」の声あり)
- 阪東議長** ないようですから、これで質疑を終わります。  
討論はありませんか。  
(「なし」の声あり)
- 阪東議長** ないようですから、これで討論を終わります。  
これより議案第9号を採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。  
(賛成者起立)
- 阪東議長** ご着席願います。  
起立全員です。  
よって、議案第9号は可決されました。  
ここでしばらく休憩をします。  
(午前10時46分 休憩)  
(午前11時00分 再開)
- 阪東議長** 休憩前に引き続き、開会します。  
日程第13 議案第10号を議題とします。  
議案を朗読させます。  
局長。
- 橋本事務局長** 議案第10号 滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更に  
つき、議決を求めることについて。  
上記の議案を提出する。  
令和2年3月5日。  
甲良町長。
- 阪東議長** 本案に対する提案説明を求めます。  
総務課参事。
- 上田総務課参事** それでは、議案第10号をご説明申し上げます。  
滋賀県市町村職員退職手当組合の構成員でございました、滋賀県市町村交通災害共済組合が解散し、脱退することにより、規約を変更するものでございます。

それでは、議案書の方をご覧ください。

滋賀県市町村職員退職手当組合格約を改正する規約。

滋賀県市町村職員退職手当組合格約の一部を次のように改正する。

別表第1中「、滋賀県市町村交通災害共済組合」を削る。

付則 この規約は、令和2年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○**阪東議長** 説明が終わりました。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**阪東議長** ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第10号は可決されました。

次に、日程第14 議案第11号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**橋本事務局長** 議案第11号 彦根市と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和2年3月5日。

甲良町長。

○**阪東議長** 本案に対する提案説明を求めます。

企画監理課長。

○**村岸企画監理課長** それでは、議案第11号について説明申し上げます。

本件におきましては、地方自治法第96条第2項の規定による、議会の議決をすべき事件に関する条例に基づきまして、湖東定住自立圏形成協定を変更することでございます。変更内容といたしましては、平成21年10月4日に締結しました協定に、スポーツを通じた地域活性化の施策を追加するものでございます。

それでは、議案書裏面の方の協定書の方をお願いいたします。

湖東定住自立圏形成に関する協定書の一部を変更する協定書。

平成21年10月4日、彦根市（以下「甲」という）と甲良町（以下「乙」をいう）との間に締結した湖東定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

第3条第1号エに次のように加える。（ウ）スポーツを通じた地域活性化、  
a、取組の内容 スポーツを通じたにぎわいと交流を創出する拠点として（仮称）彦根市新市民体育センターを整備するとともに、当該施設を活用したスポーツツーリズムの推進等に取り組み、交流人口の増加、関連産業の振興等による圏域経済の活性化を図る。b、甲の役割 （仮称）彦根市新市民体育センターを整備するとともに、乙と連携して、当該施設において各種イベント等を実施することにより、圏域経済の活性化を図る。c、乙の役割 甲と連携して当該施設において各種イベント等を実施することにより、圏域経済の活性化を図るということでございます。

また、お手元の方に、全協での追加の資料といたしまして、「令和2年2月3日議会定例会に協定変更議案を提出予定」という題名のもので、1枚目をめくっていただきますと、実施設計書の鳥瞰図、実施設計についての鳥瞰の資料の方を提出させていただいておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○阪東議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

大町議員。

○大町議員 これ、彦根市との分配金あるんですか。

○阪東議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 本件においては、施設整備等の負担金はございません。

○阪東議長 大町議員。

○大町議員 これ、今、甲良町も大変やけど、彦根市がパンクしかけてるんですよ。彦根市民もあきれて、もう一度、大町君、再建団体に陥ったらええわ、議員も市長も、もう、彦根で、仲よう、何十年ずっと彦根に住んでいる人が、先輩が、彦根もパンクしかけてる、大町君。議員もしかり、市長もしかりで、もう皆市民諦めている。その市と、仲よくしてよ、これ、危ない同士2人やな、彦根、甲良。甲良より彦根が大変らしいで。現実は。連携してどないなんや、これ。被害被るで、火の粉かぶるで、彦根市も、甲良町も。そない、あんじょう、説明してくれ、村岸課長。

○阪東議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 今、議員がおっしゃっていただいている彦根、甲良だけじゃございませんでして、彦根市を中心都市といたしまして、犬上郡3町、愛荘町で定住自立圏というものを締結しているものでございます。

○大町議員 彦愛犬やろ。

○村岸企画監理課長 彦愛犬でございます。

○阪東議長 大町議員。

○大町議員 昔でいう彦愛犬やね。僕も31歳からやらせてもらっているけどよ、議員生活。昭和59年から。16年ぶりに帰ってきたら、今までのことわからんけどよ。合併も彦根市と合併せなんでよかったなと思うてるわ。あの時代にしたら、香良の湯もないで。吸収されたら、彦根市に。あの判断は合併蹴られて結構や思うた。何とか甲良、福祉余裕できたで。あのとき合併したら、こんな香良の湯もできひんしね。そりゃ、そのときの町長の判断や。これも判断せなんたら、もう彦根は「ひこにゃん」の人形だけでもって、あと、真っ赤っかやで。極端に言うたら、ヴィトンのバッグ持って離婚して、生活保護もろうてるのばっかやで。偽装離婚でね。ブランドのバッグ持って、何や、わし、一緒に旅行したことあるで3人くらいと、ヴィトンのバッグ持って、ブランドのスーツ着て、生活保護もろうてると。こんなんばかり、彦根で民生委員が許可しているんや。議員も。だから、こうなるがな。その町と提携してどうなるの。こんなもん、近隣が火の粉かぶって、甲良町も大やけどするで、これ、町長、どう考えてんねん、町長。

○阪東議長 すみません。発言は全て簡明にするものとして、議題外にわたり、その範囲を越えてはならないという規則があります。

○大町議員 関連してるやないけ。議長。

○阪東議長 越えてはならないということで。

○大町議員 町長。

○阪東議長 町長。もう最後です。

○町長 今回の協定で、追加資料を今日お渡ししましたが、施設整備に関する甲良町の負担はございません。

○阪東議長 ほかにありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 4点をお伺いします。1つは、定住自立圏のマネジメント、先ほど企画監理課長が言われました彦根市を中心としてというようになりますが、この案件についても、彦根市が中心ということに変わりがないかどうか、これが1点です。

2つ目では、関係者に聞きますと、体育センターの利用者、それから団体は満杯状態というように聞いています。実際にも、なかなか繁盛している。つまり、予約をとること自体が大変だと。6カ月前に申し込みをする、そのときも抽選というように聞いております。

それで、その体育センターのイベントが、我が町の、申しわけない、市外を受け入れる余裕があるのかどうか。つまり、体育センターのイベントがやられて、そして、甲良町民が参加する、あり得ないというように思いますが、あつ

てもわずかだと思えますけども、そういうことがこの我が町の経済の活性化につながるのか、甚だ疑問なんですね。ここで、どういうイメージをされているのかお聞かせください。

それから3点目は、彦根市と同じように利用できるというものの、80億円を超えます、予算が。そうしますと、旧体育館の利用料よりもうんとはね上がるというのが考えられます。ですから、旧料金と同じ料金体系で、利用料がいくのかどうか、将来の値上げがないのかどうか、その点は確約があったのか。それが3点目。

4点目は、大町議員も質問しましたが、文書の取り交わしが必要です。協定書を結ぶというのは、こういう議会で議決をする文書の取り交わしになります。そうしますと、やはり、協定を結ぶに当たって、いろんな事業、例えば、給食センターの協定。これは負担金が生じました。この新体育センターを建てることについて、町の負担はないと。周辺町に負担を求めないという確約書はやっぱり交付してもらう必要があります。そうでないと、やはり安心できないですよ。

彦根市の財政が、中期見通しで80億円の赤字に転落をするというのが、市そのものが発表しています。その資料をいただいています。そういうことから見ると、やはり、周辺町に負担をお願いできないかと。彦根市の運営が大変だから、そうしますと、感情に流れて各町の町長も、そりゃ、ちょっとぐらい負担しようかというように流れてしまう可能性もあります。

そういう点では負担は求めないという文書が交わされる必要がありますが、その点はどうなのか、確約をお願いしたいと思えます。

○**阪東議長** 企画監理課長。

○**村岸企画監理課長** 本件につきまして、4点ご質問いただきました。1点目が彦根市を中核としたということについてでございますけれども、本件についても彦根市を中心としてということでございます。また、体育センターの甲良町としての今後の利用のイメージというような観点でお話をいただきました。本件につきましては、体育センターの方でにぎわいを創出するというところで、BリーグやVリーグなどのプロスポーツの実施等、また健康にかかわるイベント、教室等の実施予定をされておられます。

そういったことで交流の人口の増加を図っていくということで、体育センター周辺においてにぎわいを創出しまして、湖東圏域の観光に結びつけたり、スポーツ観戦等でお越しになったことが、近隣の市町、甲良町、多賀町とかにまた来ていただくとか、そういった形で圏域全体の経済活性化を図っていくというものの考えでございます。

また、3点目の使用料については、まだ現実では旧料金でいくのか、そのあ

たりについては明確に検討がされていないという状態でございます。

また、文書につきましては、協定を結んでもらう必要ということでございますけれども、今現在では議事録と、そのあたりで彦根市に回答をいただいて、文書的にいただいているという状態でございます。

以上でございます。

○**阪東議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 町長にお尋ねしますが、最後のところの負担を求めないという点では、市が発行する交付の確約書だと思いますけれども、町長としては交付すべきと、交付してほしいというのをぜひ強く要求をしていくべきだと思いますが、その立場で臨んでいただきたい。これが1点です。

それからもう一つは、スポーツイベントを通じてと言いますけれども、例えば、彦根市のシティマラソン、これは広く募集をして、甲良町の町民も参加できます。参加資格はそれに応募する人だけ。それぞれの参加資格の要件がありますけれども、非常に幅広く参加できます。それから、プロバスケットやバレーボールの世界選手権などもありましたけれども、そういう点は、彦根市民だけが観戦できるとは枠は決まっていません。もともとそういう催し物をする場合は、SNSで拡散されて、例えば、八村選手が参加するプロバスケットのゲームがある、これはもう満杯になるぐらいに集まってくると思いますけれども、そういう点では、既に交流されてるんですよ。

新体育センターを建てることで、交流が広がる、活性化される、こういうのはつながらないというふうに私は考えていますが、そこはどのようにして、町長は協定に結ぶと、新たに変更するというように判断されたのかお聞きいたします。

○**阪東議長** 町長。

○**野瀬町長** 中心市の彦根市の要素が大きく作用しております。それから、今日お配りをしました負担金の確約を求める書面ということですが、ご覧いただきまして、今日の提出資料の1ページ目の下でございます。①（仮称）彦根市民体育センターの整備、その一番下であります。基本的な考え方、①については彦根市が負担する、このことも首長会議で既に確認をして、そのことを企画監理課長が議事録ということを行っていることでございます。

それから、圏域全体の確認については、この定住自立圏に追加をするということは、ここにも財源書いていますが、国、県との協議の中で、有利な起債を求めたいという事業趣旨と、それから、総合的なその趣旨に基づいて内容を検討されて、そういう圏域の活性化ということも含めて、一応、主務官庁も合意をしてるという事項でございますので、その辺については基本的理解は4町の町長もしているところでございます。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 それでは、協定された下のところ、彦根市が負担すると、他町、周辺町には負担を求めないという文言は入ってないんですよね。その点では不安です。これが1点目です。

それから2点目は、料金、回答がありましたけれども、今後、料金が設定されてくるということで、それは不明だというんですけども、そしたら、マネジメントは彦根市です。そうすると、彦根市が、例えば、従来どおりの利用料の1.5倍にする、ないしは2倍にするといった場合、甲良町は拒否ができるのか、駄目と言えるのか、こういう権限を周辺町が持っているのかですね、意見を言うだけだと思いますけれども、それは駄目というようにして、ちゃんと担保されるのかどうか、その点、2点の回答をお願いします。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 もう一度、その点については、料金の負担については再確認をさせていただきます。今後の料金負担のあり方ですが、当然、定住自立圏の会議もありますので、そこで調整になりますが、主体としては彦根市、それから彦根市議会でそういう議論をされて決定されることだというふうに認識をしております。

○阪東議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですからこれで質疑を終わります。

討論はありませんか。

建部議員。

○建部議員 先ほど来の質問の中で、文書でいただいたらどうかという意見もあるんですが、先ほど来の企画監理課長および町長の答弁の中から、建設の経費等の負担が生じないということを確認しましたので賛成といたします。

○阪東議長 ほかにありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 私は反対討論とさせていただきます。マネジメントは、やはり彦根市です。それから、その変更協定をするに当たっての彦根市が議会に提出をした経過書を見ますと、苦肉の策で、湖東定住自立圏に乗せていくということが見えます。それはやはり、財政負担の点で、財政上の運営が彦根市の中でもきちきちになっているところから周辺町に求めていけるルートをつくろうと、そのことが非常ににあってまいります。そういう点でも非常に危険な中身だと思います。

もう1点目は、スポーツを通じた振興といっても、これはそれぞれ彦根市が計画をするスポーツイベント、それから彦根市にかかわる団体さんが体育館で

やるイベントは、彦根市民だけが参加できますというようになっておりません。そういう点でも、今までのスポーツの振興という点では、定住自立圏を拡大したからスポーツを通じたにぎわいがプラスされるというようには考えられません。ですから、あえて協定書に盛り込む、1つ加えるということをする必要のない協定だと思しますので、反対とさせていただきます。

○**阪東議長** ほかにありませんか。

大町議員。

○**大町議員** 私も反対の討論といたします。もう、彦根市はね、僕、よく聞きますけど、大久保市長とも心安いんです。もうわらをもつかむ、甲良町つかまえられるで。今に大変になるで。その彦根がもたんねん。いつ何時バンザイするかわからん市が誘い水かけてるんや。これ以上、町民を巻き添えにしたらあかん。はっきりと町長、意思表示して、今の甲良では無理やと。彦愛犬、隣町は多賀、財政豊かやがな。久保町長はしっかりやってるで。今、黒字やで、多賀は。彦根の誘いに乗らへんで、乗らへん言うたで、もう。今、真っ黒けやで、黒字の、以前悪かったけど。ほんなもん、彦根のペースよ。イニシア、彦根がとるんやから。ほんなもん、お池にはまって大変やで。上がってこられへんで、今度、甲良町。はっきりと断りなさい。以上。

○**阪東議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**阪東議長** ご着席願います。

起立多数です。

よって、議案第11号は可決されました。

次に、日程第15 議案第12号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**橋本事務局長** 議案第12号 令和元年度甲良町一般会計補正予算(第6号)。

上記の議案を提出する。

令和2年3月5日。

甲良町長。

○**阪東議長** 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○**中川総務課長** 議案第12号 令和元年度甲良町一般会計補正予算(第6号)

を説明させていただきます。

予算書の裏面をお願いいたします。

まず、第1条です。歳入歳出予算のところですか。それぞれ4,058万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億6,099万9,000円にするものであります。

第2条、繰越明許費については第2表で説明をいたします。

第3条、地方債は第3表で説明いたします。

第1表 歳入歳出予算補正で歳入の部であります。1款 町税、補正額3,502万5,000円、13款 使用料及び手数料51万9,000円、14款 国庫支出金6,254万3,000円の減額、15款 県支出金409万4,000円、16款 財産収入425万7,000円、18款 繰入金2,709万8,000円の減額、20款 諸収入5,624万2,000円の減額です。

次のページをお願いします。21款 町債6,140万円の増額で、歳入合計が4,058万8,000円の減額です。

次の3ページをお願いします。歳出です。2款 総務費1億1,612万8,000円の減額。3款 民生費7,705万2,000円の減額、4款 衛生費1,693万4,000円の減額、6款 農林水産業費569万4,000円の増額、7款 商工費315万円の減額、8款 土木費114万円の減額、9款 消防費32万4,000円の増額です。

次のページをお願いします。10款 教育費1億6,469万8,000円の増額、14款 予備費310万円の増額。歳出合計は歳入合計と同額であります。

次に5ページをお願いします。第2表です。繰越明許費の補正であります。追加として9款 消防費、1項 消防費、事業名 町地域防災計画修正業務で1,169万3,000円です。10款 教育費、1項 教育総務費、教育施設整備事業1億6,688万4,000円です。

次のページをお願いします。第3表 地方債補正であります。追加としてありますが、起債の目的で小学校整備事業債、限度額を5,640万円にするものです。

次に中学校整備事業債で、これも限度額を5,400万円にするものであります。廃止ですが、電算システムの整備事業債、限度額1,360万円を廃止すると。

次に地域活性化事業債で3,540万円を限度額で廃止するものであります。

以上であります。よろしく申し上げます。

○**阪東議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 説明資料のところの10ページですが、プレミアム商品券付きの事務の収入の部、それから支出に関連しますが、この事業の取り組みで、支出については、14ページにありますね、7,000万の減額。それから、収入のところ、国庫支出で179万3,000円と、それから1,400万円が減額になってます。これの事業上の総括がもうされた上で、こういう整理がされたんだと思いますが、どういう取り組みでこういう減額になったのか。

それからもう1点は、対象とした世帯、つまり、非課税世帯にプレミアム商品券購入できますよという案内を発送されていますが、その利用者の割合、3割だったのか8割だったのか、そういう統計も既にされておられましたら説明を願いたいと思います。

以上です。2点。

○**阪東議長** 企画監理課長。

○**村岸企画監理課長** 議員のおっしゃるとおりで、ある程度の実績が終わりました。この3月10日が最終の実績の請求という形で商品券になっておりますので、概略、今つかんでいるところのお答えをさせていただきます。

まず対象者については非課税の方で1,274名、子育て世帯としては147名の方を対象としております。その両方で申請の方は244名、申請をいただきまして、その244名中236名が該当者という形で決定をさせていただいたところでございます。

現在つかんでおります冊数につきましては、1冊4,000円のプレミアム商品券が1,153冊利用していただいたということで、券の購入者については約250名というような形で把握しているところでございますので、250名ということで対象者の約18%前後はご利用になられたということでご理解をいただけたらと思っております。

最終につきましては、最終のまだ集約ができておりませんので、把握しているところでお答えをさせていただきました。

○**阪東議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第16 議案第13号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**橋本事務局長** 議案第13号 令和元年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)。

上記の議案を提出する。

令和2年3月5日。

甲良町長。

○**阪東議長** 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○**小林住民課長** 議案第13号についてご説明申し上げます。

予算書裏面をお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,654万6,000円とするものでございます。

次のページ、第1表をご覧ください。歳入、3款 国庫支出金、補正額34万6,000円の増、6款 繰入金17万3,000円の増、歳入合計補正額は51万9,000円でございます。

次のページをお願いいたします。歳出、1款 総務費、補正額51万9,000円の増、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○**阪東議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第17 議案第14号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**橋本事務局長** 議案第14号 令和元年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)。

上記の議案を提出する。

令和2年3月5日。

甲良町長。

○**阪東議長** 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○**米田保健福祉課長** 議案第14号 令和元年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)についてご説明申し上げます。

予算書裏面をお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,617万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,833万円とするものでございます。

1ページ、第1表をお願いいたします。第1表 歳入歳出予算補正、歳入、

1 款 保険料、補正額 1 0 万円、3 款 国庫支出金、補正額 4 3 万 1, 0 0 0 円、4 款 支払基金交付金、補正額 1 0 万 1, 0 0 0 円、7 款 繰入金、補正額 1, 5 5 4 万 3, 0 0 0 円、合計 1, 6 1 7 万 5, 0 0 0 円。歳入合計は 9 億 5, 8 3 3 万円でございます。

次のページをお願いいたします。歳出、2 款 保険給付費、補正額 2, 0 5 8 万円、7 款 予備費、補正額 4 4 0 万 5, 0 0 0 円の減額でございます。歳出合計は歳入と同額でございます。

以上よろしくをお願いいたします。

○**阪東議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 歳出のところの 7 ページですが、それぞれ補正額の内訳が書かれています。居宅介護サービスの給付額が上がっていると、7 0 0 万。それから、施設介護のサービスの 8 2 0 万、それから居宅介護サービスのケアマネですね、計画の給付費は 1 0 0 万円上がっているわけですが、その原因はどういうような状況でなったのか。つまり、当初の予定より、予定していた分、つまり、予算を組んだ段階から見ますと、上がっている。つまり、利用者が増えているということなんです。その介護を受けなくても済む高齢者を多くつくっていくと、生み出していくと、そういう手当てが必要だというように計画第 7 期をされたときにありました。そういう点では、そのことに努力をされてきたんだと思いますが、その予想を超えてこういう状況になったのか、その辺、説明をお願いいたします。

○**阪東議長** 保健福祉課長。

○**米田保健福祉課長** 認定者の総数自体はそんなには増えてはおりませんが、重度化しているということがございます。年齢に応じて、やはり徐々に介護度が進んでいくという現状がありまして、このような結果になっております。

以上です。

○**阪東議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

ここでお諮りします。

これより審査願います日程第 1 8 議案第 1 5 号から、日程第 2 6 議案第 2 3 号までの令和 2 年度の各会計当初予算については、会議規則第 3 9 条第 1 項の規定により、お手元に配布している議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**阪東議長** 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

それでは日程第18 議案第15号を議題とします。

議題を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第15号 令和2年度甲良町一般会計予算。

上記の議案を提出する。

令和2年3月5日。

甲良町長。

○阪東議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 議案第15号 令和2年度甲良町一般会計予算を説明します。

予算書の裏面をお願いします。

令和2年度甲良町一般会計予算です。

第1条 歳入歳出、それぞれ41億24万円に定めるものであります。

第2条 債務負担行為、これについては第2表で説明をします。

第3条 地方債、これは第3表で説明をします。

第4条 一時借入金です。一時借入金の最高額は6億円と定めるものであります。

第5条 歳入歳出予算の流用のところですが、給料、職員の手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内の経費の各項間の流用を定めるものであります。

まず1ページの第1表をお願いします。歳入です。1款 町税8億5,306万8,000円、2款 地方譲与税3,568万8,000円、3款 利子割交付金60万円、4款 配当割交付金220万円、5款 株式譲渡所得割交付金140万円、6款 法人事業税交付金279万7,000円、7款 地方消費税交付金1億3,100万円、8款 環境性能割交付金432万5,000円。

2ページをお願いします。9款 地方特例交付金292万円、10款 地方交付税16億です。11款 交通安全対策特別交付金103万7,000円、12款 分担金及び負担金1,290万9,000円、13款 使用料及び手数料2,443万1,000円、14款 国庫支出金3億205万6,000円、15款 県支出金2億7,243万3,000円。

次、3ページをお願いします。16款 財産収入で1,846万3,000円、17款 寄付金6,010万円、18款 繰入金4億2,956万7,000円、19款 繰越金4,000万円、20款 諸収入9,574万6,000円、21款 町債2億950万円。歳入合計が41億24万円であります。

次の4ページをお願いします。歳出です。1款 議会費6,456万9,0

00円、2款 総務費7億5,668万1,000円、3款 民生費12億5,816万円、4款 衛生費2億9,348万2,000円、5款 労働費160万2,000円。

次、5ページです。6款 農林水産業費1億6,799万6,000円、7款 商工費2,907万6,000円、8款 土木費4億3,987万8,000円、9款 消防費1億4,463万3,000円、10款 教育費5億9,409万8,000円です。

次、6ページをお願いします。11款 災害復旧費2万5,000円、12款 公債費3億4,644万7,000円、13款 諸支出金29万3,000円、14款 予備費330万円、歳出合計は歳入合計と同額であります。

次、7ページの第2表、債務負担行為についてであります。

まず、滋賀県信用保証協会、小規模企業者小口簡易資金保証債務損失補償です。これについては期間は令和2年度から令和14年度までにするものです。

次に、公営住宅管理事業、弁護士業務委託、これは令和2年度から令和6年度までで、122万円です。

次に、県営犬上川地区土地改良事業負担金です。これは令和2年度から令和4年までで4,285万円です。

次に、農業振興地域整備計画作成業務委託、これは令和2年度から令和3年度で1,200万円です。

次に、学校保健検査業務委託、令和2年度から令和3年度で220万2,000円です。

次に、甲良東小学校修学旅行事業です。これは令和2年度から令和3年度までで129万6,000円です。

次に、甲良西小学校修学旅行事業で、令和2年から令和3年度までで64万8,000円です。

次、8ページです。第3表地方債であります。

まず、臨時財政対策債で限度額を8,900万円にするものであります。

次に、公共事業等債で限度額を1,140万円。

次に、地方道路等整備事業債で1,320万円。公共事業等債、町道改良分であります。これが1,350万円です。

次に、学校教育施設等整備事業債、これが2,640万円。学校教育施設等整備事業債が3,110万円です。

次に、カーボン・マネジメント強化事業債（総務債）で690万円です。その下でカーボン・マネジメント強化事業債（民生債）で1,800万円です。合計2億950万円にするものであります。

以上であります。よろしくをお願いします。

○**阪東議長** 説明は終わりましたので、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第19、議案第16号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**橋本事務局長** 議案第16号 令和2年度甲良町国民健康保険特別会計予算。

上記の議案を提出する。

令和2年3月5日。

甲良町長。

○**阪東議長** 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○**小林住民課長** それでは、議案第16号についてご説明を申し上げます。

予算書裏面をお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ9億3,237万2,000円と定めるものでございます。一時借入金につきましては、地方自治法235条の3第2項の規定により、一時借入金の借入の最高額は600万円と定めるものでございます。歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

1、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項の間の流用。

2、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項間の流用と定めております。

それでは、次のページの第1表をお願いいたします。

歳入、1款 国民健康保険税1億4,305万3,000円、2款 使用料及び手数料6万6,000円、3款 国庫支出金1,000円、4款 県支出金6億9,016万8,000円、5款 財産収入1,000円、6款 繰入金9,807万1,000円、7款 繰越金1,000円、8款 諸収入101万円。

次のページをお願いいたします。9款 町債1,000円。歳入合計は9億3,237万2,000円でございます。

次のページをお願いいたします。歳出、1款 総務費3,310万5,000円、2款 保険給付費6億6,671万5,000円、3款 国民健康保険事業費納付金2億123万1,000円、4款 共同事業拠出金1,000円、5款 財政安定化基金拠出金1,000円、6款 保健事業費2,355万2,

000円。

次のページをお願いいたします。7款 基金積立金1万円、8款 公債費635万円、9款 諸支出金90万1,000円、10款 予備費50万6,000円。歳出合計は歳入合計と同額でございます。

よろしくをお願いいたします。

○**阪東議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。  
(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第20、議案第17号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**橋本事務局長** 議案第17号 令和2年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算。

上記の議案を提出する。

令和2年3月5日。

甲良町長。

○**阪東議長** 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○**小林住民課長** 議案第17号についてご説明申し上げます。

予算書裏面の方をお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,056万2,000円と定めるものでございます。

次のページの第1表をお願いいたします。歳入、1款 後期高齢者医療保険料5,190万5,000円、2款 使用料及び手数料1万円、3款 繰入金2,831万6,000円、4款 繰越金9万円、5款 諸収入24万1,000円。歳入合計は8,056万2,000円でございます。

次のページをお願いいたします。歳出、1款 総務費624万1,000円、2款 後期高齢者医療広域連合納付金7,398万2,000円、3款 諸支出金31万9,000円、4款 予備費2万円。歳出合計は歳入合計と同額でございます。

よろしくをお願いいたします。

○**阪東議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** これも予算決算常任委員会に付託をされていますので、総括的などころで、町長に基本姿勢をお尋ねしたいと思います。

75歳以上の高齢者を1つの枠にして保険制度にする。それから、医療の給

付そのものも特別の枠になっています。そういう点では後期高齢者の医療制度の連合会の議員として町長が選任をされました。そういう点では、その悪循環、つまり、利用すればするほど保険料にはね上がってくると。

今回、県も滋賀県も値上げの方向、報道でされたのを見ておりますが、均等割、それから所得割についても、今までどおりにいくわけにいかないという点では値上がりをしていく、そういう方向はやっぱり悪循環をもたらしています。

その点から見れば、やはり、もとの高齢者、つまり、老人保健制度に切りかえていくというのが、設置をした厚労省の大臣その者も、舛添さんですけども、姥捨て山だと、制度をつくってからそういう批判をされていますが、そういう根本的なところ、根本の制度の矛盾は解決しないんですよ。

そういう点では、ぜひそういう立場で発言をしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○**阪東議長** 町長。

○**野瀬町長** おっしゃるとおり、後期高齢者医療連合という、連合協同組合でその事務をやっておりますが、主には事務局職員は市の職員さん、それからプロパーの方ということではありますが、医療事務は高度化されていますので、応分の業務委託は国保連合会と連携をして連合会がその一部の事務もかなりの領域で相互連携をするという意味からもやっておられます。

今後は、おっしゃるように、「2025」と言われる団塊の世代がその時代には後期高齢者になるという、まだ医療費が伸びる傾向だということが予測をされていますので、国保連合会、それから後期高齢者医療連合会についても、できるだけ医療費が下がる健康事業と連携をさせて医療費を下げていくという方向には間違いありませんし、それから、おっしゃいました被保険者の負担という面についてのあり方については、極力、値上がりはしないという方向で、非常に難しい課題ではありますが、取り組んでいくということでございます。

○**阪東議長** 西澤議員。

○**西澤議員** わかりました。それで、国民健康保険税・料については、全国知事会が1兆円の国費を投入して、保険料、つまり加入者の負担を軽減するようという提言を可決されてますよね。後期高齢者の医療制度については、まだそこまで踏み込んで全国知事会は提起をされておられません。

そういう点では、国費の投入が、やっぱり大事。現場では健康老人をつくっていくことは大事なことですけども、1兆円の国保会計に投入をすることと同等ぐらい、知事会が提言をするというように、ぜひ連合会の議会で発言をしていただきたい、提起をしていただきたいと思いますが、ぜひお願いしたいと思いますが、見解をお願いします。

○**阪東議長** 町長。

○野瀬町長 医療全体であります、国保、後期高齢者医療連合、それから介護保険もそうなると思っております、いわゆる社会保障をどうするんだという議論になりますが、なかなか意見を届けにくいというのも実態であります。

いずれにしても制度改正、それから、私たちでいうと、国保の負担区分の見直しも迫っておりますので、いずれにしても町は町として、なるべく早くシミュレーションをして、早目の手だてというのを講じていきたいし、発言もそういう形でしてきたいというふうに思います。

○阪東議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第21、議案第18号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第18号 令和2年度甲良町介護保険事業特別会計予算。

上記の議案を提出する。

令和2年3月5日。

甲良町長。

○阪東議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 議案第18号 令和2年度甲良町介護保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書裏面をお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億7,191万8,000円と定める。一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は1億5,000万円と定める。歳出の予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

2、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用とするものでございます。

1 ページ、第1表、歳入歳出予算、歳入、1款 保険料1億8,088万9,000円、2款 使用料及び手数料1万円、3款 国庫支出金2億684万3,000円、4款 支払基金交付金2億2,116万2,000円、5款

県支出金 1 億 2, 5 1 5 万 6, 0 0 0 円、6 款 財産収入 1 万 5, 0 0 0 円、7 款 繰入金 1 億 3, 6 8 3 万 7, 0 0 0 円、8 款 繰越金 1 0 0 万円、9 款 諸収入 5, 0 0 0 円。

次のページをお願いいたします。1 0 款 町債 1, 0 0 0 円。歳入合計は 8 億 7, 1 9 1 万 8, 0 0 0 円でございます。

3 ページをお願いいたします。歳出、1 款 総務費 4, 3 7 3 万 2, 0 0 0 円、2 款 保険給付費 8 億 5 9 8 万 5, 0 0 0 円、3 款 地域支援事業費 2, 0 3 7 万 6, 0 0 0 円、4 款 基金積立金 1 万 5, 0 0 0 円。

次のページをお願いいたします。5 款 公債費 2, 0 0 0 円、6 款 諸支出金 5 2 万 1, 0 0 0 円、7 款 予備費 1 2 8 万 7, 0 0 0 円。歳出合計は歳入合計と同額でございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○**阪東議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第 2 2、議案第 1 9 号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**橋本事務局長** 議案第 1 9 号 令和 2 年度甲良町墓地公園事業特別会計予算。  
上記の議案を提出する。

令和 2 年 3 月 5 日。

甲良町長。

○**阪東議長** 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○**小林住民課長** 議案第 1 9 号についてご説明申し上げます。

予算書裏面の方をお願いいたします。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6 8 5 万 4, 0 0 0 円と定めるものでございます。

次のページの第 1 表をご覧ください。

歳入、1、繰越金 1 万円に使用料及び手数料 8 3 万円、3、諸収入 5 3 7 万 6, 0 0 0 円、4、財産収入 1, 0 0 0 円、5、繰入金 6 3 万 7, 0 0 0 円。  
歳入合計額 6 8 5 万 4, 0 0 0 円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1、墓地公園管理費 6 0 1 万 4, 0 0 0 円、2、諸支出金 8 3 万円、3、予備費 1 万円。歳出合計は歳入合計と同額でございます。

よろしくをお願いいたします。

○**阪東議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第22、議案第20号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**橋本事務局長** 議案第20号 令和2年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算。

上記の議案を提出する。

令和2年3月5日。

甲良町長。

○**阪東議長** 本案に対する提案説明を求めます。

人権課長。

○**丸澤人権課長** 予算書の説明をいたします。

予算書、1枚をおめくりください。

令和2年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算。

令和2年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,278万8,000円と定める。

第2条については、後ほど第2表で説明いたします。

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2,000万円と定める。

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。

1ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算。歳入、1、県支出322万4,000円、2、繰入金2,614万6,000円、3、繰越金1,000円、4、諸収入8,341万7,000円。

2ページをごらんください。

歳出、1、総務費2,937万円、3、諸支出金8,341万7,000円、4、予備費1,000円。

3ページ、第2表をご覧ください。

債務負担行為。事項は、新築資金等貸付事業、弁護士業務委託。期間は令和2年度から令和6年度まで、限度額は899万3,000円です。

以上で説明を終わります。

○**阪東議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** この議案と関連します資料が、回収業務が出ましたが、この成功報酬以外にも、委託料や打ち合わせ等で弁護士が発生する、これはどのぐらいを見込んでいるのか。また、その分はこの特別会計の中で算入を計上しているのか、それとも、一般会計の中で対応するのか、説明をお願いします。

○**阪東議長** 人権課長。

○**丸澤人権課長** まず対応する会計は新築資金の会計です。その他費用については、現在、予算では最大の金額を見込んでおります。といいますのが、特に調査費ですけれども、現地の調査等が必要な場合、弁護士の交通費等、日当が加算されます。こちらは私どもとしては発生しないと。よろしいですか。議長、よろしいですか。発生しないと想定はしているんですが、非常に困難な事例等で、対象者と弁護士と私どもが立ち会いのもとで話をする可能性がありますので、予算計上はしております。これがないような運び方を我々は、余分なお金を使いたくありませんので、そういうものをしようと思っておりますが、万が一発生した場合、支出ができませんし、契約書にはうたっておりますので、予算化はしているというところです。

○**阪東議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第24、議案第21号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**橋本事務局長** 議案第21号 令和2年度甲良町土地取得造成事業特別会計予算。

上記の議案を提出する。

令和2年3月5日。

甲良町長。

○**阪東議長** 本案に対する提案説明を求めます。

人権課長。

○**丸澤人権課長** 予算書裏面をご覧ください。

令和2年度甲良町土地取得造成事業特別会計予算。

令和2年度甲良町土地取得造成事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ489万9,000円と定

める。

1 ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算、歳入、1、財産収入489万9,000円。

1枚おめくりください。歳出、2、諸支出金489万9,000円。歳入歳出は489万9,000円です。

以上で説明を終わります。

○**阪東議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

大町議員。

○**大町議員** この489万はどここの処分ですか、これは。

○**阪東議長** 人権課長。

○**丸澤人権課長** 予算書に計上したものは、呉竹の2区画です。この前の全協で少しお話しさせてもらいましたけれども、非常に処分のしにくい土地というものがございます。このあたりは計上しておりません。形のよい、面積も、家が建てられるような土地を、まだ処分できると考えているところを計上しております。

以上です。

○**阪東議長** ほかありませんか。

大町議員。

○**大町議員** 私も呉竹地区に生まれて、今日まで育ってきた私ですが、これ、呉竹地区だけで、今回、自転車で回ってますと、甲良町の土地、表示してありますわね。三角、丸、確かにちょっと変形した土地もある。いわゆる同和事業の残事業の残りと思う。これね、全部処分して、財産収入に上げると、大変なことになる。残事業、同和地区の昭和四十何年かやった、7年からやった、ずっと延々と土地残ったんにゃ。それで、彦根市のカネミのところの田んぼもこれ、まだ甲良町の土地やろう。葛籠町地先、カネミ、彦根市葛籠町のカネミ家具店の前、あれ、処分したんですか。いつしたんですか。カネミ家具店の前、した。

(発言する者あり)

○**大町議員** 大体、田んぼなんか、甲良町が持っていること自体おかしかったんやからね。同和事業で田んぼを持っていること自体がおかしかったん。あれ、処分した。

(発言する者あり)

○**大町議員** ほか、呉竹地先だけで沢山あるんや。人権課長、大変やけどな、処分しなさいよ。単価、坪3万か2万か幾らや。坪単価、幾らで売られている。

○**阪東議長** 人権課長。

○**丸澤人権課長** 今、公募で定めている単価は9,500円です。それ以外の狭小地等は200平米までは8,000円。200平米を超えると1万円で処分

しております。

以上です。

○**阪東議長** ほかありませんか。

人権課長。

○**丸澤人権課長** 平米単価で全てやっておりますので、坪単価はご自身で計算してください。

○**阪東議長** 大町議員。

○**大町議員** 3.3平米よ。坪単価で幾らと聞いているんやの。

○**阪東議長** 人権課長。

○**丸澤人権課長** 今、資料で持ち合わせているのは平米単価しか持ち合わせておりませんので。

○**大町議員** 後日、今から、お昼から取り寄せてこい。議長。平米単価も坪単価もわからんとは、平米単価、そんな馬鹿なことあるかい。

○**阪東議長** 人権課長、3.3掛けたらええ。3万3,000。約やけど。

○**大町議員** 約でええ。

○**阪東議長** 人権課長。

○**丸澤人権課長** 9,500円の分は3万1,350円です。8,000円の分は2万9,700円です。

以上です。

○**阪東議長** これで質疑を終わります。

次に、日程第25、議案第22号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**橋本事務局長** 議案第22号 令和2年度甲良町下水道事業会計予算。

上記の議案を提出する。

令和2年3月5日。

甲良町長。

○**阪東議長** 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課参事。

(発言する者あり)

○**阪東議長** もうすぐ終わります。終わります。もうすぐ。動議ですか。

(「動議」の声あり)

○**阪東議長** お昼ご飯、動議の賛成の方、ほかにおられますか。もう少し行きたいんですけど。

(発言する者あり)

○**阪東議長** 動議が成立しません。

(発言する者あり)

○**阪東議長** 静かに。静かにしてください。

建設水道課参事。

○**丸山建設水道課参事** それでは、議案第22号についてご説明させていただきます。

予算書の1ページをお願いします。

令和2年度甲良町下水道事業会計予算でございます。

まず、業務の予定状況でございます。1、処理区域内水洗化世帯数2,105世帯でございます。年間総排水量74万6,000立方メートルです。1日平均排水量2,044立方メートルです。主な建設改良事業はマンホールポンプ改築更新工事です。

続きまして、収益的収入及び支出でございます。収入、第1款 下水道事業収益3億3,610万2,000円。支出、第1款 下水道事業費用3億4,026万2,000円です。

続きまして、2ページをお願いします。

資本的収入及び支出は、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5,700万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額265万7,000円及び当年度分損益勘定留保資金5,435万円で補填するものでございます。収入です。第1款 下水道費中、資本的収入2億6,719万5,000円、支出、第1款 下水道費資本的支出3億2,420万2,000円。

次に、特例的収入及び支出は、地方公営企業法施行例第4条第4項の規定により、当該事業年度に属する債権として整理する未収金の金額は942万5,000円でございます。

続きまして、3ページをお願いします。

企業債でございます。公共下水道事業債限度額450万円です。流域下水道債権限度額1,410万円です。資本費平準化債限度額1億2,000万円でございます。一時借入金でございます。一時借入金限度額は3,000万円でございます。予定の支出の各項の経費の金額の流用につきましては、以下のとおりでございます。

議会の議決を得なければならない、流用することのできない経費は、職員給料1,010万6,000円でございます。

続きまして、4ページをお願いします。他会計からの補助金は、下水道事業の営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は2億3,346万9,000円でございます。

以上です。よろしく申し上げます。

- 阪東議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。  
大町議員。
- 大町議員** るる説明ありましたが、上水道の有収率は今何%ですか。100  
をもって。有収率。関連です。いわゆるバイパスね、盗水がないんですね。関  
連ですけど。課長。
- 阪東議長** 建設水道課長。
- 北坂建設水道課長** 現在の有収率につきましては、85.35%でございます。
- 阪東議長** 大町議員。
- 大町議員** あと、約15%、多少公園等、消防等使うけどね。あとは全部盗み  
か、盗水か、はっきりしてください。町民の疑問や。
- 阪東議長** 建設水道課長。
- 北坂建設水道課長** 無効水量というものはございますので、そういったもの、  
また漏水であるとか、そういうものがあると考えております。
- 大町議員** あのね、昔の石綿のタイプだったら漏水もあるけどね、今はないん  
ですよ。今、十何%、これ、盗みやん。僕、水道関係詳しいけど。消防でどん  
だけ使うんや。公園でどんだけ使うんや。その引いたところが、5%、引いた  
ろう、ほんでも10%盗んでるんや、住民が。10%。こんなもん承認できる  
か。まともに水道料を払うてんのはどうなるんですか、これ。甲良町は、水道  
もただ、バイパスはやったね、一時。道路のバイパスならわかるわ。こんなも  
ん、認められるか。町民の声。真面目に水道代払っているもんはどうなるの、  
これ。課長。町長。野瀬町長、あんたとも同じか、盗水、北落地区は。野瀬  
町長。
- 阪東議長** 町長。
- 野瀬町長** その件は、議会とも随分議論を今日までやってまいりました。今年  
度からメーター交換で、その辺もチェックをする予定でございます。
- 阪東議長** これで質疑を終わります。  
次に、日程第26、議案第23号を議題とします。  
議案を朗読させます。  
局長。
- 橋本事務局長** 議案第23号 令和2年度甲良町水道事業会計予算。  
上記の議案を提出する。  
令和2年3月5日。  
甲良町長。
- 阪東議長** 本案に対する提案説明を求めます。  
建設水道課参事。
- 丸山建設水道課参事** それでは、議案第23号について説明させていただきます

す。

予算書の1ページをお願いします。

令和2年度甲良町水道事業会計予算です。

まずは業務の予定量でございます。1番、給水口数3,045口です。年間総給水量93万4,000立方メートルです。1日平均給水量2,559立方メートルです。

続きまして、収益的収入及び支出でございます。収入、第1款 水道事業収益1億8,893万1,000円、支出、第1款 水道事業費1億8,893万1,000円です。

続きまして、2ページをお願いします。

資本的収入及び支出は、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額7,056万5,000円は、当年度損益勘定留保資金5,046万1,000円、減債積立金2,010万4,000円で補填するものでございます。収入でございます。資本的収入1,000円でございます。支出、第1款 資本的支出7,056万6,000円です。債務負担行為は、量水器交換、令和2年度から令和4年度で2,885万3,000円でございます。一時借入金限度額は1億円でございます。

続きまして、3ページをお願いします。予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、以下のとおりでございます。

議会の議決を得なければならない、流用することのできない経費は、職員給与費1,566万5,000円でございます。利益剰余金の処分は、減債積立金2,010万4,000円を処分するものでございます。棚卸資産の購入限度額は381万7,000円と定めるものでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○**阪東議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第27、請願第1号を議題とします。

本請願については紹介議員の西澤議員から提案説明を求めます。

西澤議員。

○**西澤議員** 介護保険に関する請願書を読み上げまして、提案とさせていただきます。

請願者は、住所 犬上郡豊郷町三ツ池196の9、団体名は「犬上生活と健康を守る会」です。代表者は今村恵美子氏となっております。

それでは、請願趣旨ですが、2000年度の導入以来、3年に1度の改定を経てきた介護保険制度は、2021年より第8期の事業に入ります。2020

年度は、そのための策定期間であり、大切な年度です。介護の社会化をうたったこの制度は、この20年間制度見直しのたびに保険料は上がり、サービスは低下するという事態になっています。

この間、特に高齢者にとっての20年間は、年金は下がり、老人医療の改悪、所得税法の改悪、また消費税は5%から8%へ、そして10%へと増税の一途をたどっています。日々の暮らしは年々厳しくなっているのは周知の事実です。

その中、全体の2割しかサービスを受けられず、8割の人が掛け捨て状態になっている介護保険の保険料は高過ぎます。何とかしてほしいは、多くの町民の願いです。

私たちは、地域住民のとりわけ高齢者が安心して暮らせる甲良町をつくるために、以下の項目を町長に求める決議を提出して下さるよう議会へ請願するものです。

請願事項、1つ、介護保険料を下げること、2つ、介護保険サービスの切り捨てはやめること。2点です。

全協で示しました3点目は、さまざま検討し、また意見を聞かせていただいて、3点目のところは取り下げていくというので、請願者の意向も尊重をして、本日、差しかえをさせていただいたところです。

それでは、若干の提案説明をさせていただきます。2018年、平成30年3月の議会で第7期の改定が行われて、そのときに県下一番高い保険料に設定をされました。可決をされたわけですが、付帯決議が同時に可決しました。

その中には、概要としては、保険料の引き下げに努力をすることというような中身です。若干説明を加えますと、中ほどに、議案第22号、これ介護保険料の改定の議案です。付託された総務常任委員会、3月13日では保険料の抑制ができないかなどの質疑が集中した。その審議の中で、野瀬町長は、一般財源の繰り入れはできないが、30年度の給付費の推移を見ながら、今後考えていきたいなど、前向きと理解できる答弁を行ったと、こういうように指摘をしています。

そして、健康推進策を飛躍的に充実させるとともに、介護保険料負担にかかわる何らかの軽減処置を講じられることを強く求める、こういう議決となって全員満場一致で可決をしました。

そういうところから見ると、ぜひ、その立場を貫いていく必要があるなというように思っています。

そして、保険料を策定して決定をしていく、決定の過程では議会がかかわりますが、その原案をつくる段階、つまり高齢者の福祉、健康、介護などを総合的に計画する審議会があります。そこで、健康老人を多く生み出していくという施策の展開、充実が大変求められていきます。それも町行政のやはり役割で

すし、その裁量にかかっています。

議会は、提出された金額、つまり介護保険料を是か非かというところにしかかかわることができません。そういう点では、行政の姿勢として、ぜひ引き下げに努力するようにと、何らかの軽減処置をとるようというように、議会の総意として求めていく必要がありますので、ぜひ、この2点の項目が入りました請願を可決いただいて、そして、意見書に提出ができるように、ぜひお願いしたいと、議員諸氏の皆さんの賛同を心から呼びかけまして、提案説明とさせていただきます。

○**阪東議長**　ここでお諮りします。これより審査を願います請願第1号については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○**阪東議長**　異議がありますので、起立で採決をします。

西澤議員から提案された介護保険に関する請願書につきまして、付託の省略に賛成される方はご起立願います。

（賛成者起立）

○**阪東議長**　賛成多数で省略をします。委員会に付託を省略することに決定しました。説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○**阪東議長**　質疑はないようですから、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○**阪東議長**　討論がありませんので、これより請願第1号を採決します。

お諮りします。本請願を採択することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○**阪東議長**　ご着席願います。

起立多数です。よって、請願第1号は採択をすることに決定いたしました。

これで午前中の会議終わらせていただきたいと思います。

午後からは、13時45分から会議を再開します。

（午後 0時30分 休憩）

（午後 1時45分 再開）

○**阪東議長**　それでは、午前の休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、日程第28 一般質問を行います。

発言通告書が提出されていますので、これを許しますが、発言時間について申し上げます。諸般の都合により、本日の質問時間については、会議規則第56条第1項の規定により1人40分以内とします。ただし、質問の途中であれば多少の延長も認めますので、質問者は時間が来れば簡潔にまとめて質問をし

てください。なお、答弁する人も簡潔明瞭に答弁をお願いします。

それでは最初に、8番 木村議員の一般質問を許します。

8番 木村議員。

○木村議員 それでは、トップを切って一般質問させていただきたいと思いますが、その前に、2月5日の臨時会の際に、町長が我々12人に対して、ご当選おめでとうございませうということで祝辞をくださったのを覚えております。そのときには町長の方から一方通行だったと思いますので、今日、改めて町長の方もご当選おめでとうございませうということで、一言つけ加えさせていただきたいと思います。

それと、通告書には、私、出してないんですけど、もしも町長の方から答弁がいただければ、あるいはそれはまた後の議員さんにも関係することだと思うので、それは町長の判断にお任せするとして、所信表明のことで、西川氏のメッセージでいわゆる議会と連携して新しい町をつかってほしいというメッセージとか、あるいは選管の委員長の挨拶を引用されて、所信表明の挨拶文の中に、町長が入れておられたんですけど、私がお二方の文章を見て理解したのは、やはりよく言われることなんですけど、行政と議会とは車の両輪のごとく、いろいろ進んでいかなきゃならないというふうに思っております。

そのことに関して、町長はどう思われるのか、もしも答弁がいただければありがたいんですけど。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 表明させていただいたとおり、相手候補の西川さんからも熱いメッセージをいただきましたし、それから、当選証書交付のときに選管委員長からもお言葉をいただきましたので、そのまま引用させていただきました。特に、阪東議長と諸事案、あるいは事前協議、課題等々、事前にご相談を申し上げて、できるだけ議会と連携をして行政を進めていきたいという基本姿勢には変わりませんので、今後ともよろしくお願いいたします。

○木村議員 今、町長の方から議長と云々というフレーズがありましたんですけど、その議長のいわゆる阪東佐智男新議長に町政運営のこと、行政課題のこと等々、相談して進めていきたいというふうに思われているように、僕は単純にとってしまったのですが、ちょっと今の答弁とは違いますけど、私は12名の議員がおるんやから、だから、議長だけに相談して、その議長がこうこうこう、いわゆる町長が言われているから、皆さんどういうふうに考えられますかみたいな会議があれば、それはそれでいいかもしれませんが、どこかのメッセージか何かでちょっと読んだことがあったんですけど、野瀬町長は根回しがあまりお得意でないというようなことが書いてあったようなことを思い出しましたので、なるだけ全議員にいろんな話をされて、今後進めていってもらえればあ

りがたいなというふうに思っております。

それでは、一般質問に入らせていただきたいと思います。通告書に従って進めさせていただきたいと思います。

まず1番目、甲良町の日赤奉仕団の近未来ということについて、この日赤奉仕団のことは何度か過去にも質問させていただいた経緯があるんですが、まず本町を除く5町の会員数のことをお聞きしたいと思いましたが、男女別でわかればお願いしたいと思います。

○阪東議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 それでは、日野町540名、竜王町416名、愛荘町329名、豊郷町145名、多賀町128名、全て女性です。

○阪東議長 木村議員。

○木村議員 全て女性ですか。男性はおられないということですか。私、町に限ってお尋ねしたんですけど、県内、あと13市があるわけですけど、13市においてはおわかっておられるかどうかはわかりませんが。

○阪東議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 市的には確認はしておりませんが、おられるということはお聞きしています。

○阪東議長 木村議員。

○木村議員 そうでしたら、今の5町は確認させてもらいましたけど、甲良町におきまして、昨年、137名という答弁があったように思いますが、今現在どうでしょう。

○阪東議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 令和元年6月現在で132名で、5名の減少になっております。

○阪東議長 木村議員。

○木村議員 それと、甲良町13区あるわけですけど、13区全部組織があるかということをお聞きしたいと思います。会員数は今聞きましたので、同じことだと思いますが。

○阪東議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 集落としてない集落が3集落ございます。

○阪東議長 木村議員。

○木村議員 今ほど答弁をいただいた中に、6町においては男性会員がおられないということの答弁がありましたけど、会員は女性とは決まってないという、私も数年前までは日赤奉仕団の会員さんは女性だけだというふうに誤解していた覚えがあるんですけど、なぜ男性会員がおられないか、なぜかということはどういうふうにお考えでしょうか。

○**阪東議長** 保健福祉課長。

○**米田保健福祉課長** 男女年齢を問わず赤十字の精神に賛同する方が団員となっております。全国的にも男性会員の増員に努めています。甲良町でも勧誘はしておりますが、入会には至っていないというのが現状です。

○**阪東議長** 木村議員。

○**木村議員** わかりました。私の思いでいきますと、さっきも言いましたように、日赤奉仕団の団員さんは女性だけなんやと思っていたところに、なぜか何十年前にさかのぼるんかわかりませんが、思うに、発足当初のいわゆる初動の動作があんまりよくなかったんじゃないかと、そこで男女、どなたでも結構ですみたいなことでずっと進んでおったら、また現在の様子が違ったのかなというふうに思います。

はい、ありがとうございます。

それから、4番目になりますが、とうとう私の池寺区の日赤奉仕団が解散というふうになるように聞いております。そこで行政としてどのように、以前もどのように指導をされますかという各字の日赤の状態を把握して、どのように指導をされますかというような質問をした覚えがあるんですけど、どうでしょう。この4番目の質問ですけど。

○**阪東議長** 保健福祉課長。

○**米田保健福祉課長** 池寺区のことにつきましては、池寺区の班長から1月に解散したいという内容の文書が、甲良町社会福祉協議会が事務局を持っておりますので、事務局の方に提出されました。それに基づきまして、甲良町赤十字奉仕団の副会長3名と社会福祉協議会の事務局、池寺区の区長さん、日赤奉仕団の班長さん、副班長さんで協議が行われましたが、解散をとめることができなかったと報告を聞いております。

○**阪東議長** 木村議員。

○**木村議員** そちら辺のこと、私も聞いておりましたので、想像はついたんですけど、そうしましたら、日赤奉仕団という形がなくなるということで、例えばあってはならないことですが、去年、おととしの12月でしたね、春日商會が大火を、いわゆる失火を出されたということで、あのときは池寺の日赤奉仕団さんは、私も協力し、てんでこ舞いになった記憶がございます。そういうようなことがもちろんあってはならないことなんですけど、万が一、そういうような状況になった場合、日赤奉仕団にかわる組織がなければどういうふうになるのかいなど、ちょっと私心配をするわけですが、5番の質問で、別の組織を考えなければならぬんじゃないかというふうに思いましたので、それが北落地区、たしか2年前の12月議会で、この質問をしたときに野瀬町長が私のところなんですみたいなことを答弁されて、ちょっと思い出しましたので、この北

落はその後それなりの組織ができているんじゃないかというふうに思いますので、ご紹介方々、あるいは池寺にアドバイスがあればお願いしたいと思います。

○阪東議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 この赤十字奉仕団にかわるものと申されても、日本赤十字社のもと、組織されているものはこれしかないということが1つ、あと、北落地区とかのお話が出ておりますが、地域福祉として日赤奉仕団にこだわるわけではなく、地域福祉のボランティアの組織ということで北落地区には1つできているということでございます。

○阪東議長 木村議員。

○木村議員 今の答弁でいきますと、日赤奉仕団というふうなことで各字で組織されておられる区は甲良町の日赤奉仕団に属しているというふうに思うんですが、今の北落の場合は北落独自で町の日赤の奉仕団の方にはいろんなことをやっておられるんですが、関係がないという理解でよろしいのでしょうか。

○阪東議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 広く地域福祉という考えの中での組織でございます。

○阪東議長 木村議員。

○木村議員 ちょっと私、質問がまずかったのか、いわゆる甲良町日赤奉仕団から多分北落も日赤奉仕団という名前が消え、池寺も消えかけるわけですけど、そういう場合に甲良町の日赤奉仕団とは一線を画して活動されていくというふうに僕は理解したんですけど、それでよろしいか。

○阪東議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 別物と考えております。

○木村議員 そうしますと、その次に、近未来を考えると、解散になってしまうような区が、字が増えるように私自身思っております。これはほんまにとんでもないことだなというふうに思うんですけど、そういうふうな想像の話は申しわけないんですけど、行政としての見解があれば。6番の質問でございます。

○阪東議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 赤十字奉仕団は甲良町だけではなく、全国的な組織でございます。滋賀県支部では会員の増員を進めていくというために、他県の支部のもとでどのような方策を検討されているかということで、増員できた支部もありますので、そういうところの意見を参考にしたり、また滋賀県の中の事務局会議の中でも情報交換がされて、班長会議等でも会員が増加するようにする方策という検討はされております。

○阪東議長 木村議員。

○木村議員 わかりました。先ほどの質問のところ、いわゆる甲良町内の日赤奉仕団の組織の区はという質問をさせてもらったときに、3集落がないという

ふうに答弁をいただきましたけど、その3集落というのは、北落、池寺と、もう一つということでもいいのか、池寺が入ってなくて、北落が入って、あとの2字ということなのか、ちょっとお願いできますか。

○**阪東議長** 保健福祉課長。

○**米田保健福祉課長** 池寺は現在入っておりません。今年度で解散ということになっておりますので入っておりません。それ以外の集落でございます。

○**木村議員** 北落は入っているわけですね。

○**米田保健福祉課長** 北落は、前回の質問のときにお答えさせていただきましたが、また3名の方が入っていただきましたので、ございます。それ以外の集落でございます。

○**阪東議長** 木村議員。

○**木村議員** 私のいわゆる考え違いで済んだら一番いいんですけど、区としては池寺の区長以下、役員としてはなくしてもらったら困るという方向で運動はしておったんですけど、当事者の奉仕団の団員さんの方から、ちょっと続けていけないんでというふうに決められたので、こんな事態になってしまいました。

そこで、ちょっと私も勘違いがあって申しわけないんですけど、7番、8番という質問が甲良支部の長は町長であるというふうに書いたんですけど、甲良支部の長は町長であるというのは、日赤、日本赤十字社甲良分区か何か言われたように思うんですけど、そこだと思うんですが、そしたら、甲良分区と日赤奉仕団とのつながりはどうなんだろうという質問をお願いします。

○**阪東議長** 町長。

○**野瀬町長** 私の方から答えさせていただきます。まずは、保健福祉課長が申し上げましたように、日本赤十字社という本部は東京にありまして、滋賀県は知事が、ここで言いますと、滋賀県の支部長ということで、行政組織の当て職で従来からそういう社会福祉活動、あるいは日本赤十字社の活動の災害救援、あるいは国際活動、献血、輸血とか、あらゆる活動をされていて、その活動はご承知のように、年会費、社費と、赤十字社の社ですから、社費、いわゆる会費で運営をするという組織で、その中の活動団体としては赤十字奉仕団というボランティア団体があるということでございます。

もとに戻りますと、私が平成29年11月に町長に就任しましたときに、滋賀県支部長の三日月知事から委嘱状が送られてきました。それは本体は赤十字社の社長の近衛さんという方から私に、甲良分区分区長ということでございます。市の場合には地区長という呼び名があつての委嘱状でございます。

したがいまして、甲良町の分区長は私ということですが、今、保健福祉課長も答えていますように、事務局が行政組織内の保健福祉課にあればというところもありますし、それが甲良のように社会福祉協議会にあるというところも、県

内、半分ずつぐらいの事務局体制です。

したがって、もう私は名誉会長みたいで、日赤奉仕団の方と接触という機会がなくて、常時は社会福祉協議会の事務局と奉仕団の皆さんで協議をされ、運営をしてもらっているという実態でございます。

○**阪東議長** 木村議員。

○**木村議員** そうしましたら、その続き、ボランティア精神というのがいろんな形のボランティアがあるわけですけど、ボランティア精神というのが今日このごろ希薄になってきたように思うんですが、町長はそういうふうに思われますか、どうでしょうか。

○**阪東議長** 町長。

○**野瀬町長** つくづく、私の在所も今3名の会員さんが残っておられるということでございまして、いわゆる就労形態、定年の延長がありますし、社会システムの高度化、あまり皆さん、ゆとりがなくなってきた、あるいは在所の活動そのものも、やっぱり低調になってきているという実態があります。ボランティアのそもそもの精神は自発性、主体性の原則と、社会性、連帯性の原則と、無給性、無償性の原則という、まさしく赤十字奉仕団の精神にのっていると思うんですが、町内の場合には集落に置きかえますと、隣近所のつき合いも大きく変わってきているということもございまして。

したがいまして、各字では地域特有のルールや義理、それからおっくうで面倒と感じているという人が増えている現状でございます。

そもそも学者先生は、こうした敬遠されがちな人間のかかわりこそが実は社会課題の解決を支えるということで、本当は重要なことなんですよということでもありますから、赤十字奉仕団もそうですが、所信でも述べさせていただいているように、出かける役場職員ということも言うておりますので、私も新年度から極力出かけようというふうに思っていますので、少しずつ地域課題に向かって、行政もそういう努力をしていかなければならないというふうに思っています。

○**阪東議長** 木村議員。

○**木村議員** 今、甲良町中に、いわゆるアンケートというものが配布されておりますし、この間、私も手にすることになったんですが、それをちょっとだけしか読んでないんですけど、その中で、いわゆるそのアンケートは各戸に二千二、三百の戸に配られて、それとプラス、20から40でしたかな、若者にもアンケートをとりたいという意味のことが書かれていたように思うんですが、先ほどから言います、私らと違って、若い人の考え方がえらい違ってきたなどこのごろ思うわけで、そのアンケートの集約をして、どういうような結論が出るんかいなというふうに、一つ楽しみにしているという部分があるんですが、頑張

ってうまく処理して、わかりやすく、いわゆる報告をいただけたらなというふうに、これは要望しておきます。

ありがとうございました。

そうしましたら、次に2番目の教育行政についてお尋ねしたいと思います。

以前にも質問させていただきましたが、先生の授業に対しての準備時間とか行事予定とか書類の作成とか部活動とかのことを前回は聞いたんですけど、まだまだ勤務時間の負担率は増えているというふうに思います。

対策として、いわゆる先生という仕事以外のことをどのようにされるのかをお聞きしたいと思います。

○**阪東議長** 学校教育課長。

○**上橋学校教育課長** 各校では子に応じたきめ細かな支援を行うために、先生方は日々授業や行事の準備を丁寧に行ってくださいています。そのために時間がかかってしまう面はいたし方ないんですけども、そこをチームで協力して行うなどして、大分時間短縮に努めてくださっています。

また、公務支援システムの導入によりまして、事務処理については以前より短時間でできるようになってきているという報告を受けています。

また、部活動につきましては、夏場の平日は6時まで指導しているのが現状でございます。また土日もまだまだ中体連等の試合もありますので、今のところ、なかなかやめていく方向にはならないのが現状でございます。

教育委員会としましては、対策としまして、学校における働き方推進協議会を設置しまして、取り組みを進めているところですけども、状況把握はもちろんのこと、縮減に向けた取り組みの交流であるとか、教職員の意識改革に努めているところでございます。

また、1月には保護者に向けて通知をさせていただきました。水曜日は定時退勤日なので6時まで、そのほかの曜日については午後7時までに学校へ連絡がある場合はしてくださいというふうをお願いをしているところでございます。

こういった形で少しずつ進めていきたいと考えています。

以上です。

○**阪東議長** 木村議員。

○**木村議員** 今の答弁をいただきましたら、いわゆる全国的なことは新聞紙上に載っておりましたんですが、今の課長の答弁を聞きますと、甲良町の場合は何とかうまくいっているというふうにお聞きしたんですが、それでよろしいですか。

○**阪東議長** 学校教育課長。

○**上橋学校教育課長** 県のほかの市町の状況も常々交流をしまして、いろんなところのアイデアも聞き取りながら、甲良町でも進めさせていただいているとこ

ろでございます。

○木村議員 そうしましたら、次2番です。

中学校の授業以外で、私思うのに、最も大事な部活動、部活動という大事な部分があるかと思うんですが、前回からもいろいろとお聞きしたんですけど、部活動で、ごめんなさい、名称を忘れちゃったんですけど、外部人材ということを考えておられるような学校が他にあるというようなことを聞いたんですが、全国の66%ほどが、教委が、専門スタッフとか外部人材を活用して指導されておられるようなことをちょっと新聞紙上で読んだんですが、甲良町はどうでしょう。

○阪東議長 学校教育課長。

○上橋学校教育課長 甲良中学校では今のところ外部人材は活用しておりません。複数の顧問が設置できる状況にありますので、学校の教師が交代で指導にあたることができているために、外部人材の活用はしていないということでございます。

○阪東議長 木村議員。

○木村議員 わかりました。それは好ましいことだと思うんですが、そうしましたら、先生の負担率は、簡単に言うたら、先生方が大丈夫やというふうにおっしゃっているんならば、それはそれで結構なんですけど、そこら辺は、何て言うのかな、裏の声というか何か聞こえてきたようなことではあきませんので、その点はどうでしょう。

○阪東議長 学校教育課長。

○上橋学校教育課長 先ほど申し上げました働き方の推進協議会を通しまして、各学校の意見や思いは常々聞き取っているところでございます。その中で、そういった話が出てきたときには、こちらも対応を考えていきたいというふうに思っています。

○木村議員 ありがとうございます。

そうしましたら、次、3番目に移らさせていただきたいと思います。

小・中学校の不登校というのがいわゆる過去最高を更新したというようなことが、また新聞紙上に書かれておりました。これは大問題になっていると思いますが、甲良における状況の説明をお願いできたら、不登校が何人ぐらいおられるのか、おられないのか、お願いします。

○阪東議長 学校教育課長。

○上橋学校教育課長 2月時点の報告をさせていただきます。2月の学校から上がってきた報告によりますと、7日以上の欠席が小学校で1名、中学校で13名です。そのうち全日欠席といたしまして、毎日休んだ子が小学校では0、中学校では1名でした。そのうち、別室で登校しているといった児童・生徒が小学

校で2名、中学校で2名という現状でございました。

○**阪東議長** 木村議員。

○**木村議員** 不登校と言える数が少ないなというふうにはちょっと安堵はしたんですけど、野洲市の話がちょっと新聞に載っていましたが、野洲市では新年度から家庭訪問という形で、いわゆる自学習支援をするように書いておりました。だから、今のそれ以上に、今の数以上にふえないように、もちろん祈るわけですけど、今数名ですけど、言われた生徒に対して、野洲市のことはご存じだと思んですけど、家庭訪問型の学習を指導していくというようなことが野洲市の方では載っていましたが、甲良ではどういうふうにお考えでしょうか。

○**阪東議長** 学校教育課長。

○**上橋学校教育課長** 不登校に関しましては、教育委員会の子育て支援センターの担当者の方といろいろと連携をしながら、学校の登校に向けて進めているところでございます。その取り組みの中で、そういった野洲市さんの取り組みなども参考にさせていただきながら、今後取り組んでいきたいと思っております。

○**阪東議長** 木村議員。

○**木村議員** わかりました。よろしく願いしておきます。

次に4番目ですけど、2020年度から、ずっと質問させていただいていたんですけど、とうとう2020年になってしまいました。2020年度から英語が教科化されるし、またプログラミング教育というのにも必要になってくるというふうに聞いておりますので、この2つを組み合わせたらいわゆる両方がうまくいくようなことを言われておったのをちょっと目にしたわけです。甲良町の見解はどうでしょう。

○**阪東議長** 学校教育課長。

○**上橋学校教育課長** 今の木村議員がおっしゃっているのが、これに当たるかどうかわかりませんが、プログラミングで使われる言葉に英語が多く使われるということから、その英語教育とそのプログラミング教育を同時にやっているという、そういう試みをしている学校があるようにお聞きをしました。

ただ、甲良町としましては、子どもたちに丁寧な指導をしていきたいという思いから、英語は英語、プログラミングはプログラミングという形で、今のところ分けて、丁寧な指導をしていこうかというふうにご検討しております。

○**阪東議長** 木村議員。

○**木村議員** 私どもが、中学校、高校というふうなところで、一応学ばしていただいたときには、このようなシステムは全然なかったんですけど、パソコンの普及に伴い、こういうような授業は小学校、中学校でとり入れられてくるということで、本当に先生方が大変だなと思っておりますので、一つよろしく願いしておきたいということしか言えませんが、お願いいたします。

そしたら、次に5番目に移らせていただきます。

以前にも質問をさせていただいたんですけど、英語の教科化に伴って、先生方が、あのときにはいわゆる資格がないというような話をお聞きしたように思うんですけど、先生方が休暇を利用して、各地で行われている英語の指導講習に行っただけ勉強されているというふうに、以前にも聞いておりましたが、今まだ多くの先生が不安を持ちながら、効果的な指導法を模索されているように思うのですが、甲良の場合はどうでしょう。

○**阪東議長** 学校教育課長。

○**上橋学校教育課長** 一度答弁させていただいたときから、また引き続き、さらにそれを強化する形で研修等を進めてまいりました。甲良町の方では独自に連絡協議会も持ちまして、そこで小学校と中学校の先生方が一緒になって、そこでALTの先生も加わっていただいて、授業研究会を開いたり、そこに県の方から講師を招いて勉強会を開いたりといったことを重ねております。

そういった中で、全ての小学校の先生方に英語に触れる機会をたくさん持たせていただいて、そして自信を持って授業をしていただけるように取り組んでいるところでございます。

○**阪東議長** 木村議員。

○**木村議員** これは本当にここの、今、教育の問題でお尋ねしているわけですが、この問題は、先ほども言いましたように、小学校における英語の教科化が2020年、いわゆる今年の4月1日から始まるという部分で、いろいろと過去に質問をさせていただきましたが、よく言われる産みの苦しみというのがあるわけで、それから、どんどん成長していくに従って、いわゆるノウハウを培われて進んでいってもらえるというふうには思っておりますので、この質問は私はこの項目においては最後にさせていただきたいと思っております。

それから、6番目の質問で、これはもう2年後の話、学級の担任制から教科の担任制というふうに2022年から移行するわけですが、前回の質問時から甲良町の考え方はどのように変わられたかをお聞きしたいと思います。

○**阪東議長** 学校教育課長。

○**上橋学校教育課長** 教科担任制につきましては、中教審で議論がされまして、一定の方向性が示されたところでございます。今後、教員の確保等の問題もございまして、県の教育委員会の方向性に沿った形で甲良町も進めていくことになると思います。

○**阪東議長** 木村議員。

○**木村議員** この学級担任制から教科担任制と変わっていくということなんですけど、私もさっきも申しましたように、もう一つピンと来ない部分があるんですが、いわゆるこれ変わっていくことによって、学級担任から教科担任と変わ

っていくことによって、メリット、デメリットがあると思うんですよ。何かつかんでおられればというふうに思うんですが。

○**阪東議長** 教育長。

○**松田教育長** 現在も国の動向、それから県の考え方等も参考にしながら、議員ご指摘のとおり、甲良町の小学校の教育にふさわしい形はどのような形かということで、基本的には小学校の教育では子どもをトータル的に理解して、その子にあった個別の支援を、学習をつくっていくということを大事にしていきたいと思えます。

また一方では、高学年であれば、教科担当制という教科をある教員1人に、例えば算数なら算数を委ねて、もう単級になっていますので、5年生、6年生の算数を委ねてということで、そうすることによって教員の空き時間、先ほど議員ご指摘をいただきました働き方改革、あるいは学習の準備時間等々の時間を確保するという点では導入、高学年においてはいいのかなというようなことも町としては考えております。

いずれにしても、もう少し先になりますので、本町においてもその辺を加味した検討を十分に加えた上で、甲良町の小学校の教育を充実させるための教科担当制を必要であれば導入していきたいということを考えております。

以上でございます。

○**阪東議長** 木村議員。

○**木村議員** そうしましたら、次7番目に移らせていただきたいと思えます。ゲームの依存症ということで、最近、ゲームの時間を1日何時間もやっているというようなことで、依存症という問題が出てきておるそうでございます。子どものオンラインゲームのことが問題視されております。甲良の子どもたちの様子はどうでしょう。

○**阪東議長** 学校教育課長。

○**上橋学校教育課長** オンラインゲームに特化したアンケート調査は行っておりませんので、詳しい状況はわかりかねますけれども、学校の先生方にお聞きしたところによりますと、中学校では中には一晩中対戦型のオンラインゲームに没頭してしまっているそういった生徒もいるということをお聞きしております。

○**阪東議長** 木村議員。

○**木村議員** 私、また新聞で目にしたんですけど、香川県がゲームの制限条例というようなことを出されたそうでございます。そこまでしてでも、私もよくわからない部分があるんですけど、ゲームは平日で60分ぐらいが適当な時間じゃないかと、60分以内で終わっているんだったら、1日ゲームをしていても、今答弁があったように、一晩中とかいうようなことはとんでもない話なので、そういうところ辺はよく先生方と、いわゆる連絡をとり合って、何とかそうい

うふうなオンラインゲーム、ゲーム依存症になるようなことのないように一つ見張っていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そうしましたら、次、3番、南部工業団地のことをまたお聞ひしたいと思ひます。以前、質問した件で、回答をもらってなかったのですが、大林組が、元大林が持ってはった28万数千平米の土地のことで、あのときに一体固定資産はどれぐらい町に入っておったのかということをお聞ひしたいと思ひます。

○**阪東議長** 税務課長。

○**西村税務課長** 一応、課税情報なので、詳細は控えますが、今、面積をおっしゃってくればはったとおりで、一般的にあそこは地目は山林ですので、山林の課税標準額の平米単価28円になります。これを掛け算していただくと、約780万円になります。そこに固定資産税の税率1.4%を掛けていただくと、およそ11万円、これが目安ということになりますので、お願ひします。

○**阪東議長** 木村議員。

○**木村議員** そうですか。今の計算式わかりました。控えました。そうしますと、本年2月3日から3月19日の間で、10日間ほどのいわゆるあそこの大林の、旧大林の土地で、南部工業団地の土地で作業が行われるというようなことを聞きました。行われたのか知りませんが、これはなぜなのかということをお聞ひします。三、四年になろうかと思うんですけど、三、四年前にもされたようなことがあったように記憶しておりますが、そのときの執行された予算額と今回の予算規模は、また、今回の作業の持つ意味はということでお尋ねしたいと思ひます。

○**阪東議長** 企画監理課長。

○**村岸企画監理課長** 今回、南部工業団地、企業誘致の予定地につきまして除草作業を実施させていただいております。作業の目的といたしましては、平成28年当時、除草作業を実施させていただいております。その後、やはり雑木等がかなり生えてくるということで、定期的な除草作業ということで、昨年9月補正にてお願ひをしたところでございます。その執行ということで、約10日間工事の方に入らせていただきました。

そういった中で、28年当時の予算決算規模なんですけど、174万6,360円でございます。今回も昨日工事の方が完了届が出てまいりましたので、そちらの方を、検査はまだですけど、執行予定としましては、173万3,600円で執行させていただいているところでございます。

以上です。

○**阪東議長** 木村議員。

○**木村議員** わかりました。28年にしてくださったんですね。それから、月は聞かなかつたので、4年、三、四年たったということなんですけど、今回、い

いわゆる伸び過ぎたということなんかなと思うんですけど、今回の作業をされたその意味があらうかと思うんですけど、単なる雑木が大きくなりつつあるということをもってされたのかと、あるいはほかに考えがあつてされたのかということをお答え願えますか。

○**阪東議長** 企画監理課長。

○**村岸企画監理課長** 今回、除草作業を行った経緯といたしましては、昨年度、企業の方にも何回も見に来ていただいております。正直言ひまして、木が大きくなり過ぎてて視野がないというような状況でございまして、そういったことの改善と、またごみ等の不法投棄がないように除草作業をしていただくというような目的が主な目的でございます。

○**阪東議長** 木村議員。

○**木村議員** よくわかりました。私、一足飛びにちょっと何かいいお話がすぐにもあるんかいなというふうに思ってしまったものですから、ちょっとお聞きしましたけど、でも、今回、また除草作業をやられて、それでまたしばらくほつといて、またやられるというような流れがあらうかと思うんですが、そんな無駄なことはしないようにして、イコール、一刻も早く企業の誘致を進めていって、多分、あの区画で幾つぐらいに割らうかというようなお考えがあらうかと思うんですが、多分、もちろん1社であつたらそれはそれでいいんですけど、想像でものを申して申しわけないけど、3社か4社かというようなことにならうかと思うんですが、1社でも決まれば、あと2社目、3社目、4社目は決まるのは早いかと思います。

だから、さっきちょっと教育の方で申しましたけど、やっぱり産みの苦しみというのが一番大事な部分でありますので、一刻も早く1社、何とか誘致をお願いしたいというふうに思います。

それは、次の質問にもよるんですけど、大林から寄付を受けて6年ほどたつてしまうということで、町の情勢がもう変わっていくころ、あそこは6年間、今回入れて2回除草作業されたということでとまっておりますので、どんどん進めていっていただきたいというふうに思います。

そしたら、次、4番ですね。「ここ滋賀」のPRとか、いわゆる県での相談事のことを進めていくというような答弁を以前もらっておりました。進捗はどうでしょう、現在の。

○**阪東議長** 企画監理課長。

○**村岸企画監理課長** 「ここ滋賀」は滋賀県のアンテナショップというような形で、東京の方と大津の方にございますけれども、そこを管理しております滋賀県の東京事務所の方と情報共有をさせていただいているところでございます。そういった中で、東京事務所の方に資料提供等をしてまいりまして連携をさせ

ていただいているというところで、このたび、前回の議会の方でも企業誘致を進めていくということで、選定の委員さんの募集とか、そのあたりについても東京事務所の方にご協力をいただいて、そこでもお話をさせていただいたところでございます。

そういった状況の中で、県の方におきましても、近江金石会というのがございまして、そちらの方の金石会というのは、県内企業、行政との関係機関において意見交換と情報交換を行うような場でございまして、滋賀県知事も交えた会でございます。その中でもそういった企業誘致はやっとなという形で情報提供の方は努めさせていただいてるところでございます。

○**阪東議長** 木村議員。

○**木村議員** 今の答弁も、次、5番に進もうとしてるんですけど、この5番の甲良町産業用地創出検討委員会ということでお聞きしたい。いわゆる内部プロジェクトチームをつくり上げるということをちょっと耳にしましたもので、もしもプロジェクトチームをつくり上げてこられたときから、あまり日にちがたっていないように思うんですが、こういった活動状態にあるかということをお聞きしたいんです。

○**阪東議長** 企画監理課長。

○**村岸企画監理課長** やはり、プロジェクトにおきましても、これだけ人口減少が続いている中で、企業誘致を進めていくということは皆の共通認識といたしまして、池寺地先の山林の有効活用ということで設置をしているところでございます。

会議といたしましては、今年度11回開催させていただきまして、現在12月にお示しをさせていただきました募集要項の策定、そのあと、議会との協議とかいう形で、フローチャートの方をお示しさせていただいておりますけれども、そういった中で相談をかけていく、公募の委員さん、外部選定委員会を審査していただくというような形の委員さんについてもお願いに行っているところでございまして、そこで委員さんの方の内諾をいただいているというところでございます。

○**阪東議長** 木村議員。

○**木村議員** 6番目に行こうとしたことも、今ちょっと課長答弁の中に入っていたと思うんですけど、町長の所信表明の中で企業誘致について書かれておりました。西ヶ丘の山林の町有地の有効活用ということで、今、課長が申されましたけど、いわゆる応募企業選定には5人以内で外部選定委員会を設置し、その内容は逐一議会に報告し、議会と協議しながら企業誘致を進めてまいりたいというふうに町長の所信表明の中で書かれておったのを再度聞こうと思ったんですけど、町長、今の課長の答弁とダブるかもしれませんが、町長お願いでき

ますやろうか。

○**阪東議長** 町長。

○**野瀬町長** 私も当選後、数日後に日本立地センターという企業誘致を進める東京の事務所がございまして、行ってびっくりしたのは、もう具体進める市町は、そこへ職員を派遣してでも誘致をしたいんだという、そういう事務所でございました。

そこの理事の方、専門の方もおられましたので、いち早くお願いをして、今、企画担当の方で、それぞれ専門の方をお願いに回ってるという状況でございます。

○**阪東議長** 企画監理課長。

○**村岸企画監理課長** 委員の方につきましては、滋賀県土地開発公社の方をお願いしております。土地開発公社といいますと、滋賀県全体の企業誘致を請け負っており、県下で工業団地の造成等の実績の経験が豊富な団体でございます。また、委員の方につきましては、甲良町のまち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会の今現在会長でございます方について、総合戦略上で事業を取り組んでいくということでございますので、その方をお願いしております。

また、今、町長の方から申しいただきました一般財団法人の企業立地センターで企業誘致に関するサポート等を実施していただいているという団体と、あと、企業の会計状況とそのあたりの判断が必要ということで公認会計士の協会の方に推薦を依頼しているというところでございますので、どうかよろしくお願いたします。

○**阪東議長** 木村議員。

○**木村議員** よく滋賀県で、南高北低というフレーズをよく使われる場面があります。今の企業誘致にしたって、南の方は企業の誘致をどんどん進められていっておられるように聞いております。片や、我々含めて、北の方はなかなか進んでいかないという部分がありますので、今の課長の答弁をいただいて、その方々に十分認識していただいて、甲良町のいわゆる旧大林の土地の南部工業団地の、いわゆる場所的なもの、ラッキーなことに湖東三山インターに近いというメリットは十分あると思うんでどんどん進めていって、本当に一日でも早くということになるんですけど、いいところが決まればなというふうに思っておりますので、一つよろしくお願しておきたいと思っております。

そうしましたら、最後に、各自治会への交付金、補助金についてちょっと確認と質問をさせていただきたいと思っております。

本年度各自治体への補助金が細分化されて、たしか7項目か8項目がマックスで5万円というふうになったようでございます。昨年まで1地区60万円で補助をするというようなことですので、その60万円はとんでもないことはも

ちろんなんですけど、いろんな部分で使わせていただきたいと。いわゆる今申しました各項目がマックス5万円というようなことじゃなくて、いろいろと使い勝手があったというふうに私は聞いておるんですが、この使い勝手が悪くというふうに表現しましたが、悪く苦慮されているというふうに表現しましたが、そういうような声は行政に上がっておるのか、あるいはこのやり方の方がいいというふうなお声がようけあるのかはちょっとわかりませんので、お聞きしたいと思います。

○**阪東議長** 企画監理課長。

○**村岸企画監理課長** 本年度から新たに制度を変更しましたまちづくり総合補助金でございますけれども、各集落への補助を実施しております。この変更の過程と背景といたしましては、3点ございまして、やはり区長会、地元等から、やはり人口規模に応じた補助制度にさせていただきたいというような要望がございました。

まず2点目には、町監査委員さんの方より補助金の目的が、やはり60万一括何でもというような形でしたら、飲食代が大半というようなことが起こらないようにというご指摘等もいただいております、そういったことを加味した制度設計となっております。

また、30年度に実施をさせていただきました外部有識者の補助金制度の見直しというものもふまえて、自治体だけでなくほかの団体さんの方にも補助金をいただけるというような形の制度という形で制度変更をしております。

そういった中でさまざまなご意見もあろうと思っておりますけれども、やはり字独自で使っていただける基礎的な部分というものについては、過去のとおり、そういった費用は見ておりますし、あと、また特別に、今年度については集落で特別な事業を行われるという場合につきましては、特別加算という制度を設けておりますので、一律的な交付ではないということでご了承いただきたいと思います。

○**阪東議長** 木村議員。

○**木村議員** わかりました。池寺の例をとらせていただくんなんですけど、池寺で、春と秋に花いっぱい運動という方向で事業をやっております。そこに使っているお金が、聞いておりますと、約20万、10万、10万ずつぐらい使っているというふうに聞いております。その部分は、今もあったように、その花いっぱい運動に関する項目では5万円しかいただけないのだと、使えんのやということで、あと、そしたらどうするんかと、村の字の予算を使ってでもやるかというふうにいるような激論があったんですけど、残念ながら、このままのいわゆる補助金、交付金の体制でいかれるならば、池寺はひょっとしたら1回になってしまうかもしれません。それはまだ決まってませんので。でも、そういうよう

な動きがあるということをちょっとお伝えしたいなと思いますので、今課長が申されたとおりに加算の部分で、私もちょっとそのノウハウがわからないんですけど、加算で使えるようなことがあるならば、何とかクリアできるんじゃないかというふうに思いますが、その加算の部分というのを、また改めて勉強させていただきたいと思います。ありがとうございました。

そうしましたら次、最後になります。この事業の予算の説明欄に文言が書いてあるわけなんですけど、ある年度にはまちづくり交付金とか、ある年度には元気づくりの交付金とか、今年、去年か、まちづくり総合補助金というふうにいろいろと文言が変わっていくんですけど、区長さんというのは各字、多分1年限りだと思います。副区長さんが区長さんになられるというのが、各字の取り組みだと思うんですけど、そうすると、2年間は1人の人物が副区長と区長と経験されますので、この補助金に対する、名前がわかろうかと思うんですけど、ずっと私、区の行政にタッチしておるんですけど、この補助金の名前が変わるのがちょっと解せんのですが、なぜでしょうという質問でございます。

○**阪東議長** 企画監理課長。

○**村岸企画監理課長** この補助金制度につきましては、まちづくり条例の第22条で町がまちづくり活動を行う団体については、必要な支援を行うということを根拠にしているものでございます。そういった中で、3年サイクルで原則見直しを行っているという状態でございます。平成14年度には自治基盤づくりというような形でやっております。3年サイクルに名前が変わっております。非常に名前が変わってわかりにくいということのご指摘もございますけれども、原則は区長会等で周知をしていただいて、させていただいて、より一層普及に努めたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○**阪東議長** 木村議員。

○**木村議員** 最後になるんですけど、以前60万円というお金が各字においておったように思います。そのときは、たしか前期30万、後期で30万という60万であったと思うんです。ところが、いろんなことが各字において起こるのかどうかちょっとそこそこは私もわかりませんが、後期の30万もらえるのが延びて延びてみたい、あるいは簡単にいうと、区の年度末の総会の資料で、まだ入っていないやとかいうようなことを聞いたことがありますが、今回、去年、今年で、まちづくり総合補助金というような項目でなったわけですけど、どうやら、いわゆる各字に各区に補助金を振り込むということにおいては、簡素化がされたのかなというふうに思うんですけど、どうでしょうか。

○**阪東議長** 企画監理課長。

○**村岸企画監理課長** 本年度の補助金につきましては、活動していただいたらそれだけ増えていくというような形の流れのものでございますので、やはり活動

に経費がかかるという概念から、概算交付はできるというような形の制度をとっております。だから、集落に応じては年度当初に全額を請求なされて、全額をもらわれて、実績時にもし余れば返されるというような行為が発生するというような場合のケースと、やはり集落においては、最後に確定した額をもらわれるという集落もごございます。そういった形で、より使いやすいような財源的な確保に努めてまいっているところでございます。

○**阪東議長** 木村議員。

○**木村議員** ありがとうございます。これをもって、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○**阪東議長** 木村議員の一般質問が終わりました。

次に、10番 大町議員の一般質問を許します。

10番 大町議員。

○**大町議員** 16年ぶりに、甲良町議会の末席を頂戴いたしました大町です。今後ともご指導をよろしく。

早速ではございますが、議長の許可を得ましたので、一般質問、順序を変えるかもわかりません。まずもって、町長の、新しく再選された野瀬喜久男君いうと、審判を受けたんでしょう。写真判定で勝って、意味ありませんけどね、写真判定で勝ったというのは。

まずもって、野瀬喜久男町長の今後の町政運営、方針、具体的な施策があれば述べてください。

○**阪東議長** 町長。

○**野瀬町長** まず、2月5日の臨時議会で所信表明をさせていただきました。基本的な部分は、地方自治の本旨という解釈を2つに分けて申し上げました。

1つは団体自治、もう一つは住民自治。団体自治は……。

○**大町議員** 時間ないので、短くして。

○**野瀬町長** 役場が、職員が法令に基づいて日常の事務を進めるということです。住民自治は住民参加で、住民の力を借りまして町を進める、これがみんなでまちづくりという表現をさせていただきました。

具体の5つは、1番目は子どもの学力向上、2番目は家庭支援、3番目が地域福祉活動、4番目が町民の健康づくり運動、5番目は集落コミュニティーの増進、この5つを重点として掲げさせていただきました。

○**阪東議長** 大町議員。

○**大町議員** 本来なら滞納問題を先に行くつもりだったが、3番目の香良の湯、清掃当番についてを質問したいと思います。

私も日ごろ、たまに香良の湯を利用させていただきます。以前は法養寺の方かな、長寺東の方も顔見知りの方もおられたし、お肉やさん近くのおばちゃん

もおったし、最近ちょこちょこ、あんまり行かんのやけど、最近はもう。極楽湯行くで、極楽往生しよう思うて。香良の湯、あんまり行かんのやけど、どうも特定の字に偏っているね。町長、一度行ったことあるか、香良の湯に。みずから行ったことがあるか、入浴。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 ありません。

○阪東議長 大町議員。

○大町議員 行きなさいよ。どういう実態か。あそこ、甲良町のシルバーがやっているんでしょ。長寺のシルバーでやっとなのか、あそこ。甲良町の条例で長寺のシルバーが香良の湯を掃除をすると、こう決まったんですか。答弁してくださいよ。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 誰でも入浴をいただけるようになっております。

○阪東議長 大町議員。

○大町議員 お掃除よ。シルバー人材センターの。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 担当課長から答えます。

○阪東議長 産業課長。

○中村産業課長 香良の湯のシルバーの関係でございますが、今現在は、特定の字の方がおられるということではございますが、以前にも大町さん、言うてくれはったように、よその字の方もおられますように、決まった字の方だけがそこで勤務をしておられるということシルバーが決まってつくっているというものではございません。

○阪東議長 大町議員。

○大町議員 それでは、あそこは女性だけに決まってるんですか。管理するのは、シルバー人材センターは、甲良町の。

○阪東議長 産業課長。

○中村産業課長 特に男性、女性ということも決まっておりません。

○阪東議長 大町議員。

○大町議員 13カ字を平等に水平にやるのが町政運営、あんだ、町長から預かった課長ですけども、あなたもお風呂に入ったことある、香良の湯。

○阪東議長 産業課長。

○中村産業課長 申しわけございませんが、使用はしておりません。

○阪東議長 大町議員。

○大町議員 それじゃ、全くわからんやないか。現場見なんたら。トップが入らんさかいに、課長も入らん、入ったことない。特定の人が、ひとりの人ね、こ

れ、見ていくと、僕はチェックしたんやけど、多い人は、少ない人の3倍やで。独占やで。仕事独占。今、仕事ないときに。こんなこと許されていていいの。それも女性ばかり、長寺の女性ばかりで独占。誰が決めてんや、これ。番付表を、相撲の番付表は誰が決めとるんや、これ。

○阪東議長 産業課長。

○中村産業課長 割り振りにつきましては、シルバー人材センターの方で割り振りをしてもらっております。

○大町議員 責任者誰や。

○阪東議長 産業課長。

○中村産業課長 理事長については、枝村氏が今理事長でございます。

○阪東議長 大町議員。

○大町議員 その下は。理事長は名前だけやろ。実質、現場を預かっているのは誰や。

○阪東議長 産業課長。

○中村産業課長 事務局長は大橋でございます。

○阪東議長 大町議員。

○大町議員 町長に立候補しはった人。

○阪東議長 産業課長。

○中村産業課長 事務局長は大橋久和氏でございます。

○阪東議長 大町議員。

○大町議員 大橋久和氏ね。知らん人じゃないけどよ。奥さん、同級生やでな。大橋事務局長が承認しているんですか、これ。参考人に呼んだらどうやな。

○阪東議長 産業課長。

○中村産業課長 もちろん、シルバーの方で割り振りを決められておりますので、もちろん、事務局長はご存じでございますし、回数とかにつきましても、その中では違うお仕事もされている方もおられますし、そのあたりについては調整はもちろんしててくれはるということです。

○阪東議長 大町議員。

○大町議員 まだ時間があるから、参考人に出てもらいな。参考人で、現場把握しているかどうか。事務局長が。大事な問題や、これ。町長、参考人に呼んでや。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 通告に答弁者が書いておりますので、その範囲内でお願いしたいと思います。それから、当番表はもう既に事務局で誰が何日というのは持っているはずです。

○阪東議長 大町議員。

- 大町議員 当番表、見てくださいよ。提出してください。納得できるように。当番表。相撲でいうたら番付表みたいなもんや。当番表。
- 阪東議長 産業課長。
- 中村産業課長 今は私の方ではちょっと手元にございません。
- 大町議員 どこにあるんですか。
- 中村産業課長 今言いましたように、割り振りについて、シルバーさんの方でしておりますので、私どもの方はちょっとしておりません。
- 大町議員 資料請求します。僕は。資料請求。
- 阪東議長 大町議員。
- 大町議員 資料請求いたします。資料請求、了解しましたか。
- 阪東議長 資料出せますか。
- 中村産業課長 また相談をしたいと思います。
- 大町議員 誰と。誰と相談するんですか。
- 中村産業課長 もちろん、町長とも相談をしていきたいと思います。
- 大町議員 そりゃ、そうやろう。トップが責任がある。
- 阪東議長 大町議員。
- 大町議員 トップも担当課長もお風呂一遍も行ったことないってどういうことや、これ。たまには貢献しなさいよ、250円。10回行ったら、1回ただらしいわ。近いやんか、北落から。現場見なんでわかるかい。町長。
- 国は「桜を見る会」やっとなるわ。国は桜を見る会に金使うとなるわ。末端の市町がこんなことやっててええんかい。
- 僕だけ違うで。町民が不思議がってんやで。3町、力を合わせよ。甲良、豊郷、多賀。多賀黒字や、久保町長は。何で黒字になったんや。前、赤字やったんやで、多賀も。山を抱えてたで。行政手腕が上やないかいな。赤字から黒字に立てたから、彦根市が抱き込めにいくのを逃げてるんや。それぐらいの決意で町政運営せなあかんで。現職と新人やったら、現職が勝つの当たり前や、ほんまは。写真判定やないかい。ほんだけ、町民批判あるということや。
- 阪東議長 大町議員、質問に戻してもらえますか。
- 大町議員 何や、そこよ、そこを考えてください。どうするんか、香良の湯を。
- 阪東議長 町長。
- 野瀬町長 具体、どこが問題あるか、ご指摘いただきたいと思います。
- 大町議員 現場へ来なさい、町長、みずから、課長も、お風呂へ。シルバー人材センターって、長寺の女性だけのシルバー人材センターですか。呉竹でもないんですか、登録が。今、登録できるでしょう、湯は。課長。
- 阪東議長 産業課長。
- 中村産業課長 今現在も、シルバーの方では会員さんの募集をしております。

その中では、こういうチラシが全戸配布に行っていると思いますが、その中でも香良の湯の清掃管理の清掃であったりとか、もちろんほかの保育園の清掃とか、会社の清掃、こういうチラシもシルバーさんの方から寄せられていると。

- 大町議員 時間給幾らや。香良の湯で時間給幾ら払うてるん。座っとるだけで。
- 中村産業課長 時間帯にも、朝、昼、夜と時間帯によっても違ってくる。朝ですと、9時から12時までで3,500円。
- 大町議員 3時間か、4時間か。
- 中村産業課長 3時間ですね。
- 大町議員 3時間で幾ら。
- 中村産業課長 3,500円ですね。次は昼の13時から17時で2,500円。次は17時から20時30分で3,100円というふうにやっております、出るところによっても単価が違うということになりますと、もちろん、回数もあるかと思うんですが、回数だけで判断するのでは、ちょっと金額等も判断せんとあかんということにはなっているかと思います。
- 阪東議長 大町議員。
- 大町議員 こんな違法やんか。野瀬町長、黙認か。あんた、立候補したとき、こんど出た時、どう言うて立候補したんやな。
- 阪東議長 町長。
- 野瀬町長 前もこのことについては質問をいただいておりますので、中で改善措置の、改善を検討してもらっているという状況です。
- 大町議員 議長、僕も呉竹ですけどね、呉竹の人も仕事したいという人いるけど、長寺の人が占領してるやないかいな。ここ、犬上郡長寺町か。確かに人口が多いよ。人数割り当ては多うて当然と思う、僕は。その次呉竹やないかいな。呉竹の人も使ってやってくださいよ。尼子の人も。希望者があれば。何やねん、独占するって。まるで、あんたと一緒やないかいな。甲良町政を独占する。答え出すか、出さんのか、はっきりしてください。イエスかノーか。これからどうすんのや、改善を。
- 阪東議長 町長。
- 野瀬町長 シルバーの中でローテーションやっておられます。大町さん、指摘のように、どの方もシルバー人材センターには登録はできるはずですので、それをふまえて、今は香良の湯を特定されておりますけど、いろんな職種で頑張ってもらえればというふうに思っています。
- 阪東議長 大町議員。
- 大町議員 この夏も僕行ったけど、また1人増えていたやないか、これ。削減するのが普通やで。増えてるでしょう、メンバーが。どういうことや、これ。国民の税金やで。

- 阪東議長 産業課長。
- 中村産業課長 そのあたりにつきましても、シルバーさんの方で割り振りはしてもらっています。特に、皆さんにお仕事をいくようにということは、私どもも常々言わせてもらっていますので、そういうところも考慮されているのかなというふうには思います。
- 阪東議長 大町議員。
- 大町議員 まさか、1人のリーダーの人がひとり占めしてるんちゃうやろな。
- 阪東議長 産業課長。
- 中村産業課長 シルバーの作業の中では、やはりリーダー的な方がおられないと、まとまったの作業は非常に難しいものがあるんですけど。
- 大町議員 それは理解できますよ。その人がひとり占めしたらあかんがな。
- 阪東議長 大町議員、答弁中はちょっと静かに聞いてください。
- 中村産業課長 リーダー的な方はもちろんおられると思います。その方がただし、独占してどうこうということでは私はないと思っております。
- 阪東議長 大町議員。
- 大町議員 あんた、現場も把握せんと、ようわかるな、そんなこと。誰が何回出て、丸投げやないかいな。丸投げ。そんなことでよう答弁できますね。実態把握もしてないで。うちの呉竹の人も使うてくださいよ。
- 阪東議長 産業課長。
- 中村産業課長 もちろん、シルバーとの方は事務局長なりとは調整をさせてもらってるというところでございます。
- 阪東議長 大町議員。
- 大町議員 僕も12人の議員の末席をいただいているんやけど、僕は蚊帳の外か知らんけども、まさか議員が圧力をかけていることはないやろな。
- 阪東議長 産業課長。
- 中村産業課長 特にそういうことはないと思います。
- 阪東議長 大町議員。
- 大町議員 あのね、リーダーたるものね、やはり皆平等にしようよ。みずからリーダーが控えて、サッカーのキャプテンが控えてするのが社会通念上のセオリーや。野球でもキャプテンのあんなもの、5分安打、抱きついてくる選手が。時間も30分。どのように割り当てしているんかね、シルバー人材センターの事務局が割り当てをするならな、もっと水平社運動のように、水平にきなさいよ、ねえっ、きついこと言うか知らんが、課長、これは僕だけの声じゃないんよ。長寺の地域の人声もばーっと聞いとるのよ。呉竹の声も。大町、やってくれよと。みんなの期待を背負っているわけよ、課長。わかる。いつ解散打ってもいいぞ、野瀬町長。あなた、半分しか信任ないんや、町民の。わかる。な

ぜか。異議申し立てしているらしいけど、あんたの勝ちやろう、そんなもん、変わらへん、野瀬と西川でそんなもん、どこ転んでも、県の選管も、大野と大町ならわかるけど、35票、勝ったんは勝った。勝負に勝って、相撲に負けたんと一緒やんか。知ってる、そんな言葉。勝負に勝っても、お相撲で負けてんや、これ。横綱が平幕相手や。わかる。技がぎりにうっちゃっただけや。それをな、みそぎを受けた、そんなもん、みそぎを受けたに、はいるかい。

○**阪東議長** 大町議員、質問がまたずれてきましたので。

○**大町議員** 何もずれてへん。関連してるわ、関連。もうなあ、この問題は、これとめておくで。とっとと、よう考えて、答えを出してください。

資料請求。質問、このへんで止めておいたろう。時間ないわ、わしも時間が。次行く。

○**阪東議長** 大町議員。

○**大町議員** 滞納の問題についてお尋ねします。聞くところによると、住宅新築資金の滞納、約1億6,000万と聞いています。水道、国保を全て網羅すると約2億9,000万、3億弱の滞納があると聞いていますが、この人口6,000人の町で3億近い滞納がある。誰がこれを認めたんや、滞納を。歴代か。あの歴代町長て、あんたの時はあんたの責任やで、これ。もう歴代は過去の人や。あんた、現職や。どう解決してくんや、この滞納。真面目に払うたものはどうなるや、これ。住新なんか。2%の金利まで払うたんやないけ、銀行に、滋賀銀行に。違うん。他の町民は何やこれ、同和地区と違う人でも税金を使うてんや、これ。僕らみたい、繰上償還いうて、わしの名義になってるわ、そういう人はどうなるんや、これ。返してくれ、わしも滞納するわ。750万。どういう滞納、水道、国保、住新、どうしていくつもりなんや。尼子、下之郷、長寺東、正楽寺、金屋の人、いっぱい言うてるわ、尼子の人も。どうするんやねん。血税を取って。町長、答弁。

○**阪東議長** 町長。

○**野瀬町長** 常々、未収金のことについては、議会からもご指摘をいただいております。滞納総額の約半分が住宅新築資金会計の滞納でございます。したがいまして、さらに、住新の回収が進むように予算説明にありましたように、弁護士に相談しながら、新たな手を考えながら、その業務が進むように推奨していきたいと考えております。

○**阪東議長** 大町議員。

○**大町議員** 考えるだけではあかん、実行せな。誰でも考えるわ。机の上で。現場歩きなさい、現場。小学校の子どもでもわかるわ、机の上で滞納を整理するのは。口だけではちゃうで、あかんで。町長。どういう決意でこの町長に立候補したんや、そしたら。議長。

- 阪東議長 町長。
- 野瀬町長 具体には人権課長を中心に一生懸命取り組んでもらっておりますので、その一端は人権課長から申し述べます。
- 阪東議長 人権課長。
- 丸澤人権課長 本日お配りしました住宅新築資金債権回収業務という資料をご覧くださいよろしいですか。
- 大町議員 見んでもわかるわ。
- 丸澤人権課長 こちらに今年度弁護士さんに業務委託をした6件を載せております。このうち、資料に基づいて説明しますが、AからFの6名です。Aの方は今年度完済していただきました。C、D、E、F、今現在、訴状を作成して、今後、裁判に移行する準備をしているところです。このC、D、E、Fの方の現在の債務額は、Cの方は滞納金額248万に対して、債務額は遅延損害金を加えて1,160万円程度になっています。かなりの長期間放置されてましたので、年間10%遅延損害金をいただきますので。
- 大町議員 待ってくれ。呉竹と長寺地区の件数で……。
- 阪東議長 大町議員。
- 大町議員 議長。件数、呉竹地区と長寺地区は少ないはずや。呉竹地区は何件ある、滞納。
- 阪東議長 人権課長。
- 丸澤人権課長 長寺、呉竹に分けた資料は持ってきていません。資料を本日持ってきておりませんので。
- 大町議員 資料請求。
- 丸澤人権課長 後ほどでしたら、用意します。
- 阪東議長 大町議員。
- 大町議員 ごまかしきかんぞ、おい、ほんで、人権課長かよ。同和地区は何カ所もあるんか。
- 阪東議長 人権課長。
- 丸澤人権課長 今日持ってきていないだけで、資料はあります。
- 阪東議長 大町議員。
- 大町議員 議長、人権課長に持ってこさすように請求してえな。呉竹地区何件、長寺地区何件か。議長、わかった。
- 阪東議長 後ほど、また渡すということで。  
大町議員。
- 大町議員 人権課長、あんた、先頭に立っているんかいな。滞納の先頭に立っているんか。誰が、町長、立ちな、トップに。
- 阪東議長 人権課長。

- 丸澤人権課長 先頭にというのはどういう。
- 大町議員 滞納整理のトップに。滞納整理におまえ行くんやろうがな。誰が行くんや、滞納整理に。
- 丸澤人権課長 滞納整理はやっておりますよ。
- 大町議員 あんた、人権課長ちゃうんかいな。
- 丸澤人権課長 そうです。
- 大町議員 何人連れていくんや。
- 丸澤人権課長 連れていくというのはどういう意味ですか。
- 大町議員 あんた、1人で行っているんですか。
- 丸澤人権課長 訪問の話ですか。
- 大町議員 おお。
- 丸澤人権課長 訪問はしていません。
- 大町議員 何や、それ、どういう徴収の仕方をしてんねん。
- 丸澤人権課長 弁護士さんと一緒に訴訟を中心に行います。
- 大町議員 訴訟を中心に。机の上から電話して、そんなもん、誰がくれるんや。みずから、人権課長みずから行かなあかんやないか。
- 丸澤人権課長 訪問徴収で滞納整理ができるとは考えにくいんです。実際、地方自治法にも……。
- 大町議員 わかっとる。人権問題が絡むからやろう。
- 丸澤人権課長 いや、そういうことではないんですけど、地方自治法にも、訴訟をきちっとやれと。
- 大町議員 地方自治法何条や。
- 丸澤人権課長 241条だったと記憶してます。
- 阪東議長 大町議員。
- 大町議員 町長、野瀬喜久男町長。あなたの責任やで、これ。甲良町長やから。甲良のトップやないかい。首長やないかい、ここの。全て課長に任すやとか、逃げ口上許さんで。
- 阪東議長 町長。
- 野瀬町長 全ての責任は町長にあるというふうに……。
- 大町議員 当たり前やないけ。
- 野瀬町長 十分認識をしております。したがって……。
- 大町議員 認識したら、責任のとり方あるやろ。
- 野瀬町長 答弁中です。したがって、今まで住新の回収が進まないというご指摘をいただいて、法的措置という段階に踏み込むということができていませんでしたので、それは議会の意見も聞かせていただいて、次の段階に移ろうとしておりますので、それによって、丸澤人権課長になってから、徴収事務が進ん

でいることも確かでありますので、その推移もご覧いただきたいというふうに思います。

○**阪東議長** 大町議員。

○**大町議員** そりゃ、町長のお手並み拝見や。これやらなんたら、これ、甲良町のネックやないかいな。癌やないか、これが。住新が。国の制度も窓口を役場にしていたのが間違いや。運動団体が。あれ、銀行の窓口やったら、こんなの差し押さえやがな。窓口が甲良町役場になってるんや、これ。おれ、あのとき、まだ若かったけど、銀行が窓口やったら、もう銀行の方は押さえるで、赤札貼って。住民対行政、行政弱いがな。ほやろう。

あんた、直接行きな、主な滞納してるそこへ。1, 100万も200万も知らん顔するて、我々が払うたものを返してくれ、750万、わしも。利息つけて。わしも滞納にして。返してください、滞納。住宅新築資金、僕払うたんやから。甲良町の役場の名義やったら、税金もかからんやないか、土地。そやろう。俺ら、大町善士雄にしたら税金かかってくるがな。固定資産税。役場のもんやったら、ほんなもん、おまえ、税金も丸抱えや、固定資産税。

そんな楽な運動団体の……。あんた、それ、援助してるやないか。よいしょ、よいしょと。そして、票をもろうて喜んどるんか。そんな、勝ったうちに入らんわ。わずか微差で勝ってね。切腹せんならんで、しまい。これ以上、町民の税金を使うな。町長選、幾ら使う。また税金使うんか。

もう、わしゃ、ええで、甲良町去るで、任期終えたら、こんな町。めちゃくちゃや。だから、空き家ばかり出てくるやろう、諦めて。うちの呉竹地区でも空き家だらけやで。尼子なんか見てみな、尼子、もう見切ってるんやんか、甲良を。

近隣きれいになった、秦荘、彦根とか。もうしまいに再建団体に陥るわ。人口4,000いうことを読売新聞の社説に書いてあったぞ。第2の夕張やて、滋賀県下トップやと、甲良。こんな町に誰がしたんや。歴代町長か。そうは言われんで。あんた、町長になって、2回も3回も審判を仰いどるんやで。自覚するなら、行動のとり方がある。

次、行こう。のらりくらりやられたら、時間ないわ。

○**阪東議長** 大町議員、発言のときに、「議長」という形で言ってください。

○**大町議員** 談合議長。

○**阪東議長** わかりません。

○**大町議員** 親分、帰ってくれてよかったんちゃうか、これ、地元やで。

○**阪東議長** それと、答弁の途中ではちょっと静かにしてくださいね。

大町議員。

○**大町議員** 次、行こうか。僕も不肖、警察沙汰になることが多かったですけど

ね。まあ、仕方ないわ。通報があったら駐在所行かなあかん。昔は東と西とあったんや、駐在。古くは尼子のあつこの信号のところにあったんや。マスタかな、息子さん、僕同級生やったわ。それで、あつこの尼子駅途中の信号、コンビニの向こうにあったわな。甲良西駐在所。東はある。あれか、図書館も東。それで、身障者の働くところも東、犬上青少年も全部東。

西の治安は全く関係ないということやな。甲良西、下之郷、尼子、呉竹は、もう甲良はほんなもん、治安はどうなるん、これ。東高西低よ。甲良町の東ばかりようになって、西なんや、放置しとるや、これ。野瀬喜久男町長、呉竹はほったらかしか。尼子も下之郷も小川原もほったらかし。答弁してえな。

○**阪東議長** 総務課長。

○**中川総務課長** 駐在所の統合のことを聞かれているということだと思います。地域警察運営規則というのが警察の方にありまして、その15条で交番または駐車場なりは、昼夜の人口なり、世帯数なり、面積なりということをお案して、設置することができるということで、何年か前、もう大分になると思うんですが、何十年前かに統合をされています。統合については、そういう経緯がありまして、件数的には、警察に確認しましたら、甲良町1本の件数しか出ませんので、それで令和元年度で、事故が22件、事件が35件という件数があります。町の方もほうですし、警察もほうですが、西学区、東学区というような考え方ではなくて……。

○**大町議員** それ、わかった。ほんで、あのな、今、これ、議場で発表している……。

○**阪東議長** 大町議員。

○**大町議員** 今ね、総務課長、この役場はね、旧西甲良村と東甲良村が合併したときに、昭和30年に、センター、真ん中に持ってきたんやという話や。そしたら、東の駐在、センターに持ってこんかい。真ん中へ。1つの駐在所ばか認めんのやったら、何で東のあそこに。ここに持ってきいな、センターへ、役場の近くに、平等やんか。四方八方。違いますの。東甲良村、西甲良村、昭和30年に合併して、ここが大事なセンターやさかいに持ってきたんやないかいな、歴史があるやないかいな。西に駐在、東甲良。この近くに持ってきたらいいだけの話や。向こう要らんやんけ。ここやったら、長寺も行けるし、呉竹も行けるし、小川原も、尼子も行けるやんか。国家予算がないのやろう、警察も。真ん中に持ってくるのが普通ちゃうの、平等ちゃうの。総務課長。答弁。町長。

○**阪東議長** 総務課長。

○**中川総務課長** 駐在所の設置については、甲良町の……。

○**大町議員** 駐在所の位置を言うてんの、そこは。

○**中川総務課長** そうです。

○阪東議長 すみません。答弁中はちょっと静かにしてください。

○中川総務課長 真ん中に持っていきこう思うと、甲良町の経費でつくるというような恰好になりますし、以前も、何回かこういう議論はあったと思いますが、なかなか具体的に何年にここへ持ってくるとかいうふうには決まっていないのが現状であります。

ただ、向こうに行った経緯につきましては、両方駐在所があったときに、まず、東学区の方を改修したと思うんですよ、甲良町が。それで、当時、西学区を次に改修する予定でしたが、まず東学区を改修して、西の駐在をやるまでにこの統合の話になりましたので、それで、新しく改修した方に駐在所を設置したというふうには聞いています。

それで、現在まで来ていますので、今、議員が言うように真ん中という話もありますし、ただ甲良町としては警察の、治安というか、防犯体制が町全域で見られる体制をとっていただいているので、今はそういう現状であります。

○阪東議長 大町議員。

○大町議員 いついってもおらんやんか、駐在みたいもん。いつ行ってもおらん、駐在。うそばっかりやんか。

○阪東議長 総務課長。

○中川総務課長 駐在さんは駐在さんの交番体制がありますし、24時間体制で警察には連絡がつく体制にはなっていますので、それで対応を願っているところであります。

○阪東議長 大町議員。

○大町議員 何回も、074927、110番までお願いしますだけや。留守や。あっこ、2人体制やろう。どういことや、これ。ほんで、治安を守れるの、甲良の。言わなあかん、町長。こんなことで、35件やで事案。わしも4回やられた、一遍も捕まえへんぞ。彦根署は。無免許とチンコロだけや、びゃっとくるの、喜んで。野瀬町長が何かしたらチンコロしたろ。そんな現実やないかいな。どう思うてる、この治安を、甲良の治安。町長。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 常々、そういう位置的な問題もご質問をいただいたり議論はしてきましたんですが、結果、駐在所は1カ所に統合されたという経過があって、よく駐在に不在やということも言われておりますので、無線であったり、体制については十分連絡が届くように、また警察の方にも申し入れをしていきたいと思っています。

○阪東議長 大町議員。

○大町議員 議長、位置問題は、センターに持ってくる。何で、図書館も東、何もかも東、東高西低や。その行政運営は誰がするんや、これ。そしたら、一層

のこと、東甲良町にしたらええやんか。西は要らんのやろう。西だけ彦根市に合併しようか。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 13平方キロ、比較的コンパクトな町ではありますので、もう昭和30年合併をしておりますので、65年になります。甲良町になって65年ですので、オール甲良いう土地利用の中で、町民生活を考えていただきたいというふうに思いますので、甲良一本という考え方でのご理解をいただきたいと思えます。

○阪東議長 大町議員。

○大町議員 言うことだけええわ。オール電化。オール電化やわ、こら。野瀬電気のオール電化か。オール一本、ふん、技あり一本とるぞ。口だけじゃあかんやろ。見せてくれや、実行して。そのときは頭を下げよう、ようやったないうて。呉竹要らないの。彦根市に合併しようか。大久保貴に、呉竹地先だけ、境界やさかいに、呉竹と小川原、彦根市に合併して、あと、滞納町に名前を変えたらええねん。犬上郡滞納町。滋賀県犬上郡滞納町に、甲良町が変えたらええねん。みんな彦根言うとるぞ。甲良よりか滞納町にしたらええんちゃうかいいうて、嫌みを言われたぞ。ふん。もっと財源を考えてくれよ。わし、東と西の交通安全協会、合併したときに、甲良の支部長、持ったんよ。ボランティアで。感謝状ももろうたるわい。交通安全課のヒガシノに笑われたんやで。何年前や、20年ほど前か。彦根交通安全協会甲良支部になったやんか。そのときの初代支部長や。今は誰か知らんけどよ。ボランティアやってもらいました。十何年以上。そんなもんね。若干31からやっているんよ、町会議員。昭和59年から。もう言わんわ。効き目ない。豆腐に釘や。豆腐にかすがいや、かすがい打つのこたえるか。

もう時間、12分や。犬上少年センターについて、人件費などはどうなっているかタイトル書いているけど、これ、誰が説明するん。

○阪東議長 社会教育課長。

○大野社会教育課長 犬上少年センターの人件費なんですが、犬上3町で。

○大町議員 分担金か。

○大野社会教育課長 はい、そうです。

○大町議員 犬上3町の分担やろ。甲良町、人口で幾ら分担しているの、お金。

○大野社会教育課長 平成27年度の国調の人口で、甲良町は7,036人で、甲良町では140万5,866円、多賀町は人口が7,360人で143万5,854円、豊郷町は7,424人で144万2,280円、合計428万4,000円となっております。

○阪東議長 大町議員。

- 大町議員 これはどんな業務内容ですか。
- 阪東議長 社会教育課長。
- 大野社会教育課長 青少年の健全育成、非行防止のための指導、啓発に寄与することを目的に、平成6年に犬上少年センターが設置されました。業務内容は、非行防止活動や環境浄化活動、安全対策活動や啓発活動などとなっております。
- 阪東議長 大町議員。
- 大町議員 業務内容、これ、給料等は幾らなんですか、これ。何人で、何人に給料払うてんの。ボランティア。
- 阪東議長 社会教育課長。
- 大野社会教育課長 非常勤職員の方、嘱託職員の方が4名いらっしゃいます。
- 大町議員 何、待って待ってや。嘱託が。
- 大野社会教育課長 非常勤職員、嘱託職員が4名です。その方が月曜……。
- 大町議員 リーダー誰やな。
- 大野社会教育課長 所長代理の方が1名いらっしゃいます。
- 大町議員 誰や。
- 大野社会教育課長 伊藤さんという方です。
- 大町議員 伊藤、正楽寺か。
- 大野社会教育課長 豊郷町の方です、ご住所は。
- 大町議員 伊藤定勉の親戚か。
- 大野社会教育課長 ちょっと知りません。
- 大町議員 伊藤と、豊郷の。で。
- 大野社会教育課長 月曜日から金曜日で、その4名の方が2日程度、勤務してくださっています。基本、事務所に2名の職員が勤務という。
- 大町議員 事務所2名、幾ら払うてんねん、給料。
- 大野社会教育課長 1日の日額が7,400円。
- 大町議員 女性か男性か。
- 大野社会教育課長 4名いらっしゃる方、全員男性です。
- 大町議員 えらい、値段ええやないけ。今の時代に。7,400円、日額、4名。甲良町の人は何人。
- 大野社会教育課長 甲良町の方は、住所で1名です。
- 大町議員 何年やってるんや、何年。
- 大野社会教育課長 その方は、平成13年からお勤めというふうに聞いております。
- 大町議員 何年になるんや。令和やで。何年になるんや、勤続。
- 阪東議長 大町議員。

- 大町議員 何年ですか。
- 大野社会教育課長 19年ぐらいです。
- 大町議員 19年も。19年がトップで、あと何年。
- 阪東議長 社会教育課長。
- 大野社会教育課長 申しわけないです。一番長い方だけお聞きしております。
- 阪東議長 大町議員。
- 大町議員 そのあと、3名の方は。名称は言えへんのか。
- 阪東議長 社会教育課長。
- 大野社会教育課長 一番長い方でお聞きしております。
- 大町議員 誰や、それ。
- 大野社会教育課長 丸澤さんです。
- 阪東議長 大町議員。
- 大町議員 あとは。
- 阪東議長 社会教育課長。
- 大野社会教育課長 一番長い職員の方だけお聞きしております。ほかの方については把握していません。
- 大町議員 そしたら、資料請求します。
- 阪東議長 大町議員。
- 大町議員 資料請求します。
- 阪東議長 資料は出せるんですか。  
社会教育課長。
- 大野社会教育課長 犬上少年センターの方に確認して、それからお答えします。
- 大町議員 了解しました。よろしくお願ひします。
- 阪東議長 大町議員。
- 大町議員 何や知らんけど、わけわからんことばっかで。頭が混乱してしまうが、これ、甲良町。香良の湯もしかり、滞納もしかり。図書館の運営はどうなっているんですか。図書館の運営について質問いたします。
- 阪東議長 社会教育課長。
- 大野社会教育課長 図書館の方は、現在職員が1名と嘱託職員が4名、5名で。
- 大町議員 5名。
- 大野社会教育課長 5名です。
- 阪東議長 大町議員。
- 大町議員 議長、たまに行くとき寝てはるで。昼寝してはるで。給料幾ら払うてるの。図書館、5名か。館長いるやろ。

- 阪東議長 社会教育課長。
- 大野社会教育課長 館長 1 名。
- 大町議員 誰ですか。OB ですか。
- 大野社会教育課長 館長は山本館長、嘱託職員です。
- 大町議員 役場のOBやな。
- 大野社会教育課長 はい、元役場の方でした。
- 阪東議長 大町議員。
- 大町議員 そして、あとは。山本さんと、あと。この間、試験を受けたはずや。嘱託の4名は誰や、あと。
- 阪東議長 社会教育課長。
- 大野社会教育課長 現在は山本館長。
- 大町議員 どこの人、横関か。
- 大野社会教育課長 甲良町の方です。細かい住所までは把握はしておりません。
- 大町議員 呉竹の人を使うてくれたらええけどよ。どこの人、山本で、あと、誰。
- 阪東議長 社会教育課長。
- 大野社会教育課長 その他の嘱託職員の方のお名前は、宮崎さん、大萩さん。
- 大町議員 愛荘町の大萩か、村か。
- 大野社会教育課長 住所までは。
- 大町議員 大萩、それで。
- 大野社会教育課長 川岸さん。
- 阪東議長 大町議員。
- 大町議員 幾ら払っているの、これ。時間給幾ら。分担金、うち払っているんでしょう、甲良町の。
- 阪東議長 総務課参事。
- 上田総務課参事 年間でお話しさせていただきます。
- 大町議員 年間、パート違うんかいな。
- 上田総務課参事 年間です。
- 大町議員 1人幾ら。
- 上田総務課参事 平成30年度、先ほどの正職員1人につきましては、人件費706万2,570円です。
- 大町議員 1年間、706万。
- 上田総務課参事 はい。あと、嘱託職員4名いらっしゃいましたね。人件費で合計4名で998万7,610円です。
- 阪東議長 大町議員。

○大町議員 1, 700万か、これ、使うてんやんか。これ、血税を。たまに図書館行くんよ。寝ているやんけ、冷暖房のところで。館長さんは試験を受けてはるやろ。議長、館長は試験を受けてんちゃうの。野瀬町長。

○阪東議長 野瀬町長。

○野瀬町長 全員試験を受けております。

○阪東議長 大町議員。

○大町議員 あとの、議長、囑託の人、これ、昼寝してお金をもろうとる、払うとるのか。たまには見に行きなさいよ。図書館へ。

そして、こっちは障がい者の働く場所あるわな。皆、東や。呉竹のけ者や。どうや、これ。この町政運営。これが平等ですか。僕の座右の銘、一視同仁、全ての人は平等に、愛情を持って対応するという意味やがな。わかるか。愛情を持って平等に。人口6,000弱、あまりの甲良でこんなことするのか、えこひいきを。あんた、承認してるやんか、これ。トップやろ。できなんたら、やめたらええやんけ。もう1回、町長選挙やろうか。野瀬喜久男町長、もう1回やろうか。不信任案出たら、やらにゃしゃあないやんけ。やめるか解散するか、どっちかや。2つに1つやわ。議長、どのような見解を持っているか。議長、町長の見解。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 施設は立地上、言いましたけど、建てる場所とか選定地はそういうふうになっておるのはもう事実でございますし、先ほど言いましたように、それは、西学区、学校もそうですが、図書館、行き届かない点もあるかと思うんですが、図書を運んだり、ソフトの面で十分な手当てはできてないかもしれませんが、課題を見つけて、改善ができるように努力しておりますので、先ほど申し上げましたように、オール甲良で考えていただきたいと思います。

○阪東議長 大町議員。

○大町議員 オール甲良、スカッと爽やかコカ・コーラにせえ。甲良やで、爽やかに。もう時間がなくなったけど。それが普通ちゃうか。ろくでもない首長、あんた、トップや。職員がついてくるようにせえよ、議員もついていけるように。議員皆横向いているらしいぞ。これ、不信任案出たらどうすんねん、これ。議長。

○阪東議長 大町議員。

○大町議員 これまた不信任案出たらどうするの、これ。また失職か解散するのか、はっきりしいな。町長の見解。不信任案出すぞ。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 一般質問通告書はありませんので、またの機会にお答えします。

○阪東議長 大町議員。

- 大町議員 どこに書いてないんや。図書館だけで1,700万も1年間使うて、昼寝してるんやぞ。あんた、全然、現場行かんやろう。トップ、町長、議長。
- 阪東議長 町長。
- 野瀬町長 図書館は、時々、行きます。職員、一生懸命仕事をしておりますので……。
- 大町議員 5人も要るの。
- 野瀬町長 勤務中は寝ておりません。
- 阪東議長 大町議員。
- 大町議員 お客さん居ても、あんでだけで5人も要るの。館長を入れて5人も要るの。職員配置。あんな、1人か2人で十分できるやんかいな。私を使うてくれ。あかんのけ。ようけいるぞ、使うてもらいたい者は。長寺の人も使うてやってくれや。なあ、宮寄議員。宮寄議員もブレーンで使うてやってくれや、誰か。
- 阪東議長 大町議員、またそれました。図書館の方で。
- 大町議員 どうするんですか、これ。夏は冷房のところまで寝てたらいいわ。何やこれ、この給料、わしも行きたいわ。誰が決めたん、これ。あんた、責任者やんか。こんなことでやります、やります、お父さんが話を聞くように、きくおとつけたのが話を聞かへんやんか、あんた。喜久男、先祖笑うてるぞ、おまえ。野瀬喜久男やて。人の話、聞かんやんか、おまえ。そやろう。まだ信楽のタヌキの方がましよ。もっと考えろよ。税金なかったら、藤堂高虎売りに行こまいけ、とらにゃん、ずっと付けてたんや、買うたるんや、民間で、とらにゃんの人形。なあ、こんないっかいやつ、買うたったわ。今日も付けてきたやろう思ったけど、彦根、皆ひこにゃんつけてた、職員も。800円で売っているやん、商工会に。みんな付けたれや。東京駅に陳情に行こまいけ、議員さんとみんなで。なあ、先輩。NHK行こう、大河ドラマ。何やそれ、明智やんけ、今。国会議員に行くなら、野田聖子の友達行くぞ、野田聖子。中沢けい子、みんな連れていったらいいやないけ、田島一成も、自民党も。甲良の高虎売ろまいけ。大河ドラマ、売ったらええやんけ、甲良。藤堂村やぞ、昔の。あの辺、明け渡してばあっと駐車場大きくしたらええやんけ、観光バス入るように。考えよ、トップだったら。わしとかわろうか。いつでもかわってやるぞ。
- ぼちぼち時間が来たようやでな。いつでもトップかわってやるわ、解散打てや。不信任案出すで、仲間と。甲良に未練ないわ。もう時間来たで。また後日するわ。
- 出处進退はつきりせなあかんで。追い詰められたときは、みずから切腹するか、解散打つか。
- 議長、ちょうど時間となりました。

○**阪東議長** 大町議員の一般質問が終わります。

ここで、しばらく休憩します。4時から開催します。

(午後 3時47分 休憩)

(午後 4時00分 再開)

○**阪東議長** 休憩前に引き続き、開会します。

次に、7番 丸山議員の一般質問を許します。

7番 丸山議員。

○**丸山議員** それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

簡単なことですが、冬の除雪について、今後、除雪委託について、町としてはどのように考えているか。

というのは、私も長い間、いておりますが、今年のような雪の降らない年、初めてであります。しかし、4年ほど前には物すごい大雪だって、8号線でトラックが立ち往生して、ずうっと福井の方からもずっと何十時間と缶詰状態になったというぐらい。それと、ここから職員が彦根のうちに帰るとき、呉竹まで行くのに、50分ぐらいかかったとか、それほどの大雪が降ったこともあります。

そういった中で降らない方がいいのだらうと思うんですが、町内業者、町外業者にしても、そのために重機をずっと何カ月間、除雪のためにとまって置いてあります。そういった中で、これから温暖化ということもありますので、降らない方に向けていけばいいんですが、全く除雪委託をなしにするわけにはいきませんので、今後、町としては、このような暖冬が続くようなことがあったとき、どのように考えておられるか、ちょっと聞かせていただきたい。

○**阪東議長** 建設水道課長。

○**北坂建設水道課長** 現在の契約で、委託している業者さんには今のこのようなときには負担となっているようでございます。出動準備料、待機料ですけれども、新年度に向けて今後検討していきたい。新年度予算には反映はいたしておりませんが、補正の対応という形にはなりますが、検討をさせていただきたいと思っております。

○**阪東議長** 丸山議員。

○**丸山議員** 課長、そういうことであつたら、今言う、令和2年度の予算には全然計上していないということですか。

○**阪東議長** 建設水道課長。

○**北坂建設水道課長** 令和2年度につきましては、例年どおりの額が上がっております、当初予算としては。ですが、どちらにしても、今年度も補正は一応いたしますので。

- 阪東議長 丸山議員。
- 丸山議員 例年、予算は幾ら見てるの。
- 阪東議長 建設水道課長。
- 北坂建設水道課長 今、133万、見ております。
- 阪東議長 丸山議員。
- 丸山議員 課長、今、町内業者、町外業者を入れて11社ほど、たしかいると思うんですよね。増えてるか減っているかちょっと前後あると思うんですけど。1社につきね、要は、1社が2台持ってるのか1台持っているのか、それは業者によってわかりませんが、1台につき、今言う待機料というのか、最低保障というのかをどのぐらい見ておられるのか。
- というのは、去年、課長も知ってのとおり、307号線期成同盟でバス乗って大阪まで行きましたよね。そのときに多賀町の建設課長としゃべってましたよね。ただ、隣の多賀町なんかは県と同じく重機の待機料、県と同じ単価を見てると。自然の雪が降るのに、県も市も町も一緒だと思うんですよね。そういう意味合いで、あのとき、私言いましたよね、課長にも。やっぱり、甲良の町でもそれは一緒にしていかなあかんのでないかと。去年から言うてますよね。だから、1社に1台につき最低保障というか、重機の待機料、これをどのぐらい見ておられるか。
- 阪東議長 建設水道課長。
- 北坂建設水道課長 今申し上げた130万ちょいではありますが、これは13社ということになっております。割り戻すと、10万ぐらいなると思います。1社当たり。
- これはあくまでも、当初予算で計上するために上げているものでございまして、どちらにせよ、補正は必要であると考えております。
- 阪東議長 丸山議員。
- 丸山議員 それでは、先ほどから言っておりますが、隣の多賀町のように、県と一緒に委託料というか最低保障、重機待機料、これは全然考えていかない。これからの時代でも、やっぱり雪は、何べんも言います、自然のものです。市も県も町も関係ないと思うんですよ。降って仕事するのは一緒のことする。それを見られるか見られないか。
- 阪東議長 建設水道課長。
- 北坂建設水道課長 見ていけるように検討していきたいと考えておりますが、どこまでいけるかというのを、この場ではちょっと言いかねるかもしれません。
- 阪東議長 丸山議員。
- 丸山議員 課長、見なくては駄目。課長が判断できひんいうことは、町長、やっぱり。それは行政側としてはどのように考えているか、町長、よかったら答

えていただけますか。隣の多賀町は県と同じ委託料を出しているということを聞いてるんですよ。

○**阪東議長** 町長。

○**野瀬町長** 質問の趣旨、よく理解できました。したがいまして、町内の水道組合の方にも、パンクの修理の待機料を払っておりますし、その待機料という視点で、もう少し中身を議論させていただいて、詰めた形で、県やら多賀から情報収集をして、その方向で検討させていただきます。

○**阪東議長** 丸山議員。

○**丸山議員** 建設水道課長、去年からね、多賀の建設課長には聞いておられる、私も目の前で聞いている。だから、課長は知らないでは通らないと思うんですよ。今、町長が言うてくれたように、やっぱりこれからの時代、今言うてる、町内業者はもちろんですが、町外業者、呉竹地区にも、ずっともう去年から1年、機械ずっととめて置いてあるんですよ、除雪するために。あの業者はもう長浜から来ております。

しかし、長浜で仕事があった場合、使えないんですよ。いつ雪が降るかわからへんので、もうずっとあの機械を1台こっちにも置いてあるわけですよ。だから、今、地元業者にしてもそうなんです。現場に持ってて使うということとはできないんですよ。除雪するがために置いてあるから。

もちろん、地元の多賀町なんかでも、課長らは知っていると思うんですけど、ところどころ何カ所かにずっと去年から機械置いてありますよね。だから、多賀町が見ているからということになしに、もう遅いんですよ、既に。遅いんです。

だから、甲良町も前向きに、この年度は必ず待機料というか、重機の待機、何べんも言いますが、最低保障というのか、多賀町は一応重機の待機料という形をつけてるということ、この間、聞いてましたよね。1台の機械を待機料、そうでないと、車検が要る、任意保険がかかる、いろんな経費がもろもろかかるんですよ。

今言っている13社130万、約10万円。10万円で車検も保険も入れませんよ。それで、どんどんどんどん業者がやめていった場合、降ったときもう大変ですよ、課長。何とかこの年度、補正を組めるんだったら、今からでもお願いしたいと思います。どうですか。

○**阪東議長** 建設水道課長。

○**北坂建設水道課長** 前向きに検討をさせていただきます。

○**阪東議長** 丸山議員。

○**丸山議員** 前向きに、いい方に考えてとってよろしいんですね。最後、それだけお願いします。そうでないと、私も、地元の声を議会に反映させてるわけで

すから、これをまた帰って、やっぱり建設課長ができると言うたのか、できないと言うたのか、この言葉を持って帰らなければいけませんので、前向きに、確実に、県と一緒にような金額を出せるという返事をいただきたい。

○**阪東議長** 建設水道課長。

○**北坂建設水道課長** 県と一緒にのとおりというのも含めて、情報収集しながら検討していきたいと考えております。

○**阪東議長** 丸山議員。

○**丸山議員** この件については最後にしますが、とにかく機械というのは、維持費、絶対かかるんですよ。とまったら、余計。とまっても何もしてなくてもかかるんですよ。先ほど言った最低限度の車検、保険は絶対入らん、行政の方から言われてますよね、車検を受けてくれますか、保険入ってくれますかとか。そんな金額ね、10万円ではどうにもなることはないというのは、自分の車、乗用車に乗っててもわかると思うんですよ。

だから、これは前向きにお願いしたいと思います。これは最後に、町長にもお願いしたいんですが、やっぱり、雪の降らない町、犬上3町の中でも多賀町、甲良町は、やっぱりゲリラ地帯。降るときにはどさっと降るという感じですので、その辺はできたら、ぜひ、今年こそは前向きに、そうでないと、今年のようなこんな出動が一度もないというので、何の経費ばかりかかってどうにもならなくなると思うので、その辺はどうぞよろしくお願いしたいと思います。

続いて、学校通学道路の見直しをお願いしているところなんですけど、去年の5月8日、これは保育園児が、何の罪のない子どもたちが交差点事故に巻き込まれ、亡くなったという経緯があります。あれは散歩の途中ということもありましたが、私たち今甲良町の町としても、何か聞いておると、中学1年生は正門から入る、だから朝も、私たちも交通立哨で役場前に立っていると、大人1人歩くのがいっぱいな歩道を自転車で来られる。あんな状態でもし交差点で巻き込まれたら、もう事故、目の前。だから、その決まりが中学校の方でどのようになって、いつからどのように変わったのかわかりませんが、通称私たちの時代は宮平のどこの交差点、あっちから東学区の人は出入りというか、していました。

今思うと、やっぱりあっちの方が安全でないかなと思うんですが、今その状況としては、教育委員会の方ではどのように考えておられるのか。正直、見てみるとわかるように、大型トラックなんかこの交差点、物すごい、どっちからも東西南北、朝晩なんかすごく通りますよね。そういった中で、ああいう巻き込み事故、非常に避けなくてはならないと思うんですね。だから、子どもだけでなく、お年寄りの方もいるし、今、交差点改良をしていく中にしましても、今の状態では見直すべきではないかなと思うんですが、その辺どうですか。

○阪東議長 教育次長。

○福原教育次長 現在の小・中学校では、教員が年に数回、通学路の危険箇所の点検を行って来ております。その中で、必要に応じて見直しは行っていますが、今議員が言ってくれたところにつきましては、初めて聞きましたので、今、要望があったということで、これから中学の方とも協議しながら、子どもの安全確保のために見直し等は考えていきたいと思っております。

○阪東議長 丸山議員。

○丸山議員 今、教育次長が言われましたけど、確かに西学区の方の小学校であれば、近江鉄道の踏切を渡るという危険な箇所もあります。しかし、通学道路に関しては、いつも岡田議員が金田自工前かな、ずっと立って来ておりますが、あの辺走っていても、ずっとパイプ式のガードレールが学校までずっと右左ついてるんですよ。幾分か気休めといいますと、あれなんですけど、前もある議員が言ったと思うんですが、東学区の長寺の点滅信号から保育園向いての歩道なんかでは、パイプ式のガードレールもないんですよ。

小さな子どもです。やっぱり、子ども同士が二、三人横に歩いたりすると、見切りブロック、30センチぐらいかな、見切りブロックの上を歩いている子どももいます。非常に幅も狭い中、朝はすごく抜け道というのかな、私も何回か見てるんですけど、すごい勢いでスピードを出して、町外の、こんなこと言うたらあかんけど、町外の人だと思うんですけど、抜け道に必ず利用されている。そのスピードはもう半端じゃありません。だから、前もある議員が言われたように、せめて7時から9時まで、3時から5時までか、そのぐらいの時間を規制して通行止めするか、それか最低限度の歩道にね、保育園から長寺、点滅信号向いてまで、パイプのガードレールでもつけていただきたい。

というのは、事故というのはいつ突然どこであるかというのはわからないところでありますが、先ほども言いました、大津での悲惨な事故、いまだにやった女の方は、私のせいじゃないとか開き直ってるというのか、何かそんなことを言われてね、何にも罪のない保育園児が亡くなってる父兄がね、あんな事を聞いたらほんまにもう、何て言うのかな、怒り通り越して、本当に何とも言えん、外野の私ら全然他人でもあんなこと言えるかな、あの人というぐらいの人ですよ。

あんなことで幼い命が亡くなっている。やっぱり、そういうことはいつ突然どこであるかわからないので、もう少し見直しをしていただきたい。それと、安全で安心に下校できるような通学道路、歩道の幅なんかでも狭いしね。今の子ども、結構大きいですよ。2人横に並んだらいっぱい。3人目やったら、こないだもね、歩道はみ出して道路歩いている子どももいてたんですよ。たまたま、小学校でも高学年でないかなと思ったんですが、非常に危ない。

これはぜひ見直し、東学区に関しては時間規制ができることやったら、町道ですので、町で決めれば何とかなるところではないかなと思うんですが、その辺どうですか。

○**阪東議長** 教育次長。

○**福原教育次長** 以前、そのような質問もありました。今、規制する等につきましては、スクールゾーンという設定があります。ただ、それが町道だから町でできるというものじゃないです。交通法の方にも関係してきますので、やっぱり警察の方で規制をしてもらうことになるんですが、一番困難なのが近隣町、字になるんですけど、時間帯を決めるにしる、時間帯を決めて、速度の規制をするにあたって、近隣字の方の理解が必要だということも聞いております。その辺で時間がかかるということも聞いておりますので、先ほど答えたのは、通学路の見直しについて返答させてもらったんですが、甲良町では通学路の交通安全推進協議会というのがあります。これにつきましては、子どもの通学路の点検をして、道路改修なり、今言われるようなガードレールの設置だとかというのを必要に応じてやっていくこととなります。今、そのこともお聞きしましたので、今年度はもう終わりましたが、来年度に向けて、今のような要望も含めて検討していきたいと思えます。

また、スクールゾーンにつきましては、多分、時間がかかるんじゃないかなというのは思われますが、前からも言われているので積極的に進めていきたいとは思っております。

○**阪東議長** 丸山議員。

○**丸山議員** ありがとうございます。教育次長が言われることもよくわかるんですが、今、子どももね、やっぱり学校の先生を私も何回も見かけております。危険な箇所について横断歩道を渡らせてるところも見たこともあるんですが、その学校の先生、毎日ではありませんので、危険な箇所というのは、もう一度、再度見直していただきたいというのをよろしくお願いしたいと思えます。

それと、今言う西学区の方では、岡田議員が毎朝、何年も立って来て誘導してくれてますけど、長寺区にしましても、長寺の点滅信号、そこでもボランティアの方がいててくれます。もちろん、金屋、池寺の方もずっと、集落いわしたらずっといるんですが、長寺でも緑ヶ丘地区の子どもたち、ちょっとまた通学ルートが違うんですよね。グリーンベルトが引かれてる山の旧の緑ヶ丘から小学校向いて歩いてくるところね。あこになるほどグリーンベルトが引かれてあって、横断歩道にもあって、あるんですけど、あそこには誰も立っておられる方はおられない。そこへもって危険な箇所としてのパトライトもあそこは回らないんですよ、あそこに関してはね。だから、やっぱり緑ヶ丘の方の子どもたちの父兄さんが言うのには、やっぱりあの交差点にも何らかの「通学路あ

り」とか、看板ね、何らかの表示が欲しい。それか、ボランティアでいてる方がいてればお願いしたいという要望を聞いておりますので、あの辺は何とかなりませんか。

例えば、「通学路あり」の看板を早急に設置するとか、ボランティアの方がいてれば朝だけでも立っていただけないかということを知っておりますので、その辺どうですか。

○**阪東議長** 教育次長。

○**福原教育次長** ボランティアの方につきましては、また1回、小学校の方にも聞きながら、今言われたことについて検討していきたい、また考えていきたいと思えます。

あの看板につきましては、多分、公安委員会になります。つけるものによって、町独自でつけられるもの等ありますので、緊急性が高いということであれば、町でできることは早急にしていきたいと思えます。

ただ、つける時期につきましては、もう今、年度末になりますので、新年度になるかというふうになるんですが、早めの設置の方、町の方でつけられるものにつきましては設置していきたいと思えます。

○**阪東議長** 丸山議員。

○**丸山議員** 前にも、あの交差点がちょっと危険なところいうて、柵の滝というのかな、あそこの樹木を大分カットしてもらったことがあるんですよ。確かにその部分としては見通しはよくなってるんですよ。見通しがよくなっているにつけて、やっぱりあの交差点をとまらない人が多い。逆にね。

今、次長が言われるに、ボランティアの方もなかなか大変と思うけど、またその辺は学校で相談をお願いしたいということと、もし、今言われてるように、町でできるような表示看板とかができるのであれば、一日でも早く設置をしていただきたいと思えますので、どうぞよろしくをお願いしたいと思います。

これで私の一般質問は終わります。どうかよろしく申し上げます。

○**阪東議長** 丸山議員の一般質問が終わりました。次に、9番 建部議員の一般質問を許します。

9番 建部議員。

○**建部議員** 帰りの急いでいる方がおられますので、極力、私も時間を詰めて質問をしていきたいと思えます。

まず最初に、過日に町長選挙における異議の申し出のあったことについて、お伺いいたします。

今日は、選管の委員長、まことに申しわけないです。私はあなたに来ていただきたいという要請はしていないんです。私は2月20日に通告書を出しているんですが、そのときでは選管の事務局長の総務課長だけでこの答弁は十分し

ていただけるということで、答弁者は総務課長にお願いしていたんですが、いつの間にか選管の委員長がお越しになって答弁をするということでございまして、まことに申しわけないと思います。

既に、私、これ、2月20日に通告書を出してこの質問をしようということに対して、過日というか、3月の2日ですかね、新聞を見て驚きました。20日に出して10日過ぎて、早く結論を出していただいたなど。この新聞によりまして、私は甲良町選挙管理委員会の出された採決は妥当であるというふうに認識をいたしました。

立会人が票の確認中に候補者名にふりがなや敬称がついたものは無効票となるはずと選挙長に伝えたにもかかわらず、有効票とされた可能性が高いなどと主張していた。

再点検の申し出があったのはこの内容です。これに対し、町選管は候補者名にふりがなや敬称をつけた投票は、判例などから有効票と判断されると指摘、主張する得票の確認によっても、得票数に影響を及ぼさないため、当選確定は適法として異議を退けた。

この採決は妥当であったというふうに私は認識したのは、公職選挙法第67条では、投票の効力の決定という条項があるんですが、開票立会人の意見を聞き、開票管理者、すなわち選挙管理委員長が決定しなければならないという67条です。

法第68条では無効投票という条項があって、規定に反しない限りにおいて、選挙人の意思が明白であれば有効とするようにしなければならないというふうに規定されています。ということは、その投票によって名前の書き間違えや、その投票された人によって、そういうことがあるんですが、それは開票所の管理者が個別に判断するということになって、開票の立会人の意見を聞くということになっているんです。

単なる書き損じや誤記と認められれば有効、これはもうはっきりしています。他の候補者と区別がつかなくなる場合などはこれは無効。名前以外に、余計に書き込むことを他事記載といって、これは原則として無効になる。

私は確認したいのは、他事記載にもいろいろあります。例えば、私は「建部孝夫」、「建部」の「建」というのは、「たけ」とも呼ぶ。だから、「たけべさん」と呼ばれるときもあるんです。だから、投票用紙に「たけべたかお」と書いても、これは「建部孝夫」を入れているという判断が認められて、結局、それは有効投票になるんです。これは、間違いじゃないんです。そういう判例というか法律がそのようになっています。

ただし、他事記載の場合は、名前以外に「頑張ってください」とか、そして、「祈る」「必勝」とか「勝ってください」とか、そういう文字が書かれてるの

を他事記載。これは完全に無効なんです。

名前に、「建部孝夫様」とか「建部孝夫さん」、他事は記載なんです、敬称の場合は許される、有効になります。そして、名前にふりがなを、「たてべたかお」をつけてあるのもこれも有効になる。

ただ、他事記載で気をつけなければならないことは間違いなくその人に投票しているんだけど、ほかの文字が書かれている場合も一切これは無効になります。

古い話ですが、山口県の周南市の議会議員の選挙では、候補者の下に書かれた長さ1センチ、名前を書いて、ずっと1センチほどの傍線が引っ張ってあった。これが最高裁まで争われました。結局、その1センチほどの傍線は他事記載ということで無効になりました。そういう判例があります。

ですから、この他事記載の扱いは本当に慎重にやらなければならない。敬称やふりがなを打ったぐらいは有効なんです、そのことで町の選管で判断がつきにくい。そのときに、例えば、県の選管であるとか、国の方でそういう専門家に照会をして判断を仰いだことがあるかどうか、どうでしょうか。

○**阪東議長** 選挙管理委員会委員長。

○**村岸選挙管理委員会委員長** 今ほどの県の選挙管理委員会に尋ねたかということでございます。今回の選挙においては、県の選挙管理委員会にはお尋ねはしておりません。今、建部議員からも言われましたように、投票の効力の決定につきましては、開票管理者であるということですがけれども、もう一つ、投票の効力は開票立会人の意見を参考としながら決定するものでございますけれども、開票立会人の意見に拘束されるものではなく、判例なり、実例に従って、みずから正しいと信じたところによって決定すべきであるということで、開票管理者としては決定をさせていただきました。

○**阪東議長** 建部議員。

○**建部議員** はい、わかりました。そういう照会なくても、町の選挙管理委員会で、その採決というか、その判断ができたというところでございます。

それともう一つ、双方の票数の点検もされたんでしょうか。

○**阪東議長** 選挙管理委員会委員長。

○**村岸選挙管理委員会委員長** 今回、異議申し立ての理由、それから、付記事項は6点あるわけですが、それぞれ選挙管理委員会で審理したところ、当委員会で開票事務が適正に行われて、異議申し出人を含む選挙立会人全員が選挙録の記載が真正であることを確認して署名をされております。

したがって、申し出人の主張する得票の確認によっても、得票数に影響を及ぼさないため、選挙会での当選確定は適法であると判断をいたしました。

○**阪東議長** 建部議員。

○建部議員 訴え人は、選挙の双方に入ってる選挙の票数2,065票対2,030票、非常に切りのいい数字で終わってるんですが、この投票の中身の点検の申し立てはなかったでしょうか。

○阪東議長 選挙管理委員会委員長。

○村岸選挙管理委員会委員長 中身の点検の確認は申し出の中にありました。投票用紙の開示再点検を行うことを主張されました。しかしながら、争訟において、投票の再点検を行うか否かは、この争訟の具体的な事情において、選挙管理委員会または裁判所がその必要性を判断する等でありまして、他の自治体で選挙において投票の開示再点検が行われ、選挙の結果に移動が生じた例があることをもって、本件選挙においても開示再点検を行うことを主張することには理由はないという考え方でございます。

○阪東議長 建部議員。

○建部議員 当事者からはそういう申し入れがあったのに、町の選挙管理委員会はその必要がないと判断をして点検はしなかったということですね。

○阪東議長 建部議員。

○建部議員 これは私もはっきりは、この開票の会場にいてたわけではないんですが、NHKのテレビが録画をされてる画面があって、何か不穏な動きというか、開票された投票数を何秒か、多分50だったか100だったか、それをまぜて、また数え直してたというような、これは私は定かじゃない、そういうことが出たり、そして、これは以前にも私は経験したことが事実あったんですが、その有効投票の中に候補者の表、頭だけはある候補者、中身は違う候補者、そういう票の数え間違い、そういうことは私の現職時代もありました。

だから、訴え者は、その候補者別に集めた票数の中に違う候補者の票がまじっているのではないかというそういう疑念を持っているから、そういう訴えをした。

だけど、町の選挙管理委員会はその必要なしというので、票の再点検までしていない。この判断はもちろん町の選挙管理委員会が行うことですから、私自身はそれ以上申し上げることはできません。

でも、非常に大きな疑義があるというのが、実は言われている。そういうことがNHKのテレビの云々の話もあって、ひょっとしたら別の候補者の投票用紙がそこにまじってるのではないかという、そういう疑いがあるなら、そういう疑いを晴らすためにも、私はその票の再点検を行うべきであったと。

ただ、それ以外の他事記載なり、無効とされた票の見解なり、そのように判断したことについては妥当だというふうに思いますが、その1点だけが気になりました。

でも、これは町の選挙管理委員会が判断したことで、そのように採決を出し

ていますから。ただ、新聞によりますと、県の選管に審査を申し立てる方針であるということが書かれてありますので、再び、県の選管でその票の洗い直しも含めて、多分、調査がされると思います。

私はこれ以上、町の選挙管理委員会に対して申し上げることはないんですが、せっかく本人がそういう異議を申し立て訴えているにもかかわらず、その票の再点検を町の選管がしなかったということは非常に残念に思います。

以上で、この1番の質問は終わります。

あと、どうなんでしょう。選挙管理委員長はこれで、用事が、私の質問はないので帰ってもらってもいいんですが、それともそこで、あとの質問も傍聴されてもいいんですけど。

○**阪東議長** どうですか。

○**村岸選挙管理委員会委員長** よければ、せっかくですので傍聴させてもらいます。

○**阪東議長** わかりました。

建部議員。

○**建部議員** それでは、2番目の質問に入ります。

町長が選挙に出る前、そしてから、選挙期間中、そして、この前の第1回の臨時会での所信表明を出されました。今期、町長の公約なり、その所信表明についてこれから質問します。

3つの内容について質問するんですが、まず、この選挙ビラについて、持っておられる方見てください。この選挙ビラは、もちろん選挙管理委員会の証紙が貼って、正式にそれぞれの候補者が私はこういうふうに町政を行っていくという、俗にいう選挙公約的なものをビラに挙げて、これは全戸配布されています、新聞折り込みによって。その裏表があるんですが、まず表の面、非常に気になる部分をこれから申し上げます。

表の部分で、「令和元年度10月議会での契約議決案件の否決」と書いている。これは何か。町の公民館の空調設備エアコンが故障している。もう2年、いや、もうやがて3年目になります。その修理を町民が急いでおられる、待っておられる、それを町は国の補助金をいただいて、何とかその修繕をしていきたいというので、令和元年10月の臨時会において、実はこの契約議決というので案件を出されたんです。その契約議決は反対者が多くて否決されたんです。そのことを書いているんですが、その書き方なんです、表現の仕方。「議会は契約議決事件を否決しました。否決によって予算規模を最小限にして一般財源で改修せざるを得なくなりました。金額が明らかになり次第、補助事業と単独事業を比較、その比較を明らかにする必要があります」。

この言いぐさは何だと思いませんか。議会がせっかく改修をしようと思って契

約議決を出したのに議会が反対しよった。反対して、結局、町の単独予算でその仕事をせざる得なくなった。でも、せざるを得なくなったその改修に、ここでいうと、相当の金額が出てきそうな言い方をしているんです。その金額が明らかになり次第、補助事業と単独でした事業の比較を明らかにしなければならない。これを町民に訴えたいという意味のことを書いているんです。

町長、この契約議決、否決された理由がある。やみくもに議会は否決したんじゃない。この5,610万円という工事費、某業者に見積もり設計を依頼して、その入札にはその見積もりをした業者が1社しか入札に参加しなかった。その業者が入札、落札率100%、その業者が見積もったその金額がその業者しか、結局、入札に来なかって、その業者がその仕事を落として、結局、随意契約。その入札のあり方なり、その業者とその契約するその内容が官製談合もどき、非常に疑惑が持たれた、業者との癒着。

1つの仕事をしてもらうのに、もともと本命、その業者にやっていただくという業者に設計見積もりをさせて、その業者の言いなりの金額でその業者に落札させているという、その事態がおかしいではないかというので議会は否決したんです。

本来、ここに議会が否決した理由を書かなきゃいけない。この書き方では、一方的に有利な国の補助金をいただいて、せっかく改修しようとしたのに、議会が否決をしたため、この仕事ができませんでしたと。そして、その一般財源でしなければならないその仕事が補助金をもらってする仕事と、それを比較を明らかにしなきゃいけない。こんな書き方、こんな言いぐさってあるか。これはまるで議会が横暴で、あえて否決をして、そして町の単独事業で、町の金でやる、補助金をいただいたときの仕事と、町の単独した仕事と比較をして明らかにする、これを町民に明らかにしていきたいという意味のことが、まず1番に書いてある。

町長、弁明することがあるかな。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 建部さんのご指摘もありました、議会のご指摘もありました。ただこの事業は、遅きに、この3月議会で1号の計画が、議員の皆さんには渡せていなくて説明ができていなかったということもありましたし、行政の運営の仕方にも問題があったことは事実でありますし、ただ、つかさどる内部の入札に関する審査会では、指摘すべきは指摘をして、十分に吟味をした中で入札への運びをしてまいりましたので、1社しかなかったということは事実であります。そういう内部の審査を経て入札をしたということでございますので、その点は申し添えたいと思います。

○阪東議長 建部議員。

○建部議員 1つ答えてない。町の単独で一般財源で改修をせざるを得なくなつたという予算は、新年度予算で2,500万見てるんですよ。これは私たちは、これを否決したときに、町単独予算、1,500万の町の持ち出しがあるので、それ以内に入る、少なくともあの公民館の広さだったら6基ないし8基ぐらいのエアコンでいいだろうと。仮に一基100万円にしても8基あれば十分、800万円ぐらいでその仕事ができる。少なくともいろいろ経費を含めても1,000万円以下ぐらいでできるというふうに思っているのに、町は2,500万という予算を今回の新年度予算で見て、これってすごいでしょ。

それを補助事業と単独事業を比較を明らかにする必要があるという書き方は、そのことに対して、あんた、何も弁明してない。この根拠は何。

議会の横暴、議会がこんなことしよつたという、それを明らかにするということ、その魂胆がこの文章にあらわれているんだ。2,500万かけるんだよ、今度。予算出てる。

もともと公民館、昭和60年に建てられて35年の月日がたつ。いよいよ改修、大改修がこれから始まろうとする時期に、極力、冷暖房のことだから安く上げて、大改修のときには確かに金をかけてやらないかんけども、今は本当に安く仕上げる、そういうことで議会から提言があつて、1,000万円以下で収まるだろうと言ってるのに、2,500万の予算をかけて、それを町単独事業でやろうとする。

そして、ここに書いてあるのは、その単独事業と補助事業と、その比較をしたい、その比較を明らかにしたい、町民にさらけ出したいという意図がここにもありありと出ている。

これは町長、議会を愚弄してるよ。悪い言葉で言ったら、なめてるよ。

次、その隣にね、「執拗なまでの甲良町議会の態度」と、この表現はどういう、執拗なまでの甲良町議会の態度、こういうものが町内にビラが出されている。その内容は何か。2度にわたり同じ内容で不信任決議案。そうですよ、私が不信任決議案を提案したのは、昨年12月、それ以前に提案された方があつて、それはさらにもう1年前の不信任決議案でした。そのときは否決をされました。

そのときの否決案、ちょうど町長が就任1年のとき、だから、町長就任1年の総括をして、町長の政治姿勢なり、行政に対する町長の行動なり、態度、そういったものが総括されて4項目にわたる理由で出されている。

その中にももちろん、JA東びわこの推薦も受けていないのにということがあつた。そして、友人から借りた400万円の資金、そのこともです。それは2年前の話。いや、町長就任1年の話。そして、私が出した不信任提案したものは、就任2年間の町長の総括をしたんです。

だから2年間ですから、私の場合、8項目にわたってその提案理由があるんです。最初行われた不信任決議は、1年の総括でありますから、4項目、私は8項目。そのうちの2項目がJA東びわこの推薦の件、町長選挙の資金の、私の場合は300万に上げてるんですが、そのことの2つが一緒。それはそうでしょう。1年目の当初、2年目の当初も同じ時期ですから。そのときのことが理由の中に上がってきて当たり前の話。私は2年間を総括して提案説明をしてる。

それがこの記事では、同じ理由で不信任決議案を可決しました。そして、もう一つ、JA東びわこの推薦問題で告発されたことについては、既に不起訴処分がなされているにもかかわらず、虚偽事項の公表罪を犯したと断言しています。それはそうですよ。断言していますよ。

議員の任期のこの時期に、無責任な議決は極めて遺憾であります。議会が無責任な議決をしたと書いてある。あまりにも議会を愚弄する。私たちは議員有志数名で、この虚偽事項に関して大津地検へ告発をしました。そして、大津地検はそれを不起訴処分にしました。

私たちが抗議、なぜ不起訴処分なのか。都合で、検察審査会に上告しようと、訴えようという思いで、その三席の検事だったんですが、行きました。そして、野瀬喜久男氏を事情聴取、取り調べたら、確かに推薦もないのに選挙はがきや選挙ビラに、推薦者JA東びわこの名前を掲載しました。しかし、それは私がてっきりJA東びわこから推薦を得られるものと思い込んで印刷しましたと。

検事が言いました。「疑わしきは罰せず」。要するに、故意にそれをわざと印刷したんじゃない。私は推薦を受けられるものとして、そのように思い込んで印刷しました、これは過失でありますという検察の取り調べに、野瀬喜久男氏はそのように答えた。

だから、私たちにその過失で、てっきりそのように思い込んで上げたというそれは違う、本来わかっていながら、あえて印刷したというその証拠、立証できるものがなかったら、これは起訴はできないと。本人が過失でありますと言ってるのに、いや、過失じゃない、これはもうあえてわざとやったんだという、そのことが証明できるかということで、私は、皆さんと相談して検察審査会の訴えを断念したんです。

そうですよ。これは野瀬喜久男氏の、私はてっきり、まあ、言ったら、推薦を受けていたと思い込んでいたそのことが過失であったと。そのことで検察は不起訴にしたんですよ。そういうことも町民は知らない。

「この議員の任期満了のこの時期に無責任な議決は極めて遺憾であります」、そういうことが書いてあるんですよ。議会に対する何ですか、これは。見出

しが「執拗なまでの甲良町議会の態度」、何が執拗なの。執拗というのは、しつらこいという意味の執拗ですよ。しつらこいまでの「甲良町議会の態度」、「態度」じゃない「対応」だろう。

態度という表現は目上の者が目下の者に、何だ、その態度はというときに使う態度。議会が町長に対する場合は対応だ。その言葉を執拗なまでの甲良町議会の態度、この表現そのもの1つとっても、議会に対する敵意、議会を冒瀆している、議会をなめている、そういうあらわしになっている。

そして、野瀬町政は2カ年を経過し、令和元年11月、攻めの行政を宣言、いいんですよ、守りも攻めもその表現の自由がありますから。それはいいんです。ただ、その中に私は2年間こういうこと取り組みましたということが書いてある。

それは行政事務推進にマニュアル等を策定したと。7項目、こういうものをした。このマニュアルを策定した、大学の先生を頼んだり、弁護士を頼んだりして、第三者によって策定をお願いしている。町長みずから汗をかいて知恵を出してやっているマニュアルじゃない。そういう有識者をお願いしてつくってもらったマニュアル、7項目。

その中に、甲良町情報セキュリティポリシーの基本方針、対策基準、これはいつつくったか。平成27年12月1日策定と書いてあるんだ。これは北川町長のいるときにつくった策定、それをぬけぬけと、平成27年12月1日策定のセキュリティポリシーの基本方針までが、私は2カ年を経過して、こんなことをしましたということを書いてある。

もう、あなたの弁明は聞きません。それと、きわめつきがあります。裏、「甲良町職員の人材確保と養成」という見出しの中で、行政改革によって定数を約20人削減しています。これ、大きな問題ですよ。職員20人減りましたか、ここ1年で。それも減らしますじゃない、削減していますと書いてある。していますということは過去形だ。

ここに、4月1日、毎年、人事の組織表を配って、人事の発令をしたり、異動の結果が書いてある。最新の令和2年1月1日、これは議会が2月5日に初議会をしたときに、町から配られた、それらの人事の、この人事表が、正職、正規の職員も嘱託、臨時、パート職員全て含めて151人の名前がある。これは最新。

そして、北川町長、29年11月9日に退職されています。その方がおられた29年4月1日の定期異動のときの人事配置表、そこのときの人数が156人。今、私156人と言った、先ほどは151人と言った、5人の差がある。5人の差、その差はね、保育園における園児の数によって保育士の定数が決められる。0歳児何人で1人の保育士、3歳児何人というそういう定数が決めら

れた、その北川町長の時代の保育士の数が実に52人。そして、最新の令和2年1月1日の保育士の数が47人。結局、保育センターの園児の数によって保育士の数が変わってくるから、当然、5人というのが当時から少ない。いみじくも、全体の156人のときには保育士が52人、そして最新は151人のところが47人。差し引き、実質0、職員は減っていない。

そして、もう一つ、これは「広報こうら」、いつも4月に臨時号を出します。そこに機構および人事配置図というのを出します。平成31年4月1日現在、そのときのこの表による人数は149人。そして、北川前町長が29年4月1日に発令したときの職員の数が156人。これは、結局、先ほど言った保育士の数5人、それを差し引きすると、これでは1人の差がある。

さらに、これは念押し。毎年3月、実は、これはもう法律で決められている。甲良町の人事行政の運営等の状況に関する条例、これは人事院勧告によって、人事院から国に地方公務員法第58条の2で規定されてるんですが、もともとは人事院がこれを公表しなさいという、そういうことでつくられている。

甲良町は平成17年3月にこの条例をつくっている。そこに職員の数、これは正規の職員、最新、これは二、三日前に配られてきたこの3月号。これによると、平成31年106人、平成30年4月1日109人。これは町長就任してその次の4月、そして、その前の北川前町長のときは106人。106人、109人、106人で推移している。これがどこに職員20人削減しましたと言い切れる。

私は、よくも、行政改革をして職員を20人定数を減らしていますと書いている。このうそによって、町民、選挙民はこの2年間で、野瀬は20人も職員を減らしている、これは大したもんだと、これはこの野瀬はやってくれるというので、野瀬に投票した人が多い。全くうそを書いたその記事をまともに受けて、この35票の差ぐらいじゃないよ、こういう現実、もう皆さんこれを見てください、もうはらわたが煮えくり返るぐらいの議会を冒瀆し、そして、こんなうそを書いて、町長、弁明することありますか。

○**阪東議長** 町長。

○**野瀬町長** 定数のことについては、職員の定数条例がありまして、多分、マックスだと思っんですけど、百二十数人から現時点の100飛び何人という、その差を申し上げたものであります。

○**阪東議長** 建部議員。

○**建部議員** もう、私、あとないんです。これだけでも終わってもいい。ちょっと時間を延長ください。墓穴掘ったよ、町長。

まず、行政改革をしようとする、町には行政改革推進本部を設置というか、起動しなければいけない。これは昭和61年にこの推進本部というのができて

いる。行政改革の推進を図るため、甲良町行政改革推進本部を置くと書いてある。その本部は行政改革大綱の策定および実施に関すること、その他、行政改革に係る重要事項に関することが、町長本部長において全課長がその委員、そこでもって、まず、今回の行政改革をどのようにしていこうかということの下相談をここでしなきゃならない。

そして、なおかつ甲良町には行政改革懇談会というのがある。その設置をして、甲良町の行政改革の推進について、必要な事項を調査審議するとなっている。行政改革をするにはその手続がある。そして、この推進懇談会で設置されている懇談会で協議が進んだ後、議会に報告をしなければならない。

そして、行政改革について議会に報告をして議会の意見を聞く。そして、その行政改革によって条例改正、いろんな改正があるとしたら議会の協力を得る。そのためには事前に議会に報告をして議会の意見を聞かなきゃならないという、そういうことがある。その手続が全然できてないよ、行政改革をあんたしたというけど、まずこういう手続が要るんだ。

それと、もう一つ、この甲良町の職員には定数条例というのがある。今、先ほど言ったように。地方自治法第96条議決事件というのがある。そこには、これとこれと、16項目による、その項目がある。これは議会の議決が必要だと。甲良町の行政を運営していくためには、これだけのことは最低議会に議決が必要だということが16項目にわたって書いている。

その1番に、条例を設け、または改廃すること。条例を制定してそれを改正、廃止すること。それは議会にかけなきゃいけないと義務づけられているんだ、これは。それを議会にもかけんと、去年の夏だったかな、行政改革して、いや、職員の定数を減らしました、誰が勝手に減らせる。この議会の条例の改正をしなきゃならない。

その条例には、議会の事務局の職員3人、町長の事務局部局の職員83人、そして、いろんな団体の職員の数が書いて、総計143人の職員の数が書いてある。その改正をしなかったら定数は減らせない。そういう議会を無視した議会をないがしろにしている行政運営、それでもって行政改革をやったし、職員の定数を減らしました、何の手続でもって、そういう減らすことができる。

条例の改正、議会にかけなかったらできない。いいかげんなことを言ってるんじゃないよ、町長。責任をとってもらうからな、これは。

ということは、私はこの問題について全くのうそ、行政改革によって定数を約20人削減しています、したいと思っていますとか、しますとかじゃないんだ。しています。これですからね。

特別委員会を設置して、その審査調査、もしくは総務常任委員会でその審査、調査を今後進めていきたいと。いかに無謀に、いかに議会を無視した、そ

ういう行政運営をやっているかということ徹底して調査をしていきたいと。議会の議決がなかったらできない、職員の定数条例も勝手に、夏だったかな、やりましたと。そんないいかげんなことで、この役場組織の根幹をなす職員の定数条例を簡単に改正して、それも議会の議決もなしでやってきてる。こんな無謀な町行政ってあるか。これは絶対徹底してそういう委員会なりで、私は最終日に提案をしていきたいというふうに思います。

時間が来ましたので、あとの質問はこれでもって取り下げます。

○**阪東議長** 建部議員の一般質問が終わりました。

ここでトイレ休憩を5分間だけさせてもらいます。

(午後 5時12分 休憩)

(午後 5時15分 再開)

○**阪東議長** 休憩前に引き続き、開会します。

次に、5番 野瀬議員の一般質問を許します。

5番 野瀬議員。

○**野瀬議員** それでは、議長より一般質問の許可が出ましたので、通告書に沿って質問していきます。

まず、新型コロナウイルスの問題ですけども、一般質問通告書を出した時点から本日まで、かなり大きく急激に変わってきております。国内および町内の情勢も変わってきております。そして本日のニュースを聞きますと、滋賀県でも感染者が出たと、大津で出たというニュースが入ってきてます。

それを通じて、順次、質問していきます。

まず、中国の武漢市発生の新型コロナウイルスが猛威を振るっております。連日、マスコミではどの番組でも大々的にニュースに取り上げています。先日の全協でも説明がありましたが、甲良町の対応、再度になりますけれども、どういう対応をしていったのか、説明をお願いします。

○**阪東議長** 保健福祉課長。

○**米田保健福祉課長** 甲良町では、2月7日に県の湖東地域健康危機管理調整会議を開催されまして、それに基づきまして、2月10日、第1回目の甲良町新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開きました。これによりまして、犬上川、みな川のクリーン作戦の中止を決定いたしました。また、町民向けに「感染症対策へのご協力」と題したチラシの全戸配布、また防災無線での放送、そのほか、甲良町のホームページに情報および厚労省、県へのサイトにつながるようにリンクを掲載しております。

2月26日、第2回目の甲良町新型コロナウイルス感染症対策本部会議では、国、県のイベント開催の方針通達を共有いたしまして、庁内、外部からの人が入る会議等に関して、県に従って中止をしていく方向で考えていくという

ことと、あと町内の学校で、もし、町内で感染者が発見された場合にはどういう対応をとるかという検討をしました。

3回目が2月28日で、この時点では小・中学校の臨時休校の方針を共有いたしました。

3月3日ですけども、4回目を開催いたしまして、母子保健事業の中止の決定ということと、あと、企業への連絡会、商工会を通して啓発チラシを配布していくという予定を決めました。それと、先ほど議員が申された、本日ですけども、大津保健所管内で60代の男性のPCR検査陽性ということが確定されて、現在入院中という情報を持っております。

以上でございます。

○**阪東議長** 野瀬議員。

○**野瀬議員** 次に行きたいんですけども、小学校、中学校、これはウイルスの関係で休校となりましたけども、私が一番危惧するのは、体力的に問題のあるお年寄り、この辺の対応が一番心配しております。町内にもデイサービスの事業者がございまして。町内のデイサービスの事業者に対して、町からの指示なり指導をどのようにやっているか、お答えください。

○**阪東議長** 保健福祉課長。

○**米田保健福祉課長** 県の方から社会福祉施設に関しての通達が出ておりますので、それをもとに町内事業者へのメールでの配信をさせてもらっています。

○**阪東議長** 野瀬議員。

○**野瀬議員** それ自身、私見てないんですけども、きちっとした対応、これからもよろしくをお願いします。

続きまして、コロナウイルスとはちょっと違うんですけども、先日というか、去年の冬、今年の冬ぐらいにインフルエンザが発生して学級閉鎖もございました。現在、春先になってインフルエンザの発生も少なくなって、最近のニュースというのは、ほとんどコロナウイルスのニュースですので、インフルエンザというのは、ほとんどニュース聞かなくなりましたけども、感染者ということであると、インフルエンザの方、かなり多いと。死亡者もインフルエンザの方が現在多いということですので、このインフルエンザについての質問を続けさせていただきます。

現在、休校中なので、なかなか、今現在の数というのは読めないと思うんですけども、この休みになる前あたりのインフルエンザの感染者という状況は、どのぐらいの数あるのでしょうか。

○**阪東議長** 学校教育課長。

○**上橋学校教育課長** 2月の最終の1週間で調査をしましたところ、甲良西小学校で1名、甲良東小学校で1名、中学校で3名でございました。西保育センタ

ーと東保育センターは、今のところ罹患者はいないという報告でした。

○阪東議長 野瀬議員。

○野瀬議員 昨年、冬場ですけども、学級閉鎖が何クラスかあったと思うんですけども、一番多かった時期で何名ぐらいの感染者がいたかというのは、今現在お持ちでしょうか。

○阪東議長 学校教育課長。

○上橋学校教育課長 申しわけありません。今、手元に資料がございません。

○野瀬議員 後でまた。

○上橋学校教育課長 昨年度ですか。

○野瀬議員 昨年度じゃなしに今年度の。

○阪東議長 野瀬議員。

○野瀬議員 続けます。新型ウイルスにしてもインフルエンザにしても、体力的に、弱い、高齢者この辺が感染の重篤化する可能性がかなり強いと。県および国から、特に高齢者中心の大きい集会は見合わせるようにということで指示が来ているように思います。この辺からすると、犬上川のクリーン作戦というのは、室外であるということと、作業に出ているのが60までぐらいかなということで思いますので、私は実施してもよかったのかなと思ってんですけども、その辺の判断、いかがだったでしょうか。

○阪東議長 住民課長。

○小林住民課長 3月1日の犬上クリーン作戦の中止につきましては、2月10日に甲良町新型コロナウイルス感染症対策本部会第1回会議において、早々に中止を決定いたしました。

その理由といたしましては、1つ目が、新型コロナウイルスについては、世界保健機構（WHO）の方より、指定感染症とされ、リスクが高い感染症であり、飛沫感染、接触感染で潜伏期間が12日程度と長く、感染している本人に気づかず、人に移してしまう市中感染まで見られるようになって、さらに流行の拡大が見られること、この中にはマスクや消毒薬も手に入らない状況であったことと、中国に関連企業がある企業も町内にはありますので、社員の移動が見られたことです。

それとまた、新型コロナウイルスは、この時点では治療法は対症療法で確立していないことと、妊婦、子どもへの影響は不明であるためというようなことも1つ入っております。

それから2つ目として、ボランティア活動として350人ほど参加していただく事業であり、参加者および企業の方にも不安を抱えながら活動していただくものではなく、リスクを考え、予防的措置が必要であるというふうに考えました。

3つ目が、清掃事業の加入している保険に対してですが、新型コロナウイルスによる感染症は補償対象外であること、以上の点から、今回のクリーン作戦は中止という形で判断させていただきました。

また、この日の同日予定されていますみな川クリーン作戦の方も同様に、中止とさせていただきます。

○**阪東議長** 野瀬議員。

○**野瀬議員** 理解できました。今までの何件かの理由によって判断されたと。正解だと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、私が確認できる場所には設置してあったんですが、ウイルス感染防止用のアルコールの殺菌剤、これは公共機関の入り口に設置してほしいという要望なんですけども、設置してあるように思うんですけども、実際には全ての公共機関には設置してあるんでしょうか。

○**阪東議長** 保健福祉課長。

○**米田保健福祉課長** 「感染症予防にご協力を」という張り紙とアルコールと、現在はマスクも一緒に置かせていただいています。

○**阪東議長** 野瀬議員。

○**野瀬議員** わかりました。

続けます。マスコミの過度のあおりとも思えるような報道、過激な報道、そして、何度も何度も同じ繰り返した報道、このために未感染者に対する予防効果の薄いマスクでは、結局、コロナウイルスは予防できないというようなことははっきりしているんですけども、この辺をマスコミがあおるといえるのか、その辺のところもあって、マスクの買い占め、この辺に広がっているように私は思っております。

今、私が心配しておるのは、今後、これから花粉症でマスクが必要な人、マスクが必要だけでも購入できないと、そういう人は非常に困っていると思います。実際、先ほども説明ありましたが、2月15日、感染症対策、ご協力をお願いしますという案内は出していただいたんですけども、マスクというのはエチケットというレベルで、マスクをつけたからといって感染症予防にはならないということは確かなんですけども、これを見る限り、なかなかそうは見えないので、みんなマスクを逆に買ってしまふん違うかなという気がします。正しく知って正しくこうなると、その辺は、あんまり安心ばかりしては困るんですけども、やっぱり何がどう作用して、こういうところには注意しなければならないというようなところを意識して感染予防につなげるということを知ってもらわないといけないんですけども、例えば、「広報こうら」等で、再度、その辺のアナウンス、それとプラス、今はひょっとすると、ましになって、デマ情報なんでましになってきたかもしれないんですけど、トイレットペーパー

なり、その辺のところの買い占め、買い占め防止というところのアナウンス、この辺もアナウンスが必要かなと思うんですけども。その辺のところの今後の町としての対応はいかがでしょうか。

○**阪東議長** 保健福祉課長。

○**米田保健福祉課長** 4月号の広報に、新型コロナウイルスを防ぐにはということで、まず1番は、手洗いであるということ、これが大切ですよということを書かせてもらいました。マスクについては文言を入れておりません。あとは、咳エチケットを行いましょうということで、咳が出る方は、前のチラシにもあったかと思いますが、手ではなくて、腕で衣服を使ってという形で人に飛ばないようにという、そのエチケットを守りましょうということと、あと、症状がある場合は、会社や保育園を休みましょうということを書いたものを載せさせていただきます。

また、全戸配布として、新型コロナウイルスという感染症はどういうものであるかということ、それから、日常生活で気をつけることということで、まずは手洗いが大切ですよということを書かせてもらっています。あと、できるだけ人混みの多い場所を避けるなど、特に、高齢者の方や持病がある方は気をつけてくださいということを書かせてもらったものを全戸配布しようと考えております。

○**阪東議長** 野瀬議員。

○**野瀬議員** よく、わかりました。

話を聞きますと、対応の薬というのは、現在ないとは思うんですけども、対応策としてはインフルエンザと同じだと、手洗い、そしてうがい、そして、気になる人は、咳のある人はマスクというところだと思うんですけども、インフルエンザの対応の処置を講じていけば、そこそこは防げるかなと思うんですけども、そのところはいかがでしょうか。

○**阪東議長** 保健福祉課長。

○**米田保健福祉課長** 感染症、一般的に感染症と言われるものに対する対応は全て同じだと思います。まずは、自分の体調を崩さないようにするということが一番大事ですので、早寝早起きとかしっかり食事を食べるとかいうところがまず一番かだと思います。

○**阪東議長** 野瀬議員。

○**野瀬議員** 続きまして、医療費の関係の方へ行きます。私は町民の医療費削減のためには、予防医療、これが大切だと思っております。現在、甲良町が進めております対応、これは現在私は評価しておりますけれども、健康診断の受診率の向上をはじめ、体力向上、そして、生きがいを持って生活をしてもらうというところを進めてもらうことによって、病気になる、病気が進行する、重い

病気になる、この辺が避けられるかなと思うんですけども、来年度4月以降、実際にこの予防医療というところに関して町が進めていく方向性はどのようなものがありますでしょうか。

○**阪東議長** 保健福祉課長。

○**米田保健福祉課長** 次年度からは、町長の公約でもあります健康づくり運動ということで、集落を中心として、一人一人の住民が健康づくりに取り組むということを展開していきたいと思っております。これにつきましては、先進地で静岡県に「ふじ33プログラム」というものがあります。これは、食生活・運動・社会参加という3つの項目について、3人が1組で行動メニューをつくっていく。自分にとって食生活では何ができる、運動では何ができる、社会参加では何ができるということをそれぞれが目標を上げて、3人1組でもう一つ目標を掲げて取り組んでいくというそういう形のものを展開していこうと思っております。

モデル地区といたしまして、長寺西地区で展開していく予定でございます。

○**阪東議長** 野瀬議員。

○**野瀬議員** あまり高い目標じゃなしに目の前の目標を掲げて生活していくというのは、私、大事なことだと思いますので、進めの方、よろしくをお願いします。

続きまして、地域福祉計画の関係ですけども、長年、地域の活動を支えていただいたお年寄り、この辺に心の安らぎを持って支え合う環境づくり、この辺が大切だと思っております。そのために各地域で地域福祉計画を進めてもらう必要があるということをおもっておりますけども、先回も私質問させていただいたんですけども、町でもここを進めると、以前、お話を聞いております。

進捗なり、来年はこの辺を進めていくというところのお話がありましたら、お願いします。

○**阪東議長** 保健福祉課長。

○**米田保健福祉課長** 甲良町地域福祉計画では、全ての住民がお互いに支え合い、誰もが笑顔で暮らせる町というものを目指して、生活の課題を解決する仕組みについて取り組むということで進めております。

基本目標の1には、支え合う担い手の育成ということで、社会福祉協議会が中心になり、ボランティアの育成の支援や福祉関連団体への支援をしております。基本目標の2、つながりの拡大と進化、また目標の3、福祉基盤の整備につきましては、高齢者福祉の仕組みといたしましては、各集落にいきいきサロンがあると思いますが、そこで展開されることで、一定の方向で進んでいるかなと思っております。

また、保健や医療・福祉・教育と視点を含めた地域包括ケアシステムというものを考えて、今、3つの集落で少し動き始めているところがあります。多世

代型の交流サロンという形をとっておられる集落もありますし、みんなが互いに助け合っていくという形のものが進むように、今後も職員が集落に出向いて行って、住民とともに考えていくということをやっていると考えております。

○**阪東議長** 野瀬議員。

○**野瀬議員** 私、この辺の福祉計画というのは、お年寄りに顔と顔を合わせて、ふだん、お話をしている人が中心になって、そういったサロンも含めてですけども、お年寄りに安心していただいて、いろんな話を聞く、そういったところが大事だと思います。だから、地域に足を置いた人が中心になって話を進めてもらうと、そういうことが大事だと思いますので、町としてもその辺のフォロー、町が実際に動くんじゃないしに、地域の人をいかに動いてもらうかというところをまずは進めてもらって、あと全体の管理を町の方がするというところを進めてもらったらいいん違うかなと思いますので、よろしく願います。

続きまして、町内および近隣のデイサービスの事業が増えてきております。甲良町はデイサービスの事業を中止して、事業を民営化という方向で、方向性を決定いたしました。私、一番心配するのは、デイサービスを利用したくても近くというか、ちょっと車で行けば利用できるということであればいいんですけども、利用したくても利用できないということになると問題があると思いますけども、利用できない人、こういった人は現在甲良町にはどのぐらいいるんでしょうか。

○**阪東議長** 保健福祉課長。

○**米田保健福祉課長** デイサービスを利用したくてもできないという方は現在ございません。

○**阪東議長** 野瀬議員。

○**野瀬議員** そうすると、デイサービスを民営化するというところも、まだ納得はできるかなとは思いますが、利用できないということであると、ちょっと心配なんでそういう質問をさせていただきました。

それと、今現在ですけども、以前のデイサービスの施設、2階の施設ですけども、以前のままになってるようになります。今後、あの施設をどう活用しようかということ考えているんでしょうか。

○**阪東議長** 保健福祉課長。

○**米田保健福祉課長** 今後の保健福祉サービス、2階の施設利用につきましては、現在取り組んでいます第8期の介護保険事業計画の策定に向けたアンケートをさせていただきますので、その中で住民の皆様のご意見を伺いたいと思っております。それを参考にしながら、高齢者保健福祉審議会において、慎重に検討していきたいと考えております。

○阪東議長 野瀬議員。

○野瀬議員 施設の改良なり、そしておそらくあのままではそのまま使えないというところがあると思いますので、予算化等も必要になると思いますので、その辺のところ、方向性が決まれば、速やかに計画を議会に例示していただくよう、よろしくお願いします。

続きまして、次、行かせてもらいます。

交通安全の対策についてですけれども、2019年、昨年ですけれども、全国で交通事故で亡くなった人、3,215人、県内では若干増えて、滋賀県増えております。京都市より多い57人亡くなっております。

私現在、何年か前に話しましたように、T I Vという組織を通じて、「交通死ゼロ」を目指した活動をしておりますけれども、地元を含めて、改善にも取り組みたいと思いますので、何点かは質問させていただきたいと思います。

先日、多賀町でおそらくブラックアイスバーンだと思うんですけれども、それによるものと思われる事故がありまして、大滝山林組合の前管理者がお亡くなりになっております。ブラックアイスバーンというのは、ほとんどアスファルトと同様に見えて、普通、運転していてもなかなかわかりづらいと。気がついたときにはもう滑ってしまっているというところがあります。そういったところがありますので、道路管理者側でブラックアイスバーンが起こらないようにする。もしくは看板等でアナウンスして、発生しやすい場所であることを注意喚起する必要があると考えます。

このシーズンはもう3月に入りましたんで凍結することはないと思いますが、次のシーズンに向けて、甲良町の道でブラックアイスバーンになり得る場所、こういった場所をまず把握できているんか、そして、把握できているとすると、その辺の注意喚起、ここはブラックアイスバーンになる、なって危ないですよという注意喚起、この辺の注意喚起が必要であると考えますが、その辺のところはいかがでしょうか。

○阪東議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 アイスバーンとなり得る箇所につきましては、橋の上であるとか、日が当たりにくい場所、交差点付近であるとか、雪が降り続いて圧雪になるなど、アイスバーンが考えられます。

先日の事故につきましては、そういう条件のもと発生しておるようでございます。アイスバーンとなり得る箇所はどこでも考えられるというふうに思っております。

通行には十分注意していただくことが一番ではありますが、橋の上とか、極端なところだと、融雪剤などを散布するというようなことも今後は検討していく必要があると考えております。

○阪東議長 野瀬議員。

○野瀬議員 橋の上というのは確かに理解できるんですけども、それプラス、そこに水が流れてるといふところが、もう一つポイントとしてあると思いますので、水の流れるところ、その水の流れが凍ってしまって、薄く氷が張るといふところが一番危ないと思いますので、そういったポイントで、ちょっと危険な場所、調査をよろしくをお願いします。

続きまして、あつてはならないことなんですけども、町職員の交通事故の発生なんですけども、ここ最近、ここ一、二年なんですけども、事故発生といふのは、物損事故も含めてなんですけども、いかがだったでしょうか。

○阪東議長 総務課長。

○中川総務課長 今年度ですが、公用車で敷地内で2件発生しております。1件は9月に発生して、図書館の敷地内でバックしながら看板に当たったと。もう1件は、11月に保健センターの敷地で、それもバックしながらちょっと壁に当たったといふのがあります。

○阪東議長 野瀬議員。

○野瀬議員 交通安全といふのは、注意し過ぎてもこれはもう切りがないと。いくら注意してもいいという意識で運転はしていただきたいと、口が酸っぱくなるほど、今後の指導をよろしくをお願いします。

続きまして、滋賀県が作成した交通事故マップといふのは、私は見たことがあるんですけども、町内の道路で物損事故も含めてここで事故が起きましたよといふ事故マップ、こういったものを私は見たことないんですけども、実際あるんでしょうか。

○阪東議長 総務課長。

○中川総務課長 今、議員が言われたとおり、滋賀県警の方で、昨年、滋賀県全体の事故マップ、発生マップは作成されているようです。甲良町についてはまだそのマップは作成しておりません。

○阪東議長 野瀬議員。

○野瀬議員 実際に今すぐというわけではないんですけども、危ないところありますよね。何度も発生している、下之郷の交差点とか、運動公園へ行くところの交差点とか、そういったところ、危険箇所、やっぱり甲良町内にアナウンスすべきだと私は思いますので、過去の事故のあった箇所を皆さんに明示するという意味で、こういった事故マップといふのをぜひともつくっていただきたいと、よろしくお願ひしたいんですけども。

○阪東議長 総務課長。

○中川総務課長 今、提案いただきましたので、過去に事故の起こったところを一遍図面に落としてみて、なるべく啓発に使いたいと思いますので、よろしく

お願いします。

○阪東議長 野瀬議員。

○野瀬議員 続きまして、学力向上というところでの話に移らせてもらいます。現在、新型コロナウイルスの影響で休校となっておりますけども、来年度から教育が大きく変わるということを聞いております。

予算書を見ると、小学校5年生、6年生と中学校1年生にタブレットを配布するという予算計上もしてありますが、国もタブレット端末を生徒に配布するという計画もあるようです。そのような国のICTの計画と、今、町内の計画、並行してあるんですけども、これは、今現在の町のタブレットというのは、国の補助をもらっての動きなんでしょうか。その辺のところはいかがでしょうか。

○阪東議長 学校教育課長。

○上橋学校教育課長 今のところ、国の補助をもらって進めていく方向で検討しております。

○阪東議長 野瀬議員。

○野瀬議員 おそらく満額ではないと思うんですけども、割合はわかりますでしょうか。

○阪東議長 教育次長。

○福原教育次長 割合については調べておりますが、予算決算の方で言おうと思っておりますので、今ちょっと資料はありません。

○野瀬議員 予算決算常任委員会の方で、後で、数字をよろしくお願いします。

○阪東議長 野瀬議員。

○野瀬議員 その辺、タブレットですけども、単に配るだけということではなかなかうまく運用できないというところがありますので、準備不足では有効活用ができひんというところがありますので、どのようにそれを使っていくかという計画、教育、下手すると、こう生徒が遊んでしまうというところもありますので、しっかりした、こういう方向でそのタブレットを利用して教育する、授業をするというところの計画がないとまずいと思いますので、その辺の計画は現在どのように考えておられますでしょうか。

○阪東議長 学校教育課長。

○上橋学校教育課長 以前から、ICT教育、情報活用教育ということで、学校の授業に取り込んでいますので、先生方もいろんな研修を通じて、力をつけていただいて指導に活かしていただいているところです。

さらにタブレットが入ってきますので、それを使った事業について、どのようにしていけばいいかということ、もう既に、昨年12月に研修をしておりますし、今後もまたさらに、教頭それから情報担当を集めて連絡会議等持ちながら、そこで中身について協議を重ねて授業に活かしていきたいというふうに

考えております。

○**阪東議長** 野瀬議員。

○**野瀬議員** おそらく先進地区、全国でいろいろあると思いますので、しっかり先進地区の情報を聞いて無駄にならないような、それを使って少しでも甲良町の学力が向上するようにとということでもよろしくお願いします。

続きまして、来年度から英語教育というのは本格化するということを聞いておりますけども、今までですと、中学校で中心になって英語教育をするということで動いてるんですけども、小学校から英語教育を今後進められるということで聞いておるんですけど、教師の確保とか、あと、カリキュラムの関係、その辺はもう既に決まっておると思うんですけども、いかがでしょうか。

○**阪東議長** 学校教育課長。

○**上橋学校教育課長** 教師の確保につきましては、今年度同様に、県の方からも英語専科教員ということで1名派遣していただく予定になっておりますので、そういった先生を中心にしながら、ALTの先生を活用させていただきながら、英語の授業を行っていきたいというふうに考えています。

先ほど、木村議員のご質問の中にもあったとおり、先生方、自信を持って授業に臨んでいただくために、これはもういろんな授業を見ていただいて、研修を積んでいただくしかないかなというふうに思っていますので、引き続き、そのあたりは進めていきたいと考えています。

あと、カリキュラム的なことにつきましては、英語が教科化されるのは5、6年なんですけれども、甲良町では1年生からもう既に英語教育に取り組んでおりますし、できれば就学前の子どもたちにも英語の方に親しんでもらって、少しでも早い時期から英語の力をつけていくような、そんな取り組みを進めていきたいと考えております。

○**阪東議長** 野瀬議員。

○**野瀬議員** 小学校の先生というと、専任の先生じゃありませんので、そのクラスを受け持ちの先生がいろんな授業を教えるということになるんですけども、全ての先生が英語が得意かということ、そうでもないと思いますので、その辺のフォローは大丈夫でしょうか。

○**阪東議長** 学校教育課長。

○**上橋学校教育課長** 今ほど申しました英語専科の先生というのは、中学校英語の免許を持たれた先生です。その方に小学校に入っていて、今年度も授業を進めてまいりました。担任とその先生と、そしてALTという形で、担任が外れる場合もありましたけれども、そういった形で進めておりますので、かなり本格的な内容の英語の授業は行われているということでございます。

○**阪東議長** 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。今後、小学校、英語というところで学力がつくようによろしく願います。

そして、次、最後の質問ですけども、学力向上というのは私望むところなんですけども、単に学校の成績の順位を上げるだけじゃなしに、情報化社会の中で自分に必要なもの、この辺を取捨選択できる力とか、グローバル化した社会で困難を乗り越える力とか、そういった社会として自立するための人間教育、この辺が必要だと考えています。人間力の教育というか、その辺を私、最終的に目標にさせていただくのが一番いいかなと思うんですけども、今後の学校教育、どのように実施していくんかという計画があれば願います。

○阪東議長 学校教育課長。

○上橋学校教育課長 今、議員がおっしゃっていただいた人間力、そういった総合的な力をつけていくということで、学校のカリキュラムの中には、キャリア教育という部門がございます。そういったことは進路学習につながるんですけども、そういったキャリア教育ということで将来自分がどういう生き方をしていくのかということを経済的に捉える、そういったことでございます。

その中で、来年度からの新しい学習指導要領の中には、総則の中にキャリアパスポートを子どもたちに持たせましょうということがうたわれておまして、そのキャリアパスポートって何だということになるんですが、それは小学校1年生から高校3年生まで、自分の生き方を計画を立て、振り返りというのをずっと繰り返していく、そういったカルテのようなものを持ち上がっていくといったものなんです。

それを新たに取り組みを進めていくという、これは全国的な取り組みでございます。そういったことをしながら、子どもたちに将来への展望を持たせていくという、そういった取り組みを進めてまいります。

○阪東議長 野瀬議員。

○野瀬議員 申しわけないんですけど、キャリアパスポート、私よく知らなかったの、後で結構なので、資料をいただけますか。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○阪東議長 野瀬議員の一般質問が終わりました。

以上で本日の日程は全て終了しました。本日はこれをもって散会します。ご苦労さまでした。

(午後 6時00分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 阪 東 佐智男

署 名 議 員 山 田 充

署 名 議 員 山 田 裕 康